

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 8 年 2 月 2 8 日開会

平成 1 8 年 3 月 1 4 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 8 日

1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会定例会(1日目)

平成18年2月28日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長施政方針・議案説明
- 日程第4 請願第1号 請願の件(さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願)
- 日程第5 議案第83号 北杜市・小淵沢町合併協議会の廃止について
- 日程第6 議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について
(常任委員会付託)

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 坂本 静 | 2番 植松一雄 |
| 3番 篠原眞清 | 4番 千野秀一 |
| 5番 五味良一 | 6番 利根川昇 |
| 7番 渡邊陽一 | 8番 鈴木今朝和 |
| 9番 浅川哲男 | 10番 秋山九一 |
| 11番 小尾直知 | 13番 風間利子 |
| 14番 田中勝海 | 15番 浅川富士夫 |
| 16番 小林元久 | 17番 小澤 寛 |
| 18番 篠原珍彦 | 19番 保坂多枝子 |
| 20番 内田俊彦 | 21番 鈴木孝男 |
| 22番 細田哲郎 | 23番 林 泰彦 |
| 24番 坂本治年 | 25番 中村隆一 |
| 26番 中村勝一 | 27番 岡野 淳 |
| 28番 小林忠雄 | 29番 小澤宜夫 |
| 30番 内藤 昭 | 31番 秋山俊和 |
| 32番 小野喜一郎 | 33番 渡邊英子 |
| 34番 中嶋 新 | 35番 小林保壽 |
| 36番 古屋富藏 | 37番 清水壽昌 |

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

31番 秋山俊和

32番 小野喜一郎

33番 渡邊英子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	生活環境部長	坂本伴和
教育長	小清水淳三	教育次長	小池光和
産業観光部長	植松好義	建設部長	真壁一永
明野総合支所長	萩原武一	須玉総合支所長	長坂治男
高根総合支所長	深沢袈裟雄	長坂総合支所長	小沢孝文
大泉総合支所長	藤原宝	白州総合支所長	植松治雄
武川総合支所長	福井俊克	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正壽

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

平成18年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成18年第1回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご壮健にて出席をいただき、ご同慶に存じます。

3月15日には、小淵沢町との合併により新北杜市として、新たな誕生を迎えます。新市に対する住民の期待も大きいと思います。8つの個性を発揮して、北杜市がさらに発展することを望みます。

本定例会も精力的、かつ慎重に審議をし、市民の負託に応えてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は条例34案件、補正予算21案件、当初予算23案件、その他8案件の合計86案件であります。

次に平成17年11月および12月分、平成18年1月分の例月出納検査と定期監査について、監査委員から報告がありました。

次に本定例会におきまして、報道関係者等から撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、報告事項を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月14日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月28日から3月14日までの15日間に決しました。

なお、定例会ですので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知お祈いします。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

31番議員 秋山俊和君

32番議員 小野喜一郎君

33番議員 渡邊英子君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長から施政方針および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成18年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

世界に目を向けますと、中東など国際情勢が不透明感を増す中、靖国参拝問題等による中韓両国との関係修復や拉致問題を抱えた北朝鮮との外交問題、鳥インフルエンザによる環境問題など、国際的に大きな課題を抱えております。

一方、国内では財政再建、年金・医療制度改革、少子高齢化、原油高騰による経済への影響等、課題が山積しております。また、耐震強度偽装、アメリカ産牛肉輸入問題、ライブドア事件などが、国民の生活を揺るがしております。

現在、国会においては、平成18年度予算が審議されております。一般会計総額で前年度比3%減の79兆6,860億円の規模になっており、29兆9,730億円を国債発行に依存しておりますが、新規の国債発行額を、平成17年度の約34兆円より大幅に減額し、30兆円を下回ったことは、国の財政再建へ向けての強い決意が感じられるところです。

一方、県の一般会計予算案の総額は約4,500億円で、5年連続マイナスとなっており、国と同様の緊縮型予算であります。少子化対策、観光振興、子どもの防犯対策や防災対策を含む、安心・安全なまちづくりなどを重点に掲げた編成となっております。

次に、北杜市の当面する課題について申し上げます。

まず、財政の健全化についてであります。

歳入では税収入に一定の増加が見込まれるものの、合併前から脆弱な財政基盤であったことに加え、三位一体改革による国庫補助負担金や臨時財政対策債、地方交付税の減少、歳出では公債費、扶助費などの義務的経費の増加などにより、財政が硬直化することは目に見えております。今後、行財政改革を積極的に進める中で、財政健全化に努めてまいる考えであります。

次に、行政改革についてであります。

私は行政改革を本市の将来を見据えた、北杜市再建のための行革と位置づけ、強い決意で臨んでまいる考えであります。

昨年8月に、行政改革の推進に関する重要事項の審議および行政改革大綱の策定について、行政改革推進委員会に諮問し、去る2月24日に答申をいただきました。

行政改革推進委員会では、委員の皆さまからは大変貴重なご意見や、厳しいご意見をいただいたところであり、委員の皆さまの、多大なご指導とご協力に心から敬意と感謝を申し上げます。

委員会からの答申をふまえ、市民の目線で先に見える計画を基本姿勢として、行財政運営の基本指針となる北杜市行政改革大綱および、改革を進めるための行財政改革アクションプランを早急に策定する考えであります。

これからの行政運営は、自己決定と自己責任が基本であります。行政改革大綱では、市民と

行政の役割分担の明確化を改革の基本理念とし、改革の基本目標に3つの柱を掲げ、改革に取り組んでまいりる考えであります。

第1の柱は、北杜市の最重要課題である財政の健全化であります。硬直した財政構造の抜本的な改善を図り、弾力性を回復するための新たな財政健全化計画の策定、公共工事の見直し、公営企業の経営健全化などに取り組んでまいりる考えであります。

第2の柱は、限られた財源の中で、より効率的なサービス・事業を展開していくための施策の再構築と市民との協働であります。行政の主導體制を見直し、公助、自助および共助の考え方を明確にした行政運営への転換を図り、市民と行政の協働の拡充を図ってまいりる考えであります。

第3の柱は、より一層、簡素で効率的な行財政システム確立のための市役所の構造改革とスリム化であります。事務事業や組織機構と整合させながら、定員適正化計画を策定し、職員の削減に取り組むとともに、職員の人材育成、さらには職員の能力、実績を重視した人事評価制度の導入などを検討し、実施する考えであります。

行政改革は、ときに痛みを伴うものであり、現状を排除することも必要となります。北杜市が安定した財政基盤を築き、発展していけるよう議会をはじめ、市民の皆さまにはご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、行政組織の再編についてであります。

新たな行政課題や、ますます高度化・多様化する市民ニーズに対応するためには、組織力の強化を図りながら、時代に即した組織機構に再編する必要があります。

このため、政策秘書課・医務課の設置および、産業観光部を農政課、林政課、商工課、観光課に再編するとともに、新たに新エネルギー担当、まちづくり担当、包括支援センター担当等を設置し、時代を理解し、市民に分かりやすい組織の再編を行うこととしております。

次に、小淵沢町との合併についてであります。

北杜市と小淵沢町は、歴史的に見ても、地理的關係においても、人々の心のつながりを考えても、昔から一体の地域であることは、誰もが認めるところであります。合併後も、心のつながりを基本とし、速やかな新市の一体感形成のため、最善を尽くしてまいります。

今日までの合併協議において、貴重なご意見や多大なご協力を賜りました市議会議員、ならびに合併協議会委員各位には、衷心から厚く御礼申し上げます。

次に、指定管理者制度についてであります。

本市では、行政の担うべき役割を明確にし、民間のノウハウを生かすことで、公の施設における市民サービスの向上と効率的な管理運営を行い、経費節減を図るため、指定管理者制度の導入に向け、手続きを進めてきたところであります。議員各位にも、多くのご指摘をいただきました。この結果、4月から97の施設で指定管理者による管理をスタートさせてまいります。

今後、市としましては、これら指定管理者による施設の運営状況を監督し、市民サービスの低下を招くことがないよう、十分指導してまいりる考えであります。

また、残る直営施設についても施設ごとの設置目的、利用形態などを見極め、市民サービスのさらなる充実と、簡素で効率的な行政運営のため、指定管理者制度の導入を含めた施設のあり方を検討してまいりる考えであります。

次に、峡北地区最終処分場についてであります。

山梨県が昨年11月に明野町浅尾地内に建設地を決定したことに伴い、12月1日には処分

場建設に対する要望を行い、12月21日には埋め立て廃棄物量の概ね3割減、公害防止協定の締結、安全管理委員会の設置など、6項目にわたる基本協定書を取り交わしたところであります。

私は市長就任以来、県に対し一貫して、安全・安心な施設の建設を要望してきたところであり、明野町が抱えてきた痛みを北杜市全体の痛みとして捉える中で、その痛みを軽減すべく努力してまいりました。

このような中で、昨年締結した基本協定は、安全・安心につながる施設建設を最優先課題としてきた北杜市の要望が、反映された内容であると理解しており、今後は、基本協定の中で担保された項目についての具体的な協定締結に向けて、取り組むとともに、さらなる住民の理解を得るべく、努力をしまっている考えであります。

また、建設地内で発掘され、高い評価を受けております埋蔵文化財の保存等につきましては、県も規模縮小の中で配慮していくとの見解を示しており、北杜市といたしましても、今後の調査結果を注意深く見守り、専門家の意見も聞く中で、文化財保護法に基づく適切な保存方法を検討してまいります。

次に、北杜市が目指す将来都市像「人と自然が躍動する環境創造都市」の実現に向けた7つの杜づくりの柱に沿い、平成18年度の施策につきまして、ご説明申し上げます。

まず、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

本市の教育重点施策であります、原っぱ教育につきましては心豊かな人づくり、迷惑をかけない人づくり、汗をかく尊さを知る人づくり、清く正しく協調性のある人づくり、心身ともにたくましい人づくりの5本の柱による人づくりを目的として、昨年スタートいたしました。

平成18年度は、北杜市内の小中学校で、ホテルが生息している個所の水質調査や、教科書を使わず、生の教材を使った地域の動植物の生態系を学ぶ授業などを計画しており、本市の誇れる自然環境での教育こそが、原っぱ教育の原点であります。

各小中学校が児童生徒一人ひとりに応じた、心豊かな人材づくりのため、朝読書や地域の伝統芸能に触れたり、養護施設や介護施設のボランティア活動から、清く正しく協調性のある人材づくりなど、工夫を凝らしたプログラムを積極的に取り入れ、家庭・学校・地域と連携した、本市の特色ある教育を進めてまいります。

甲陵中学校および甲陵高等学校は、一部事務組合で運営してきましたが、小淵沢町との合併により市立甲陵中学校と高等学校となります。

県内の公立学校の中で唯一、行われています中高一貫教育は6年間の計画的、継続的、効率的な教育指導のもと、高い志を持った気骨ある人材の育成を教育目標として、ゆとりの中で個性を尊重した教育、つながりの中で継続して行う計画的で特色ある教育、交流の中で豊かな人間性を育む教育など、生徒の個性を伸ばした人材育成を進めてまいります。

教育施設整備につきましては、地震発生時における児童生徒等の安全確保と地域住民の応急避難場所として、学校施設の耐震化を進めており、平成18年度は武川小学校北校舎耐震補強工事、高根東小学校については老朽化が著しいため、耐震補強と大規模改修工事を併せて計画しております。小淵沢中学校につきましても改築工事を計画しており、平成18年度は仮設校舎と校舎解体工事を予定しております。

また、学校給食センターの建設につきましては、平成16年度に新築稼働している長坂学校給食センターを除き、市内1カ所での建設を視野に入れ、検討を重ねているところであります。

最大調理可能食数2,500食規模の施設を建設することとし、その基本設計を行う考えであります。

囲碁美術館につきましては、日本棋院の元職員から寄贈された囲碁に関する絵画や陶磁器、書物など貴重な資料1,200点について、広く一般に公開して、北杜市の新たな文化拠点にしたいと考えております。このため、長坂総合支所2階の空きスペースを活用し、今年夏ごろのオープンを目指し、準備を進めることとしております。併せて、囲碁学習や体験教室の場としても活用していく考えであります。

囲碁は、誰にでも楽しめる知的なゲームであると同時に、その奥深さは底が知れません。囲碁に親しむ過程で、人間形成や人材育成にも大いに役立つと考えております。

図書館につきましては、金田一春彦記念図書館の改修によって書架スペースが充実し、貴重な資料、蔵書も数多く配置できるようになりましたので、金田一春彦記念図書館を中央館と定め、地域館のとりまとめを行うとともに、市民サービスの充実に努めてまいります。

谷戸城ふるさと歴史館につきましては、国指定史跡である谷戸城跡をより深く理解していただくためのガイダンス施設として整備してまいります。同時に、市内の類似施設につきましては、生涯学習を推進する上で効果的な運営ができるよう、統廃合を視野に検討してまいりる考えであります。

次に産業を興し、富める杜づくりであります。

山梨中央銀行による1月の経済概況によりますと、県内の景気は、全体として回復に向けた動きを維持する中で、生産は上向きの動きを示している。また、個人消費は多少上向きで、雇用・所得面では、横ばいの状況にあるとしております。

このような経済状況から市内の製造業につきましても、総じて安定的な動きを示しており、景気は多少上向き傾向にあると思われませんが、原油価格の高騰などによる影響が懸念されるところであります。一方、小売業につきましては、伸び悩み傾向が見られ、低迷状況が続いております。

このような状況下、私は市内の各事業所の実情をお聞きするため、1月中旬に市内の事業所54社を訪問いたしました。

各事業所とも総じて好調の感があり、中でも海外進出事業所が好調である印象を受けました。この訪問の際、事業所周辺の市道拡幅など、いくつかの要望もいただきました。これらの要望につきましては可能な限り対応し、商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。今回の訪問を通じ、行政と事業所の意思疎通の場が必要であることをも痛感いたしました。

幸いにも北杜市企業交流会が、まもなく設立の運びであります。このような組織を活用して多くの議論を交わし、一つひとつの課題を解決しながら商工業の振興を図ってまいりたいと考えております。

農業振興につきましては、全国に誇れる北杜市産米の生産振興と品質向上を目指し、平成17年度から売れる米づくりに取り組んでまいりました。

平成18年産米については、山梨県の生産数量の国の配分は昨年比2.1%減となりましたが、北杜市分については、県内有数の穀倉地帯であることから県内調整により昨年比0.2%減にとどまり、9,788.6トンの生産数量が配分されたところあります。

市といたしましては、米の生産を中心とした農業振興施策を積極的に推進するため、梨北農業協同組合が行う、水稻苗の生産拠点の整備に助成することとしております。この施設は、水

稲苗の生産拡大と食の安全・安心対策を目的とした、温透消毒機能を装備した総合的な施設であり、高齢化しつつある農業者への支援にもつながると考えております。

また、農業生産規模の拡大と併せ、農業基盤である優良農地の維持および遊休農地解消対策として、担い手の確保・育成を目的とした集落営農組織の構築を引き続き推進し、各町1組織以上の構築を目指してまいります。

NHK大河ドラマ「風林火山」が平成19年に放映されることが決定いたしましたので、2月1日、小湊沢町の関係者とともに、NHKにロケ誘致を要望したところであります。

国民的テレビ番組であるNHK大河ドラマの「風林火山」が北杜市内でロケされ、放映されることは、北杜市の名を全国にPRできる絶好のチャンスでありますので、NHKにも協力しながら、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

また、県・市町村合同で、平成18年度から3年間全国で大型観光キャンペーンを実施いたしますが、これと軌を一にして魅力ある観光地づくりに努め、北杜市を全国にPRしてまいります。

日本経済新聞による国内リゾート地ランキング調査が昨年あり、消費者評価部門では、魅力度、将来性において、八ヶ岳南麓地域が沖縄を除いて全国一との調査結果が報道されました。首都圏からの利便性から週末リゾート地として、その将来性が大きな魅力のようであります。このことから、北杜市の観光は大きな財産でありますので、北杜市観光協会を早期に設立し、地域間の連携を図り、観光振興に取り組んでまいる考えであります。

次に安全・安心な杜づくりについてであります。

健康と長寿は市民誰もの願いであり、認知症や寝たきりにならない自立した生活ができる健康寿命の延伸を目標に、住民総合健診を実施しております。

平成17年度の健診結果は、受診者数1万600人で、そのうち43人からガンが発見されました。また、医療費高騰の原因である生活習慣病と、その予備群5,600人については糖尿病教室などの健康教育、保健指導を地区ごとに行っております。こうした健康管理事業が、医療費の抑制につながるものでありますので、健診の個人負担は県内最低レベルであります。それを維持するとともに、県内最高レベルの受診率を、さらに向上するよう努めてまいる考えであります。

平成15年に山梨県が行った、不妊に悩む者に関する調査によると、行政に望むことの第1に治療費や検査費の補助が挙げられております。市では、毎週水曜日に市民健康相談を実施しておりますが、その中でも不妊で悩んでおられる方の相談が数多くあります。このようなことから、子どもを授かることができない方の負担を軽減するため、新たに不妊治療費の一部を助成することとしております。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険税は、旧町村の条例を適用して不均一課税を行ってまいりましたが、合併協定における方針に基づき、平成18年度からは統一した課税を行ってまいります。旧町村時代から、国保税の見直しが十分されてこなかったこと、また、医療費や介護費が合併協議当時の予想をはるかに上回っていることなどから、国保会計は破綻状態に近く、国保税を引き上げざるを得ない状況であります。

去る2月2日、国保運営協議会に具体的な数値をお示しし、慎重な審議をいただき了解を得ましたので、今議会に北杜市国民健康保険税条例案を提出しております。

介護保険につきましては、介護保険料を保険料給付の実績と将来の見込みに基づき、3年ご

とに見直しを行っております。

平成18年度からは、本年度策定した老人保健福祉計画および介護保険事業計画に沿って、介護保険が運営されることとなりますが、新しい計画では高齢者の増加率3%、介護を必要とする人の増加率5%、介護サービス利用量の増加率7%などをふまえた中で、介護保険料基準額を月3,170円と設定したところであります。

筋力トレーニングで、体の衰えを防ぐ介護予防サービスなどを盛り込んだ、介護保険の新しいサービスが4月から始まります。この事業は介護保険法に基づき、市が新たに設置する地域包括支援センターが実施することとなります。組織の立ち上げにあたっては、現在設置している在宅介護支援センターを再編し、その業務を含めた中で地域包括支援センターを市役所内に設置することといたしました。

障害者への福祉サービスを一元化し、費用の原則1割負担を求める障害者自立支援法が、4月1日施行になります。この法律により、障害者の程度区分の審査・判定、サービス支給の要否を決定するにあたり、専門家で構成する介護給付費等の支給に関する審査会の設置が義務付けられましたので、今議会に、関係条例と予算を提出しております。

社会福祉法人 愛寿会が長坂町に身体障害者療護施設を建設することになりましたが、この施設は常時介護を必要とする身体障害者の治療と介護を提供するもので、障害者本人および家族の皆さんが将来にわたって安心していただくための施設でありますので、県と同額の助成をしてみたいと考えております。

地域ぐるみの学校安全の取り組みとして、昨年11月に防犯の専門家などによるスクールガードリーダー2名が県から委嘱され、学校の巡回指導等を実施してまいりました。

平成18年度は1名増の3名が委嘱され、継続的な安全体制を確保する一方、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係団体と連携したモデル地区を市が指定し、安全で安心できる学校が確立されるよう、地域からボランティアを募り、登下校中における声掛け運動等の取り組みを行ってまいります。

CATVデジタル化対応事業につきましては、2011年地上デジタル放送移行に伴い、市内全域にデジタル放送が視聴可能となるよう、民間業者のご協力もいただきながら、光ケーブルの構築工事を行い、デジタル放送に対応できるよう整備を行ってまいります。

次に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

下水道事業につきましては、本年度末で普及率が80%となり、今後は市の下水道計画を再検討する中で事業を進めてまいります。また、須玉町和田地区および江草地区の18年度末供用開始に向け、整備を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、配水池の整備、老朽管および石綿管の布設替え等、施設整備を平成18年度も進めてまいります。

また、料金設定、給水区域の見直し等につきましては、多くの課題が山積しておりますが、北杜市簡易水道委員会を立ち上げ、協議・検討を行い、ご意見をいただく中で改善に取り組んでまいりたいと考えております。

まちづくり交付金事業につきましては、長坂駅前周辺整備事業につきましては、平成16年度から事業を進めてまいりましたが、平成18年度からは、長坂駅前広場と駐車場および駅前交差点の整備等、本格的な工事に着手する予定であります。

また、平成17年度から事業に取り組んでおります清里地区についても、駅前のJR用地の

取得、駅周辺の整備を進めてまいります。

次に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

環境対策につきましては、近年、国際的に地球環境問題が重要視されており、特に温室効果ガスの増加による地球温暖化対策が大きな課題となっております。

平成17年2月には京都議定書が発効され、国としても地球温暖化対策に本格的に取り組んでおります。市の施策においても、これらの社会状況を念頭に置いた取り組みが必要であります。

北杜市は、日本一の日照時間を誇っています。また、市域の約8割が森林であり、その森林に源を發する水は名水として、全国に知られています。この自然環境を活かしたエネルギーとして、太陽光発電や水力発電があります。これらの施設を導入することによって、石油や天然ガスなどの化石燃料の消費が軽減され、また、それに伴って排出される二酸化炭素の排出量を減らすことができるなどのメリットがあり、地球温暖化防止につながるものであります。

太陽光発電は、すでに公共施設や民間でも導入しておりますが、今後も公共施設や学校などの施設の新設、改築などに併せて、導入を検討していきたいと考えております。

平成18年度からは、個人住宅への太陽光発電システムの導入に対し、助成をしまいる考えであります。

また、国においては、メガワットクラスで発電する大規模太陽光発電システム実証研究施設が検討されておりますので、市としては、施設の誘致に全力で取り組んでまいります。

北杜市の豊かな水を活かした中小水力発電につきましては、村山六ヶ村堰を活用した発電所建設工事の設計を行っており、平成18年度には発電所建設および管路の布設を行う考えであります。

昨年の12月から実施しております里山整備補助事業につきましては、山林所有者からの問い合わせも多く、団体林・共有林を管理する代表者を対象に行った説明会においても、大変好評をいただいております。平成18年度も引き続き、事業を推進していく考えであります。

なお、本年度の事業実施の見込みは申請者41件で、山林面積は28ヘクタールとなる予定であります。

先ごろ、農林水産省の全国疎水百選に高根町の村山六ヶ村堰が選ばれ、大変うれしく思っております。市内にはたくさんの湧水があり、飲料水および農業用水として利用されておりますので、今後も水源涵養を大切に、森林保全に力を入れていきたいと思っております。

次に交流を深め、躍進の杜づくりについてであります。

本市では、国際交流として、アメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡、韓国抱川市、カナダ、アルバータ州クロウズネスト・パス町と交流を行っております。

まず、ケンタッキー州マディソン郡との交流については、財団法人Keep協会の協力により相互代表団による訪問、中学生のホームステイ、文化交流などを積み重ね、今年で17年目を迎えます。直接交流に携わった方たちも、日米合わせて約950人となりましたが、今後も国際感覚を養いながら、相互の友好関係が深まることを期待しております。

抱川市との交流は、5年目を迎えました。本年も昨年と同様に、抱川市で行われる青少年文化体験行事への中学生の参加、相互文化交流を計画しております。

また、この交流のきっかけとなった、高根町出身の浅川巧を描いた小説「白磁の人」の映画化も白磁の人映画製作委員会において進められており、これが実現しますと、両市のみならず

日韓両国の相互理解が、さらに深まるものと思います。

クrouズネスト・パス町との交流は、平成18年度も5月に約20名の中学生を派遣し、国際性豊かな人材の育成を図ることとしております。

次に、連帯感のある和の杜づくりについてであります。

地域委員会は市民と市が協働して、よりよい地域づくりを行っていくため、各町に設置され、地域の特色を生かしたイベントの開催、伝統文化の継承、自治会活動の支援、まちづくりグループの支援など、さまざまな事業を展開しております。

今後は地域委員会相互の交流を深め、効率的な予算執行をはじめ、市民の皆さまの一体感が図れるような活動を行うことが重要であると考えております。

男女共同参画推進につきましては、高度情報化、国際化など社会情勢が変化する中で少子化が進み、人口減少期を迎えている今日、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、それぞれが個性と能力を生き生きと発揮できる、男女共同参画社会の実現が不可欠であります。

家庭、職場、地域などあらゆる場において、市民と市が一体となり、共通認識の中で自分たちのできることを少しずつ推進していくことが大切であります。

こうしたことから、男女共同参画プランを策定するため、策定委員のご協力をいただきながら作業を進めてまいりましたが、このたび、プランを策定いたしましたので、ダイジェスト版を各戸に配布する予定であります。

また、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、今議会に男女共同参画推進条例案を提出しております。

次に、北杜市の花・木・鳥の制定等についてであります。

市の基本理念である、人と自然が躍動する環境創造都市にふさわしい市の花・木・鳥を市民から募集し、制定する考えであります。また、市民憲章につきましても、市民の団結と住みよいまちづくりや、限りない可能性を秘めた子どもたちを育むふるさとづくりの方向性を示す羅針盤として、制定してまいります。

引き続きまして、提出案件についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は条例案件34件、平成17年度補正予算21件、平成18年度当初予算23件、合併にかかる協議案件3件、その他5件、合わせて86件であります。

条例案件のうち1件は、小淵沢財産区議会条例の制定で県知事の提案となります。

次に平成18年度一般会計当初予算であります。予算編成にあたりましては、三位一体の改革に伴い、北杜市への具体的な影響を的確に把握する中で、新たな政策課題については、既存事業の見直しを行うとともに、既存の事務事業については、総合的見地から検討を加え、廃止、縮小、整理、統合など事業の見直しを行ったところであります。また、公共事業については必要性、優先度、効果などを検討し、重点的効率化に努めました。

その結果、平成18年度北杜市一般会計予算の総額を286億3,900万円と定めたところでありますが、平成17年度の北杜市の予算現額とほぼ同額となっており、小淵沢町の経常経費予算を含んでいますので、合併による財政効果が表れた予算となりました。

国の三位一体の改革に伴い、自然収入は若干の伸びはあるものの、地方交付税、国・県支出金等の減額により、厳しい財政状況の中での予算編成となりましたが、人と自然が躍動する環

境創造都市実現に向け、7つの杜づくりを積極的に推進できるよう努めたところであります。

その主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

新たな取り組みといたしまして、地域ぐるみで学校安全に関する実践的な取り組みを行う、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に339万1千円。安全の確保と教育施設の充実を図るため、武川小学校の耐震補強、高根東小学校の大規模改修と耐震補強や小淵沢中学校改築事業のうち仮設校舎と校舎解体費など、学校施設整備事業に6億2,831万8千円。(仮称)囲碁美術館整備事業に1,223万3千円。谷戸城ふるさと歴史館整備事業として、8,132万5千円等を計上しております。

次に産業を興し、富める杜づくりであります。

観光イベント事業、ウェルカムサイン設置などの観光振興事業に5,626万円。担い手農業者育成事業に1千万円。強い農業づくり交付金事業に3億3,195万円を計上しております。

次に安全・安心で、明るい杜づくりであります。

不妊治療費助成事業として、600万円。北杜市保健計画策定事業424万4千円。身体障害者療護施設建設費補助金6,354万6千円。住民総合健診事業に2億5,187万5千円。CATVデジタル化対応事業10億8千万円。市営住宅建設事業に2億5,676万2千円を計上しております。

次に基盤を整備し、豊かな杜づくりであります。

地域交通ネットワークの整備事業8,085万円。道路整備事業に6億8,914万3千円。清里駅前、長坂駅前を中心とした、まちづくり交付金事業に4億632万7千円。団体営土地改良事業など、農業生産基盤の整備に5億6,252万2千円を計上しております。

次に、環境日本一の潤いの杜づくりであります。

住宅用太陽光発電システムの設置補助事業に400万円のほか、中小水力発電開発事業に1億6,528万1千円を、里山整備事業に1千万円を計上いたしました。

次に交流を深め、躍進の杜づくりであります。国内・国際交流事業として1,495万5千円を計上しております。

最後に、連帯感ある和の杜づくりであります。

北杜市の花・木・鳥制定事業、市民憲章制定事業、北杜市の歌制定事業、和太鼓組曲製作事業として835万9千円のほか、各8地域委員会事業として1億4,782万4千円を計上いたしました。

次に特別会計予算であります。小淵沢町との合併により2つの特別会計を設置し、また指定管理者制度の導入により3つの特別会計を廃止するため、国民健康保険特別会計など22の特別会計となり、その予算総額は223億9,908万円であります。

また、病院事業につきましては、塩川病院と甲陽病院を併せ、病院事業特別会計とし、その予算額は収益的収入40億3,623万2千円、収益的支出41億1,590万4千円と定められました。

次に条例案件等であります。

議案第66号 市町村合併の進展に伴う峡北ふるさと市町村圏基金の財産処分については、峡北ふるさと市町村圏から甲斐市、旧双葉町であります。甲府地区ふるさと市町村圏へ圏域

変更することに伴い、組合の財産処分について、地方自治法の第290条の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に議案第67号 峡北地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約については、市町村合併の進展に伴い、峡北広域行政事務組合の規約を変更することについて協議が必要であり、議会の議決を要するものであります。

次に議案第68号 農地等高度利用促進事業大泉地区土地改良事業計画変更の議決を求める件については、山梨県知事と協議をするため、議会の議決を要するものであります。

次に議案第69号と議案第70号の字の区域の変更については、県営補助整備事業、明野地区、須玉地区の区画整備工事実施に伴って、字界を定める必要があるため、議会の議決を要するものであります。

次に議案第71号 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条および同法第183条において準用する同法第31条の規定により、条例を制定するものであります。

次に議案第72号 北杜市国民保護協議会条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定により、条例を制定するものであります。

次に議案第73号 北杜市男女共同参画推進条例の制定については、北杜市における男女共同参画の推進について、必要な基本条項を定める必要があるため、条例を制定するものであります。

次に議案第74号 北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる物品の借り入れおよび役務の提供について、条例を制定するものであります。

次に議案第75号 北杜市リゾート地域整備基金条例の制定、議案第76号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金条例の制定および、議案第77号 北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例の制定についての3議案については、小淵沢町との合併に伴い、条例を制定するものであります。

次に議案第78号 北杜市国民健康保険税条例の制定については合併協定に伴い、平成18年度より統一課税をするため、条例を制定するものであります。

次に議案第79号 北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、障害者自立支援法第15条の規定により、条例を制定するものであります。

次に議案第80号 北杜市小淵沢財産区議会条例の制定については、地方自治法第295条の規定により条例を制定するものでありますが、本条例は山梨県知事の提案となります。

次に議案第81号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例の制定については、小淵沢町との合併に伴い、条例を制定するものであります。

次に議案第82号 北杜市内の字の区域を新たに画することについては、小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、小淵沢町地内に新たに字の区域を画し、山梨県知事に届けることについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に議案第83号 北杜市・小淵沢町合併協議会の廃止については、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に議案第84号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の

一部を甲府市に編入すること、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により協議が必要であり、同法第290条の規定により、議会の議決を要するものであります。

次に議案第85号 北杜市行政組織条例の一部改正であります。

新たな課題に対応するため、組織機構を改正するものであります。

次に議案第86号 北杜市行政区長設置条例の一部改正であります。

行政改革推進により、大泉町行政区が再編されることに伴い、改正をするものであります。

次に議案第87号 北杜市職員給与条例の一部改正であります。

人事院勧告ならびに国家公務員の給与構造の見直し等に鑑み、改正をするものであります。

次に議案第88号 北杜市手数料条例の一部改正であります。

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、改正するものであります。

次に議案第89号 北杜市行政改革推進委員会条例の一部改正であります。

組織機構改革に伴い、改正をするものであります。

次に議案第90号 北杜市特別会計設置条例の一部改正であります。

指定管理者への移行に伴い、改正をするものであります。

次に議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部改正であります。

山梨県ひとり親家庭医療費助成事業実施要綱の制定および、補助金交付要綱の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正であります。

山梨県乳幼児医療費補助金交付要綱の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に議案第93号 北杜市白州福祉会館条例の一部改正であります。

塩尻温泉の管理を白州福祉会館の管理と一体化することにより、施設の効率的な運営と経費の節減を図るため、改正をするものであります。

次に議案第94号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例の一部改正であります。

生活援助員派遣手数料の決定方法を改めるため、改正をするものであります。

次に議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正であります。

山梨県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の改正により、所要の改正を行うものであります。

次に議案第96号 北杜市介護保険条例の一部改正であります。

介護保険料率および介護認定審査会の設置運営に関し、必要な事項を定める必要があるため、改正をするものであります。

次に議案第97号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。

診療科目および病院の病床数の改正をするものであります。

次に議案第98号 北杜市下水道条例の一部改正であります。

下水道法の一部を改正する法律が平成17年11月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第99号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部改正であります。

白州第3地区が平成18年4月1日より供用開始することに伴い、所要の改正を行うもので

あります。

次に議案第100号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部改正であります。
山梨県小規模企業者小口資金融資実施要綱の改正に伴い、改正をするものであります。

次に議案第101号 北杜市公民館条例の一部改正であります。

地区公民館等の位置が変更したため、改正をするものであります。

次に議案第102号 北杜市図書館条例の一部改正であります。

中央館に関する事項を規定するため、改正をするものであります。

次に議案第103号 北杜市総合会館条例の一部改正であります。

北杜市コミュニティーセンターを普通財産とすることに伴い、改正するものであります。

次に議案第104号 北杜市生活改善センター条例の廃止であります。

北杜市生活改善センターおよび北杜市宮上生活改善センターは、北杜市公民館条例と北杜市公民館条例に重複して、設置および管理が規定されており、北杜市公民館条例での設置および管理を行うため、廃止するものであります。

次に議案第105号 北杜市大泉町農業者研修センター条例の廃止、議案第106号 北杜市白州町白須上特産品生産施設条例の廃止および、議案第107号 北杜市白州町大坊農産物加工施設条例の廃止についての3議案についても、それぞれの施設条例と北杜市公民館条例に重複して、設置および管理が規定されており、北杜市公民館条例での設置および管理を行うため、廃止するものであります。

続きまして、補正予算について、ご説明申し上げます。

小淵沢町との合併にあたって、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地開発事業特別会計、ケーブルテレビ特別会計につきましては、合併後の小淵沢町にかかる予算につきましても計上したところであります。

まず、平成17年度一般会計補正予算(第5号)であります。1億8,570万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286億3,075万9千円と定めるものであります。

主なものは、歳入では市税、国庫支出金、地方特例交付金、財産収入の増額であります。歳出では知的障害者通所授産施設建設費への補助金、清里地区まちづくり交付金事業、中学校教師用教科書等への購入費、各特別会計への繰出金のほか、基金への積立金であります。

次に国民健康保険特別会計補正予算(第3号)であります。1億247万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,723万6千円と定めるものであります。

主なものは、保険給付費の増額によるものであります。

次に老人保健特別会計補正予算(第2号)であります。3億2,710万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,765万7千円と定めるものであります。

主なものは、医療給付費の増額であります。

次に介護保険特別会計補正予算(第3号)であります。6,103万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億485万1千円と定めるものであります。

主なものは、保険給付費の増額であります。

次に簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。2億6,756万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,983万円と定めるものであります。

主なものは、合併に伴う小淵沢町分の事業費が加わったものであります。

次に下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。5億2,107万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,382万9千円と定めるものであります。

主なものは、合併に伴う小淵沢町分の事業費が加わったものであります。

次に農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。2,860万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,557万6千円と定めるものであります。

主なものは、合併に伴う小淵沢町分の市債償還金であります。

次に辺見診療所特別会計補正予算（第2号）であります。1,187万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,456万1千円と定めるものであります。財政調整基金への積み立てであります。

次に土地開発事業特別会計補正予算（第1号）であります。26万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,506万3千円と定めるものであります。土地売却収入の減額であります。

次に白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第3号）であります。114万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,117万7千円と定めるものであります。

主なものは、臨時職員賃金の減額であります。

次に武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第4号）であります。398万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億89万3千円と定めるものであります。

主なものは、消費税と臨時職員賃金の減額であります。

次にケーブルテレビ特別会計補正予算（第3号）であります。2,391万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,939万4千円と定めるものであります。

主なものは、合併に伴う小淵沢町分の市債償還金であります。

次に温泉事業特別会計補正予算（第3号）であります。1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,776万2千円と定めるものであります。一般会計への繰出金であります。

次に居宅介護支援事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の組み替えであります。

次に須玉財産区特別会計補正予算（第2号）であります。1,121万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,839万円と定めるものであります。

主なものは、下水道受益者負担金および宅内配管のための補助金の減額であります。

次に高根財産区特別会計補正予算（第2号）であります。347万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,006万7千円と定めるものであります。

主なものは、基金への積み立てであります。

次に長坂財産区特別会計補正予算（第1号）であります。142万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,053万6千円と定めるものであります。

主なものは、繰越金を予備費に充当したものであります。

次に浅尾原財産区特別会計補正予算（第4号）であります。322万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,440万8千円と定めるものであります。

主なものは、基金への積み立てであります。

次に病院事業特別会計補正予算(第2号)であります。収益的収入3億6,191万円を追加し、22億7,568万4千円。収益的支出2億2,931万円を追加し、24億2,798万5千円と定めるものであります。

合併による甲陽病院事業分の増額であります。

次に甲陵中・高等学校特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,162万4千円と定めるものであります。

主なものは人件費、市債償還金であります。

次に小淵沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205万6千円と定めるものであります。

主なものは、交付金に対する特別会費であります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の市政方針および提出議案に対する説明が終わりました。

暫時休憩します。

11時半に再開いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第4 請願第1号 請願の件(さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願)を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○11番議員(小尾直知君)

ちょっと報告をする前に確認をしたいんですが、この件は委員会付託ということで承知をしておりますけども、この本会議上において、これを言ってもいいものかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明と同等となっておりますので、趣旨説明を求めて、その内容についての審査を委員会付託したいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○11番議員（小尾直知君）

請願第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願

請 願 者

住所 北杜市大泉町谷戸234

氏名 原和子

紹 介 議 員

小尾直知

”

内田俊彦

”

細田哲郎

平成18年2月20日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

2005年版「少子化社会白書」は、2004年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が1.28と過去最低を更新したことをふまえて、わが国を初めて、超少子化国と位置付けました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも1年早く、今年には人口減少社会に転じる可能性があるとして指摘しています。これまでも、さまざまな少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯止めがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策について、さらなる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが、生まれてきてよかったと心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、いまや、地域や社会全体が取り組む課題であり、わが国の将来を担う子どもたちのすこやかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって、政府においては、さらなる総合的な少子化対策として、次のような施策を講じるよう強く求めます。

記

1. 抜本的な児童手当の拡充
2. 出産費用等の負担の軽減
3. 子育て世帯向けの住宅支援
4. 子どもを預けやすい保育システムへの転換
5. 放課後児童健全育成事業等の充実
6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる働き方の見直し

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、次の関係諸機関への意見書の提出をお願いいたします。

提出先

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

厚生労働大臣 川崎二郎殿

以上です。

○議長（清水壽昌君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思います、ご異議ありませんか・・・。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

この件については、原則とすれば所管の委員会へ付託することになっておりますが、今ここで見て承知しているわけですが、議会全体で異論がない場合は、委員会への付託を省略して、ここですることと、そういうこともできます。

そこで諮ってもらいたいんですが、議会全体が、ここでいいと言え、ここで付託しないで、即決ができることにもなっておりますので、諮ってみてください。

○議長（清水壽昌君）

請願の審査については、所管の委員会に付託しなければならない。ただし、今、浅川議員の言われるように議会の議決、あるいは議長の判断により付託を省略することができるというふうなことであります。

それで、いわゆる私の判断といたしまして、省略する場合には付託をする期間がないと。例えば議会の会期の最終日とか、あるいはその前日に請願がなされて、それですぐ採択をしなければならないというふうな状況においては付託を省略したいと思います、付託をして、文教厚生常任委員会で審査する期間がございますので、意見書の提出等について、文教厚生常任委員会で審査をしていただきたいというふうに思っております。

また、意見書等につきましても、提案者等がまだ、決まっております。文教厚生常任委員会で審査をして、その意見書の発議というふうな形で提案をしていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

再度、お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思います、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号 請願の件（さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願）については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 議案第83号 北杜市・小淵沢町合併協議会の廃止についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第83号 北杜市・小淵沢町合併協議会の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、平成18年3月14日限りで北杜市・小淵沢町合併協議会を廃止するものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由につきましては、日程第3で、すでに市長より説明がなされてございます。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第83号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第83号 北杜市・小淵沢町合併協議会の廃止については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第6 議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について

北杜市行政組織条例（平成16年北杜市条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明は日程第3で、すでに市長より説明がなされております。

内容説明を、総務部長より求めます。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条の見出しを「設置」に改め、同条中「及び室」を「及び課」に。「秘書室」を「政策秘書課」に改め、「行革調整室」を削ります。

第2条でございます。「及び室」を「及び課」に改めます。

政策秘書課の分掌事務を第1号、政策調整に関すること。2号を支所に関すること。

企画部の分掌事務、1号を総合的な企画調整に関すること。2号を行政改革に関すること。

生活環境部の分掌事務に第5号といたしまして、新エネルギーに関することを加えるもの
でございます。

附則につきましては、この条例は平成18年4月1日より施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第85号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第85号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例については、原案どおり
可決することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第7 議案第22号から日程第79 議案第107号ま
での73案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委
員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しまし
た。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月9日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日を、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時45分

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 9 日

1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成18年3月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 19番 保坂多枝子君
- 23番 林 泰彦君
- 2番 植松一雄君
- 31番 秋山俊和君
- 33番 渡邊英子君
- 27番 岡野 淳君
- 10番 秋山九一君
- 13番 風間利子君
- 8番 鈴木今朝和君
- 15番 浅川富士夫君
- 6番 利根川昇君
- 5番 五味良一君
- 34番 中嶋 新君
- 18番 篠原珍彦君
- 30番 内藤 昭君

追加日程第1 請願第2号 請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願）

2.出席議員は、次のとおりである。(35名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員

29番 小澤 宜夫

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正壽

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

2月28日の本会議において、本日、午前10時からの再開を宣告したところでございますが、議会の運営上、本日は午前9時より本会議を再開いたします。

ご了承をお願いいたします。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

ただいまの出席議員は35名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

29番議員、小澤宜夫君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨、届け出がありました。

本日の一般質問は、15人の議員が市政について質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問ですが、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

それでは、一般質問に入ります。

19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

議長の許可をいただきましたので、以下2点、食育についてとBDF燃料について質問いたします。

まず、食育についてでございますが、ほしいときにほしだけ、ほしいものが食べられるようになり、食は文化、食はファッションという時代になってきました。しかし、その結果、栄養摂取上の偏りを引き起こし、必要な栄養素がとれない栄養失調が起きており、生活習慣病や精神的なアンバランスを引き起こす原因ともなっています。何をどのように食べるかが大切なことであり、食の安全性、摂取方法には十分、注意を払うことが必要であります。

大別すると、栄養バランスのとれた正しい食事を心がけ、食文化を大切にする。また、生産活動の体験を大きな軸にした食育基本法が、昨年7月に施行されました。すでに山梨県でも、山梨食の安全・安心計画を平成16年4月から19年3月までの計画で作成しており、食に対する感覚と食を選択する知識を身に付けたいところであります。

食に関する問題は、遠く海外においても、インゲン豆に殺虫たんぱく質遺伝子を組み込んだ組み換えエンドウ豆に、アレルギー性たんぱく質ができていたことが判明し、開発を進めていたオーストラリアのCSRO、イギリス連邦化学産業機関は開発中止を発表したことから、すべての遺伝子組み換え食品に動物実験を義務付けるよう、警告を発しています。

また、イギリスにおいても、遺伝子組み換え作物の栽培を国民投票で反対することが可決され、国内においても新潟県では平成17年11月21日、22日にかけて、民間が研究開発を行っている組み換え稲への反対運動があり、県知事に対し、実験中止の要請が行われております。

このように、将来にわたる安全性が判明していない遺伝子組み換え食品を、旧高根町時代においては使用しない旨、決められておりましたが、現在、北杜市において、組み換え食品や、それを原料とした食材は使用していないかということをお伺いいたします。

次に気候も風土も土壌も共用している、その土地、つまり地元で採れた作物は、その土地に生きている人間にとって最もふさわしい食材であり、生産者の顔が見える作物は、最も安全で安心な食べ物であります。地域の農家の作物を使用することにより、遊休地の活用にもなり、地域農業の振興策ともなるわけであり、給食センターの建設を考えられている中、こうした、この地域で作られた野菜や米を取り入れていくお考えがあるのか。また、どのような形で取り入れていくのか、伺います。

第3点として、食物アレルギーの子どもたちに対し、どのような対策をとっておられるのか、伺います。

子どもたちの体に合わない食べ物というより、普段、普通に食べている食品で、人によって大変なアレルギーを起こす場合があります、ひどいときには死に至るケースもみられ、学校給食など統一したメニューを提供する場合など、心しなければなりません。

第4点として、単一食品の食品を摂取することにより、ある種の栄養素は満たすことができるわけではありますが、その食品に含まれている成分が常時、摂取することにより、体内に蓄積され、アレルギーの原因や体に変調をもたらす場合があります、こうした例の弊害をどの程度、掌握されておられるのか。また、その対策について、お伺いいたします。

第5点目として、食材の購入と調理方法についてでございますが、既成のものでなく、なるべく手作りのものが望ましいと考えます。例えば、ポテトチップスを考えてみましても、ジャガイモを洗って切り、揚げたものと、加温するだけのものがあるわけで、この場合、加工食品を利用しなければ、原材料の購入費のみの費用で抑えられ、心のこもった食品を口にすることができるわけであります。

現在の食事は、鶏症候群といわれております。「コケッココー」の「コ」は一人食べ、孤独の「コ」、「ケツ」は朝食抜き、2番目の「コ」は個人食の「コ」であります。目で色、艶、形、器などを見て、食材の香りや調理の匂いを嗅覚として感じ、皮を剥く、切る、盛り付けるなどの手で感じ、談笑しながら甘い、辛いなどの味を味わうことにより、さらにおいしくなるわけであります。

食卓を一緒に囲むことが少なくなり、それぞれが違うものを食べ、自分の好みのものしか食べない傾向が強くなっている中、愛情を感じられる食事は心の栄養として、何より大切なものと考えますが、以上、5点について伺います。

続きまして、2点目のBDF燃料に関する質問でございますが、弥生3月、三寒四温とはよく耳にする言葉であります。急激に気温が上下するなど、気候は年々不順になり、予想もしなかった天変地異が起きております。今年の日本海側の豪雪など、大幅な環境の変化に戸惑うばかりであり、私たちのしてきた環境破壊のツケがまわってきたように思えてなりません。

ゴミの減量化、利活用という観点から、家庭から出る天ぷら油の廃油を回収し、それを精製してBDF、バイオディーゼルフューエルという、軽油の代わりとなる燃料をつくることができます。家庭では使い終わった天ぷら油などの処理に困っている人は数多く、大半は凝固剤で固めるか、新聞紙に染み込ませてゴミとして出しており、中には流し台に流す人もいて、下水道の終末処理では大きな負担となっているわけであります。

廃食油の回収は山梨県全体で4万トンほどあり、約3割を本市において回収しております。長坂の商店街、白州、武川などでも回収が始まり、あちらこちらでBDFに対する関心が高まっており、ぜひ集めてほしいという声も聞かれるようになってきたところであります。

回収する場所が固定化され、廃油を持ち寄るステーションのような形式で回収ができれば、より多くの量が集まるものと思われれます。しかしながら、回収と利用のバランスがうまくとれていないため、回収を制限せざるを得ない状況にあります。

廃食油の回収とBDFの精製、供給のシステムが構築できることにより、多くの展開と利点が得られることが考えられます。

BDFを使用した車両から排出される排気ガスは、地球温暖化につながるCO₂の削減につながり、酸性雨やアトピー、喘息の原因となる硫黄酸化物がほとんど含まれず、通常走行には大きな支障がないことが立証されております。

本市においては、大量に給油する場所が整備されておらず、また高速回転時には多少、出力が落ちること、冬期の使用にも考慮することがあるわけですが、市内を走る循環バスや保育園の送迎バス、清里のピクニックバス等に使用して、環境を保全することが必要であると考えます。

京都市を例に挙げますと、平成9年11月から地球温暖化防止京都会議を契機に、ゴミ収集車にBDFに切り替え、現在は市バス2台に使っております。本市においても公用車に使用していただいておりますが、全国でも、まだ使用者数が少ないことや環境創造都市を掲げる北杜市の緑豊かな自然を守り、環境と観光施策の手段としても有効なのではないかと考えます。そして、何よりも市民のゴミを減らし、環境を大切にしたいという意識のもとに作られたBDFの使用について、市長のお考えを伺います。

以上2点につきまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私の都合で日程等を変更していただいて、申し訳なく思います。

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

まず、食育についてのご質問であります。

昨年7月施行された食育基本法のもと、子どもたちや、すべての国民が健康で豊かな食生活や食習慣を送る力を育むとともに、地域の食材や、その生産・流通に携わる人たちを知り、食べ物の大切さや感謝の思い、自然の素晴らしさを教えているところであります。

最初に遺伝子組み換え食品の使用についてであります。現在、学校や保育園で使用している食品や食材には、遺伝子組み換えにかかるものは使用していません。納入業者には遺伝子組み換え食品等については納入しないよう、指導しております。また、食品ラベルにより確認したり、豆腐や大豆製品は納入業者に遺伝子組み換えでない旨の証明等を義務付けております。

次に地域で作られた安心・安全な野菜や米の使用についてであります。将来を担う子どもたちに身近な生産者による地域の農産物を食べてもらうため、現在JA、市の農林課や市内にあるファームの統括的立場にある峡北地域振興局農務部と連携をとる中で、野菜や米等を取り入れております。また、今後も地元の農産物を取り入れていくよう、生産者と連携をとりなが

ら、地産地消の維持を担っていく考えであります。

次に食物アレルギーの対策についてであります。学校や保育園も牛乳アレルギーのある子どもに対しては、医師の証明を提出していただき、牛乳をストップしています。それ以外のアレルギーの子どもには、献立表を前もって家庭に配布し、アレルギー源になるものを連絡してもらい、除去するなど、家庭との話し合いで個々に対応を行っております。

次に単一食品の常時摂取についてであります。学校給食の標準食品構成表により、バランスのとれた食事に気を配っているところであります。1日の食品数を多く摂取する献立とし、単一食品の摂取による弊害が起らないよう、対処しているところであります。

また、保育園では好き嫌いをなく食べられるよう、保育園の畑で作った野菜や他の食べ物を組み合わせで調理し、単一食品の摂取になる弊害が起らないよう対応しております。

次に既製品でない、手作りの食品についてであります。給食の献立によっては、やむを得ず既成のものを使わざるを得ない場合もありますが、できる限り、工夫をした手作りの料理を提供しています。おのおの施設の状況の中で、心のこもった給食を提供できるよう、最大限の努力をしております。

次に、循環バス等にBDF燃料を使用することについてであります。

食用油の廃油をBDFに替え、自動車の燃料に再利用する取り組みが注目されています。軽油よりも二酸化炭素の排出量が少なく、環境にやさしいとされております。保坂議員も率先して、活動をしていただいております。

北杜市においても、市民のグループなどにより、廃食油の回収や軽油代替燃料として利用するという取り組みが行われています。市の公用車の一部でも、BDF燃料を使用しております。BDFは軽油と比べ、低温時の流動性が若干落ちるため、寒冷地では不向きという報告もあります。環境にやさしいBDFですが、まだ問題もあり、経済産業省はBDFの品質基準の法制化を検討しております。

平成17年度策定した北杜市地域新エネルギービジョンにも、BDF燃料の公用車への利用を掲げており、これらのことも考え合わせ、北杜市内の循環バスや保育園の送迎バス等への利用について、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

19番議員、再質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

2点ほど、質問させていただきます。

人に良いと書いて「食」と読みます。農産物に対する見識も非常に大切であり、私たちが買い物をするとき、つい見た目のよいものを買ってしまいがちなんですが、虫が食っている野菜は農薬がかかっていないからいいんだよとか、おいしいからだよとか、曲がったきゅうりは自然のものだというふうなことを、しっかりと見極めていくことも大切であると思います。

食育を推進していくにあたって、こうした本物を知る、そして本物を教えるということに対して大切ではないかと思いますが、どのように考えられるか、お聞きしたいと思います。

あと1点でございますが、全国においても好感度上位の、自然がいっぱいで住んでみたいと

思われている、この北杜市で、環境を保全するというのと、それから開発ということが相反する施策でございますが、それはなかなか、両立させるのは難しいと思いますが、このBDFを使うことによって、どんなことができるのかなということを、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

漢字を見れば、誠に人に良いと書いて「食」というのは、おもしろい表現であります。私もちょっと見解を変えて、文化もそうだと思っております。文化も本物に触れること、一流に触れることが大切であるがごとく、確かに今、食べ物も本物が大切だというのはまったく同じような位置づけで思っております。

せっかくの機会で傍聴にも、お母さんたちもお見えになっているわけでありまして、食育の中で感じるのがありますけれども、時に演説にも行っているのがありますけれども、一言で言えばインスタント食品、外食産業があまりにも食膳に多くなっていると。例えて言うならば、対前年比、確実に1割ずつ増えているのが、インスタント食品に代表される外食食膳だと。対比して対前年比、確実に1割ずつ、外食産業が増えるに対して減っていったのはあると。それはお袋の味、手作りの味だと。こんなことで食育になるのかという話を、ある講演で聞いたことがあるわけでありまして、食育の重要さを表している一つの表現だと思います。そういう意味で、毎日食べる食膳が本物であるよう、市民にも訴えていきたいところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、併せて食用油の活用のBDFでありますけれども、言うまでもなく、いろいろな意味で化石燃料は有限である、あるいはまた環境破壊が著しい、京都議定書を見るまでもないと、こんな時代でありますので、代替エネルギーは非常に人類共通の課題であるわけでありまして。

そんな中で、わが北杜市も新エネルギービジョンを策定して、その一助を担いたいということで太陽光発電やらミニ水力発電にも、積極的に力を入れているところでありますけれども、こういった循環型社会の時代でもあるし、食用油の廃油の活用という問題も大変重要であると思っておりますので、北杜市としても、その公用車も活用しておるわけでありまして、保坂議員ご指摘のことを参考にしながら、市内にも普及を図っていきたく思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、まだ質問はございますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

ありがとうございます。

今の考えで結構なんです、BDF、いつごろ使っていこうかなと、大体の時期で結構なんです、思われているところでお伺いしたいと思います。

最後になりますので、近畿農政局で公開した「親と子の食育かるた」の中から、ちょっとご

紹介したいと思いますが、「生き物をいただき、僕は生きている。6割の食べ物すべてが外国産」というふうな、かるたができています。食育についても、ぜひまた、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

保坂議員、いつごろという時期の質問でございますか。大体の時期ですね、答弁を求めます。
白倉市長。

○市長（白倉政司君）

参考まででありますけども、公用車としてはBDFの車を2台使用いたしております。こういったご時勢で、行政としては車も減らしていきたいという、絶対数を減らしていかなければならないという時代でもありますけども、順に増やしていくように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で19番議員、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。
次に23番議員、林泰彦君・・・。

○20番議員（内田俊彦君）

私ごとで申し訳ありません。

体調不良でして、退場の許可をお願いできますか。

○議長（清水壽昌君）

了解しました。

許可します。

（ 退 席 ）

一般質問を続けます。

次に23番議員、林泰彦君。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

いよいよ、あと6日目で小淵沢町との合併により、新北杜市として誕生いたします。ようやくというか、小淵沢町との合併を待望していた一人として、峡北旧8町村全域をエリアとする新しい市が生まれることに、安堵と感激を覚えています。

市町村合併に対する市民のご意見はさまざまなものが聞こえておりますが、私は合併によって、地方自治体として独自性と隣保組のよさ、親しさで自らが築く真の自治体を目指してスタートすることに意義を感じているところでございます。

さて、合併することが終わりではなく、新しい市政づくりを始める第一歩であります。去る16年11月1日の合併以来の積み上げの上に、さらに来たる3月15日からは、8つの個性が光るネットワーク都市、人と自然が躍動する環境創造都市へ向けて、新北杜市づくりを名実ともに市民と一緒に始めなければなりません。こうした背景の中で、改めて新北杜市政を担う白倉市長に市政執行上のいくつかの課題について、お伺ひいたします。

まず第1は、再び新市のスタートとなる平成18年度からの行財政運営の上で、一層の効率化を進めることが求められていると思うのであります。白倉市長の所信表明においても、財政

の健全化と市再建のための行革を進めることを強調しておられますが、その成果がどう表れるのか、大きく期待しているところであります。これまでの1年半の中で、市民の側から見て、合併のよさを一体、どのように評価されているのかも気になるところであります。合併協定に描いた方向どおりに進めることが難しい財政実態があるのも事実であります。市民と共に、その現実をしっかりと情報を共有し、理解を得ながら、限りある財源の中で効率的な行財政運営の執行が求められますので、その取り組みについてお伺いします。

特に、新たに市民の仲間となられる小淵沢町民の方々にとりましては、先行した市民との交流の上で、編入合併の立場であることから、違和感を抱かれるのではないかと危惧いたしますが、対等合併と同様である市民仲間であります。一日も早く北杜市民である立場を理解されるよう、行政対応が重要であります。どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

2つ目に新市の総合計画策定の進捗状況と、今後のタイムスケジュールについて、お伺いします。

平成17年、18年度において、新市づくりの方向づけとなる総合計画を策定することとされておりますが、小淵沢町との合併をも加味された計画となると思います。そこで、現在までの総合計画審議会の設置状況と審議内容など、どのようになっておられるのか伺います。

また、策定にあたっては市民参加の中で策定されることが大切であります。市民の声をどのように計画へ反映されるのか。その体制はどのように進められるのか。総合計画の成果、公表までの今後のスケジュールはどのようになるのか、併せてお伺いいたします。

3つ目に、公の施設を指定管理制度に移行するにあたって、その実行成果を上げるための取り組みをどのように進められるのか、お伺いします。

市長の所信表明のとおり、18年4月1日から97施設がはいよいよ指定管理者によって管理運営されることとなります。指定管理制度移行までの過程は初めてのことでありますが、事前の準備、検討に十分な時間がかけられなかったことも事実であります。それだけに新たな指定管理者のもとに、それぞれの施設が本来の目的どおりに管理され利用されるのか、一抹の不安を抱くのも正直なところであります。

そこで、特に公募による施設の指定管理者に対しましては、それぞれの施設には設置目的と歴史がありますので、民間の能力発揮の中で、効率的な運営と市民に理解される管理が十分、配慮された中で実行されるよう、しっかりと行政指導が必要であると思うものであります。

指定管理の移行する施設を広報誌での一覧表による公表に留まらず、各施設ごとの協定内容の中身についても市民に知らしめ、移行後の活用のあり方を理解できるよう、きめ細かな情報として提供することが大切であると思います。その具体策について、お伺いします。

第4に北杜市民のため、安全・安心な生活環境を維持・確保することは、常に留意すべき重要な課題であります。現在、市内においては峡北地区最終処分場の建設が大きな課題として抱えておりますが、市外においても北杜市民にとって、生活環境に影響を及ぼすとみられる施設として、隣接する長野県富士見町内に建設されようとしている、焼却灰溶融施設の計画が浮上しております。建設を進める諏訪南行政組合から北杜市へ、これにかかる事前の協議などは、どのようにされたのか。また、これを受けて、北杜市ではどう対応されてきたのか、その経過について、お伺いします。

この施設建設については、隣接する大武川部落をはじめ、北杜市北部地域の住民にとっては、重大な課題であります。今後、北杜市においては、市民の安全・安心の生活環境を守る立場が

ら、この建設計画にどのように対応されるのか、お伺いします。

第5に、18年産の水稻生産目標に向けての市の対応策について、お伺いします。

本市の主要農作物である米は、他県にも誇れる品質であるとの評価も高まっております。しかしながら、従前の生産調整により生産意欲と生産力が抑えられてきたことや、急速に進む生産農家の高齢化などにより、県から配分された米の生産目標数量さえも確保できない実態であります。昨年6月議会でも課題とさせていただきますが、本市で生産する米は有望な農産物であり、消費者に喜ばれる食材として、より多く提供することが強く望まれます。18年産に向けて、生産奨励を進める強力な振興対策が必要であると思っておりますが、その取り組みについて、具体的にお伺いいたします。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

23番、林泰彦議員のご質問にお答えします。

新北杜市の市政執行上の課題について、いくつかのご質問をいただいております。

小淵沢町との合併に熱い思いを表明され、大変ありがたく思います。私も3月15日が大変、待ち遠しく感じるところでもあります。

最初に、行財政運営の効率化への取り組みについてであります。

行財政運営の基本は限られた資源を有効に活用し、住民福祉の増進を図ることです。そのためには絶えず、事務事業の見直しを行い、行政の責任領域と行政関与の必要性の検討、受益と負担の公平性の確保、費用対効果、コスト意識の徹底などに留意しながら、健全な行財政運営の確保と行政サービスの向上に努めなければなりません。このため、行政改革大綱および行財政改革アクションプランを策定し、費用対効果の経営的観点から行政施策や事務事業について事後評価を実施し、次の計画策定や予算編成につなげていく行政評価システムの導入に取り組むこととしております。

また、施設の管理運営等の見直しでは、指定管理者制度の活用や多くの類似施設を抱えていることから、必要性や経済性を厳格に見直す中で、類似施設等の整理統合を図ります。

取り組みの進め方につきましては、行財政改革アクションプランで実施事項や目標年次、数値目標等を具体的に示しており、計画的に取り組む考えであります。

このたび策定した行政改革大綱および実施計画は、平成18年度スタートでありますので、この概要につきましては、市の広報誌やホームページを通じて、小淵沢町を含め市民への周知を行います。また、特にご指摘のように、小淵沢町の皆さんには、あらゆる機会を通じ、北杜市政の状況、今後の市政運営のあり方などを説明していきたいと考えております。

次に新市の総合計画策定の進捗状況と、今後のタイムスケジュールについてであります。

総合計画の策定に向け、市民の生活意識や生活環境をはじめとする、まちづくり全般や市政運営等に対する意向を把握するため、平成17年度北杜市および小淵沢町の住民意向アンケート調査を行ったところであります。また、市民の率直な意見を聞くため、北杜まちづくりワークショップ委員の募集を行いました。当初予定した25名に満たなかったため、市が選考する委員を増員し、最終的に50名程度で構成する予定で、現在、人選を行っているところであり

ます。さらに町内には、新北杜市発足後、市全体の施策について、各課を対象とした分野別基礎調査や聞き取り調査を進めてまいります。

今後のスケジュールについては、12月の定例議会において基本構想の提案を予定し、その後、基本計画、実施計画を策定する予定であります。

策定体制については、北杜市総合計画審議会条例の定めるとおり、24名以内の委員で構成する審議会を設置し、必要事項を諮問してまいります。また、内部組織として、私を本部長とする総合計画策定本部を設置し、全庁体制で策定に取り組んでまいることとしております。

次に、指定管理者制度についてであります。

市は、指定管理者が提案した施設の管理運営の成果を挙げるため、指定管理者と取り交わした協定書に基づく利用者への満足度調査等の実施、利用者数・料金収入状況・収支状況の定期報告、市が必要に応じて行う業務状況の調査などにより、指導・監督を適切に行ってまいり考えであります。また、必要があれば、運営改善の指示をすることになります。

市のホームページでは、施設の紹介をしておりますので、指定管理者となる施設のページにおいて、随時、お知らせすべき情報を掲載していきたいと考えております。

また、指定管理者の中には、市民に向けて独自にホームページの開設を予定しているところもあり、市のホームページからアクセスできるようにいたします。さらにホームページと併せて、広報ほくとでの情報提供も行っていきたいと思っております。

次に長野県富士見町に計画されている、灰溶融炉施設についてであります。

平成16年4月に諏訪南行政事務組合から旧白州町に対し、建設計画概要と、これに伴う生活環境影響調査計画についての説明があり、同年5月には大武川区を対象として同様の説明がありました。さらに同年6月には、大武川区からの要望に基づき、組合から生活環境影響調査の委託業者、実施機関、実施場所および方法書が示されました。その後、昨年8月には北杜市へ灰溶融炉施設建設に伴う生活影響環境調査報告書が提出され、この報告に関する協議を受けたところであります。

この報告書および協議書の受理にあたり、北杜市では諏訪南行政事務組合に対し、大武川区への調査報告書についての説明会開催を求め、同年9月に説明会が開催されました。また、組合からの協議に対し、建設後の継続的調査の実施、汚染物質の流出に備えての対応策の検討等について、書面で要望したところであります。

現在、諏訪南行政事務組合に対し、地域住民の安心・安全の確保のため、同組合の北杜市に対する説明と住民に対する説明の開催を求めています。

次に、平成18年産水稻生産目標数量の確保についてであります。

平成18年度の北杜市に対する米の生産数量配分につきましては、昨年12月15日付けで山梨県の配慮により、県内他地域より多い傾斜配分を受け、9,788.6トン。面積換算にしますと、1,729.4ヘクタールが配分されました。これを受けまして、昨年12月には市内農業者に米を作りましょうのパンレットを配布するとともに、米の作付け希望の確認を行ったところであります。その結果、1,700ヘクタールの作付け希望があり、昨年比23ヘクタール増の作付けを予定しておりますが、配分量に対し、30ヘクタールの作付け不足となる見込みです。

米を作ってくださいといっても作れない原因は、市内農業者の高齢化や30数年続いた減反政策による水田機能の低下にあると思われれます。個々の農業者が地域の農地を守り、また地域

の農業生産を拡大していくことに限界も感じられます。残念です。

このため、市では将来の農業を見据えた中で、地域が主体となる集落営農組織の構築を推進しており、これまで3地区に3組織が設立され、地域農業の担い手として活動をしております。この集落営農組織へ個人農業者では賅いきれない部分を集積しながら、米の作付けの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

23番議員、再質問はございませんか。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

ただいま、5つの課題に対しまして、ご答弁をいただいたわけですが、なんと言っても、新しい市の行財政運営の中で、厳しい行財政の進め方があるわけですが、このことについては、やはり市民の皆さん方に、よく理解していただいて進めないと、合併の不満が湧き出してくる、大きな要素になりかねないところでございます。

したがって、先ほど市長が答弁されたような中身についても、もう少し、細かい中身を市民に提供しながら、市の持っていく先の内容につきまして、十分理解して、新北杜市として合併した喜びが市民に与えられるような、あるいは持っていただけるような努力を、なお一層、必要かと思っておりますので、そのへんの考え方をまず1点、お願いします。

次に総合計画の策定でございますが、お話を聞きましては、やや、これからのスケジュールの中では大変な短い時間でまとめなければならないという感じがいたしますが、ぜひとも、これについても、できるだけ従前に十分なる検討をし、また、議会等とも連携をとりながら、早急に計画が円滑に進めるよう、進めていただければと思います。

それと18年産の水稻の目標でございますが、答弁の中では昨年よりは、やや上がったということでございますけれども、なお、配分されたより30ヘクタール少ないというような中で、それぞれ集落営農の機能を使って増やしていきたいという進めがございますが、ぜひJA梨北との農協関係の組織を使いながら、実際に作れなくて、手をこまねいている水田所有者に対して、集落営農でやると同時に、農協組織が十分、中に飛び込んで、いわゆる米が配分された数量くらいは作れるように、大いに活動するような指導もいただければと思いますが、それについてのご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

林議員をはじめ、議会の皆さんにも今日、置かれている北杜市の財政状況については、十分、ご理解をいただいているところでありますけれども、さらに市民に向かってというお話でもあるわけでありまして。執行としても、地域委員会をはじめとして、行政区長会、あるいはまた各種団体等々、機会あるごとに今日の北杜市のおかれている行政改革の必要性、財政の建て直し等々には訴えていきたいと思っているわけでありまして。

時に今、それぞれの自治体で当初予算を審議いたしておるわけでありまして、山梨県内

の他の市を見ても、対比して見ても、わが北杜市の財政事情が大変厳しいことは、市民にも理解していただけたところだと思います。

何はともあれ、国も大変、地方も大変、北杜市も大変という時代であるわけでありますので、ジェスチャーでいうならば、こういう時代がこういう時代になり、極端に右肩下がりの時代になっていることだけは、市民にこれからもご理解を求めべく、説明していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、北杜市の総合計画につきましては、平成18年度に総合計画をしっかりと、そういうことを承知しながら策定して、19年度実施に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈りしたいと思います。

また水稲作付けのお話でありますけれども、議員ご指摘のとおり、私たちのふるさとにおけるJA梨北の存在は、大変大きな存在でありますので、JA梨北とも連携を密にしながら、あるいはまた、集落営農につきましても、そういう長坂のファームをはじめとして、民間団体も、相当、そういうことに対して、理解とアクションが始まっておりますので、積極的に支援しながら頑張りたいと思っております。

私もよく申すのでありますけど、私たちのふるさとが、田畑荒廃は、ふるさとの荒廃につながるわけでありますので、議員ご指摘のことを旨としながら応えていきますので、よろしくお祈りします。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で23番、林泰彦議員の一般質問を終わります。

次に2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

白倉市長に情報公開と情報提供の、さらなる推進につきまして、質問させていただきます。

活力ある北杜市政の推進のためには、市民の参加や協働の機会を増やし、多くの市民に理解と関心を持って、実践してもらう必要がありますが、その前提となるのは市民と行政との情報の共有であります。そのためには広報活動のさらなる強化、すなわち行政情報の積極的な公開と広聴機能の充実が不可欠であります。

現在、広報ほくとや議会だより等の広報誌と市のホームページは、その大きな役目を担っておりますが、その情報の量についてはさらなる充実が求められます。また、ケーブルテレビも有効な手段であります。その視聴には地域差があり、有線設備の増設、NHKや有線放送会社との協議、それからデジタル化への対応など、できる限り速やかに、市民が等しく視聴できることが望まれます。また、各地域委員会や各種審議会などに関わる情報の公開と併せて、今、生きて動いている進行形の情報も公開する必要があります。

次に行政情報の中で、関係ある地域の住民に当然、周知すべき情報が一部地区にしか公開されていない事実があり、その対応は不適切と言わざるを得ず、このような対応は行政不信を惹起する要因になりかねないと、大変危惧しております。

本年2月10日付けの長野日報の報道によりますと、北杜市と釜無川を挟んで対岸の長野県

富士見町の旧し尿処理場等の跡地に焼却灰の溶融施設を来年度着工、2008年度の稼働を目指し、昨年6月より整備検討委員会が溶融化の方式やメンテナンスなどの検討を進めていると
のことで、近隣の最終処分場からの焼却灰などの搬入が予定されております。

施設の建設に闇雲、反対をするものではございませんが、ダイオキシンなどを含む有害ガス
による隣接地区の大気汚染や、焼却灰の飛散による下流地域の水質汚染などが懸念されます。
よって、廃棄物処理法に則った適正な処理と併せ、観測結果の公開などは必要不可欠であり、
隣接する北杜市の行政としても、安全性を担保した協議の状況など、進行形の情報を公開すべ
きであると思います。

以上、情報公開と情報提供のさらなる推進につきまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行政情報の積極的な公開と広聴機能の充実についてであります。

市では現在、行政情報は広報ほくと、議会だより、北杜市ホームページ、北杜市ケーブルテ
レビなどで幅広く市民の皆さんへ周知を図っているところであります。

広報ほくとにおいては読みやすく、分かりやすく、親しみやすくを基本に、毎月発行してい
ますが、改善や充実などのご意見も寄せられておりますので、情報内容等、十分、検討の上、
よりよい情報誌にしていきたいと考えております。

北杜市ホームページについては、小淵沢町との合併を機に、再構築整備を現在進めており、
3月15日からは小淵沢町も含め、ホームページをご覧いただいた方が分かりやすく、親しみ
が持てる内容として、掲載することとしました。

また、ケーブルテレビについては、情報の共有を観点に高根、大泉地域のみに放映されてい
た市情報番組を民間CATVの協力を得て、2月14日から市内のほぼ全域へ配信しています。
今後は、残された一部地域へも平成18年度のデジタル化対応に向けた情報通信整備事業によ
り、市情報番組が配信できるよう、取り組んでまいります。

地域委員会や各種審議会の情報につきましては、会議録の公表に関する指針等を策定する中
で、情報の提供を行う考えであります。

次に諏訪南行政事務組合が建設を計画している灰溶融炉につきましては、建設計画概要生活
環境影響調査の結果が北杜市および一部地域住民に対して、説明がされております。これに対
し、北杜市では施設の内容、継続的な大気および水質調査等の調査結果の公表、ならびに不測
の事態への対応策について、早急に市および地域住民への説明会を開催するよう、同組合に求
めております。

なお、この事業につきましては、同組合より報告を受け次第、随時、住民に対し、情報を公
開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

2番議員、再質問はございませんか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

ただいま、市長から心強い答弁をいただいたわけですが、さらに具体的に質問をさせていただきます。

まず、広報ほくとについてでございますが、ページ数は24ページから32ページぐらいで推移しております。直近の3月号につきましては、26ページでございました。編集に大変ご苦労されている状況は理解できますが、できる限りページ数を増やして、情報をお知らせしていただきたい。また、進行形の情報も掲載していただきたいと思います。

それから地域委員会でございますが、これは設置条例第8条の4項で会議は公開するというふうに決められております。しかしながら、一般市民にはいつ開催するのか、その周知がございません。また、その内容も分からないような状況でございます。これもできれば、広報ほくとなどへ掲載して、市民に公開していただいたほうがよろしいと思います。

また、ケーブルテレビにつきましては、市民が等しく視聴できること。すなわち、どの地域でも視聴ができること。そして、もう1つは費用の負担においても、不公平感のないように努力していただきたいというふうに思います。

それから富士見町の溶融施設でございますが、北杜市に協議の申し入れがありまして、その結果とか、一部の地区には伝わっておりますが、もう少し、広域の地域に知らせるべきであると思います。市長は16年12月の議会で情報共有化のため、市政の情報提供と説明責任を果たすと、明確に答弁をされているわけですが、然るに担当部局は一部の地域のみしか情報を伝達しないということであれば、市長の方針と異なる対応をしているのではないかというふうにも考えられます。そこで、影響が懸念される地域住民に当然、説明すべき情報を説明していないという、その理由をもう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもなく、今日、いろんな意味の情報を公開することは大切でありますし、とりわけ、合併した北杜市にとりましてみれば、市政、行政に対する参加意識を高めることは、非常に大切なことだと承知をいたしております。そういう意味からすれば、広報ほくと、先ほど答弁しました市民に対する伝達できる機会を通じまして、計画していきますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、地域委員会とか、その他審議会の公開・開示の問題につきましても、これは率直に言えば長短あるわけであります。ストレートに公開すると、委員やら審議委員の発言が消極的になっても困るとか、よく言われる話があります。基本的には委員会なり、審議会等々のご了解が得られれば、積極的に開示・公開、フリー参加、そんな方向で検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、ケーブルテレビを含めた、見えないとか、聞けない地域が一部あるというお話でありますけれども、基本的には先ほど答弁しましたとおり、民間のCATVをはじめとして、ご理解をさせていただきながら、2月14日からは市内全域に見られるようになってきました。

もう1つ、それぞれの市会議員からご指摘をいただいておりますけれども、

2011年のデジタル化に備えた問題、そしてまた、もう1つは今日的に光ファイバーをどうするかという問題が喫緊の課題になっているところでもあります。そういう問題を含めて、市内全域、そういう時代に即応した対応ができ得るよう応えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1つ、諏訪南行政事務組合のご質問でありますけれども、こういう話はよく言われる話でありますけれども、どこをもって地元かというのが、非常に難しいところはあると思っております。そしてまた、諏訪南地域との広域的な歴史的な交流、お付き合い、行政課題もあるわけでありませう。そういうことを承知しながら、この諏訪南行政事務組合の灰溶融炉施設については、慎重に協議していきますので、ぜひ、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、まだ質問はございますか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

ただいまの富士見町の灰溶融炉施設でございますが、北杜市は環境日本一の潤いの杜づくり、これを政策の柱としているわけでございます。その隣町に、しかも、はっきり申し上げますと、釜無川の上流域に、その施設を建設するわけでございます。これらの情報につきましては、今後、大武川地区のみならず、下流域にもぜひ、情報を開示していただきたいとお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。回答は結構でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で2番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時20分に再開いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

先ほど20番議員、内田俊彦君から体調不良のため、ただいまから本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

一般質問を続けます。

次に31番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

私は1点だけ、質問をさせていただきます。

梅ノ木遺跡の保存と活用についてということでございます。

市長には1年ほど前に、私の一般質問で伺ってはいる件でございますが、処分場建設計画規模縮小および遺跡の発掘状況も進展してきているところで、再度、お伺ひしたいと思います。

遺跡の面積は7万8,600平方メートルと規模も相当大きく、竪穴住居の数は284件と

他の遺跡に比べて、群を抜いて多く、掘っ立て柱の建物の跡も31棟、出土している。また、縄文時代の円形に並んだ集落からは土器、矢じり等が見つかり、食べ物ではどんぐりの粉で作った携帯食まで出土しているということです。平安時代になると丘陵地帯を利用し、馬を飼い、製鉄技術を持ち、焼きごてなどの鉄製品も多数出土している。環状集落で保存活用されている例は、長野県の尖り石遺跡があるが、全国でも数は少なく、もちろん山梨県には1つもない。

2月28日の朝日新聞に、大きく掲載された梅ノ木遺跡の記事に、国学院大学の小林達雄教授が「環状集落全体がまとまって出たのは、初めてである。」と話しております。「北に八ヶ岳、西に南アルプス、南には富士山を展望する山々は太陽の位置と併せ、自然のカレンダーの役目を果たしたのではないか。縄文人の暮らしぶりや考え方までもが伝わる。頭の中で考えていた縄文モデル村そのもの。画期的な遺跡だ。ぜひ保存してほしい。」と切望していると、談話が載っております。また、「保存状態がよい環状集落に加え、暮らしぶりを示す要素がセットになっている。全国で前例がない。」と、岡田康博文化庁文化財調査官の話が載っております。

なお、今秋に着工予定の処分場計画も県は容量を3割縮小して、工事区域を約100メートル上流にずらす設計に変更。県環境整備課の小林明課長は「遺跡のことは最大限配慮したので、両立は十分可能である。」と話していますと、朝日新聞の談話の内容から知ることができます。

私は、平成16年に文化庁の記念物課の村田善則課長を訪ねまして、テーマパークをつくる構想を、保存の意味で立ち上げた場合、可能性がありますかと伺ったところ、大変、貴重な遺跡で十分に可能性があるとの返事でした。

ここで市長にはぜひ、文化庁に働きかけていただき、教育文化、観光の視点でテーマパーク構想を立ち上げてもらいたいと思いますが、いかがお考えですか、お伺いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

31番、秋山俊和議員の梅ノ木遺跡の保存と活用についてのご質問にお答えいたします。

梅ノ木遺跡周辺は、平成12年度から明野地区県営畑地帯総合整備事業の事前発掘調査を実施し、平安時代の小笠原の牧に関連した集落跡の調査で、多数の竪穴住居跡や掘っ立て柱建物跡が発見されております。この事前発掘調査の中で、平成15年度に、今から約5千年前から4,500年前の縄文時代の中期後半の大規模な環状集落跡が、良好な状態で保存されていることが判明いたしました。そのため、平成16年度から確認緊急調査を進めておりますが、竪穴住居跡や土坑に加えて、類例のない人面装飾付き吊り手土器が出土し、昨年末には湯沢川周辺で縄文時代の道や水辺の作業場などが、新たに確認されたところであります。自然環境に大きく依存している当時の生活様式などを知る上で、教育文化の視点からも期待されるところであります。

昨年末までに市の教育委員会が確認緊急調査を実施し、梅ノ木遺跡調査指導委員会から学術的価値が高いと評価された範囲の梅ノ木遺跡の保存については、すでに山梨県と県環境整備事業団、北杜市の3者が廃棄物最終処分場建設に関する基本協定を締結する際に、市から保存できるよう配慮を求め、県も除外することとし、処分場建設計画の変更を進めているところであります。

本市としては、文化財保護は大変重要なことと考えていますが、処分場の整備についても、

避けることのできない重要な課題であり、双方の両立を図っていかなければならないと考えています。

こうしたことをふまえる中で、ご提言いただいたテーマパーク構想も含めて、今後も梅ノ木遺跡の保存のあり方について、検討していく考えであります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

3 1 番議員、再質問はございませんか。

秋山俊和君。

○3 1 番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。

市長の積極的な取り組みを期待しております。5年半ののちには、処分場に着工したのち、埋め立てが終了というようなこととなります。そういった時点で、すでに市長の働きでテーマパーク構想が立ち上げられ、テーマパークを造ることが同時に進行して、なおかつ埋め立て終了の時点ではテーマパークが完成するようなご尽力をいただければ、幸いかと思います。よろしくお願い申し上げて、要望とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

以上で3 1 番、秋山俊和議員の一般質問を終わります。

続きまして3 3 番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○3 3 番議員（渡邊英子君）

3月議会にあたり、3点質問させていただきます。

まず行財政改革の推進について、お伺いいたします。

北杜市では市制発足以来、地域委員会の設置による地域に密着した事業の実施や職員の適正配置による職務の効率化、また財政的に厳しい中、施設等の管理を民間に委託する指定管理者制度の導入や新たな施策の展開など、行財政改革を積極的に推進していることは、十分承知しているところであります。

一方、県では市町村合併が進む中、効率的な組織への転換が求められており、18年度の実行財政改革の中で行政のスリム化の観点から、地方振興局の統合や農業改良普及センターの廃止など、地域の拠点となっている機関の見直しが行われると伺っております。

これらの県の措置は行財政改革の流れの中、予測されることでありますが、特にその中の1つ、農業改良普及センターの廃止・統合は農業への依存度が高く、農業が抱えている課題の多い北杜市にとって、大きな痛手です。最近の農業は大きく変化し、国策として打ち出された集落営農組織の育成や新しい農業の担い手の育成など、農業の柱となる施策を推進する大切な時期であり、しかも専門知識をもとにした現場指導が欠かせないところであります。私はこのようなときに、県が進めようとしている新たな組織で、現場を中心にした指導が徹底されるのか、甚だ疑問に感じているところであります。

そこで、北杜市としては施策を重点的に推進していくために、技術的な専門職員を配置する

必要があると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。また、このような県の組織体制の変化の中で、農協の営農指導員とのタイアップが、これまで以上に重要になっていくと思われませんが、県や農協との連携強化をどのように図っていくのか、お伺いいたします。

次に子どもの安全対策について、お尋ねいたします。

昨今の世情の中で、子どもを狙った犯罪は地域や学校、保護者等の懸命な努力にもかかわらず、一向になくなる気配を見せず、痛ましい限りであります。私は昨年3月の定例議会において、子どもにとって、危険な個所の点検を進め、対策を講じる必要があるとの提案を行ってまいりましたが、防犯上大切なことは、点検することだけでなく、点検の結果を具体的な対策に結びつけていくことでもあります。

北杜市では現在、防犯ベルの保持や地域防犯ボランティアの活動・推進など、子どもの安全を確保するための対策に、積極的に取り組まれています。中でも防犯パトロールなど、ボランティアによる地域での活動は、各学校単位に日を増すごとに活発になってきており、心強く思っているところであります。

ちなみに、私の住む地域では地域ぐるみの取り組みと具体的な行動を柱に、子どもを守る支援隊を結成することとなり、学校やPTA、長寿会などを連携しながら、区を挙げて準備を進めているところであります。

しかし、実施体制の確立やボランティアの傷害保険に要する経費など、問題点や課題も多く、教育委員会など、市としての指導・援助が必要だと伺っております。そこで、子どもの安全を守るための活動について、各地域での取り組みの実態はどうなっているのか。また今後、市として、地域のボランティア活動をどのように支援していかれるのかをお伺いいたします。

しかし、現在、取り組まれている地域活動は限定的であります。車社会の中で、事件が広域化している現状を見ますと、子どもを守る活動は市全体として取り組まなければならない、重要かつ喫緊の課題であります。また、子どもを守る対策は体系化されていないことや取り組みに温度差があることなどから、対応が遅れているのが現状ではないでしょうか。そこで北杜市として、子どもの安全確保に向けた条例を検討すべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

一方、子どもが安心して暮らせる環境をつくるのは大人の責任であります。危険な場所に近寄らない指導や危険に遭遇した場合の対処の仕方など、小さいうちから身に付けられるよう、併せて教育していくことも大切であります。そこで、市長が提唱する原っぱ教育の中で、このような視点を取り入れた指導ができるのか、お伺いいたします。

最後に里山の環境整備について、お伺いいたします。

里山は、地域の貴重な財産であります。山林の持つ広域的な機能はもとより、その景観はそこに住む人々にとって心の拠りどころであり、訪れる人々を和ませてくれる観光資源でもあります。しかしながら、近年、林業の衰退とともに、私有林などの荒廃が進み、森林の持つ水源涵養や景観の保持をはじめ、温度化防止などの多面的機能が失われつつあります。

このようなことから、県では18年度事業として、私有林の整備支援を行うための予算化を検討していると伺っております。幸い、北杜市では、すでに里山環境整備事業に取り組んでいるところでありますが、北杜市の持つ自然資源を後世に伝えていくためには、里山の環境整備を積極的に推進してほしいと願っているところであります。

ところで、松くい虫対策は、現在の北杜市内の山林を見ますと、山林の環境整備にとって大

きな課題であります。特に鉄道、幹線道路、通学路などに接している松林の倒木防止対策は、緊急を要する問題であります。しかしながら、整備に要する経費が大きいと、個人の力ではどうにもならず、放置されているところが、多いのが現状です。

このような環境の中で、過日、行われた長坂町内の各区長を対象とした里山整備事業の説明会におきまして、ある区長から松くい虫の倒木処理について、補助対象とするよう要請がありました。市の担当者から検討していきたいとの答弁があったと伺っております。そこで、市の里山環境整備事業の中で、松くい虫被害も含めた倒木処理を補助対象にするのかをお聞きいたします。

また、北杜市内の県道や市道に接する山林の中には、道路脇まで枝が伸びていて、車の通行の妨げとなるものや、凍結による交通事故が起きる可能性のある個所が数多くあります。また、子どもたちの通学路においても、防犯上から見て、危険な個所もあり、枝切りなどの対策を早急に講ずるべきではないかと考えております。

地域によっては、昔から木障切りという慣習があり、区条例などによって、通行や日照問題を未然に防止することに努めているところもあると伺っておりますが、国・県・市の道路に隣接する山林の部分の整備については、北杜市全体の問題として取り組まなければ解決しない問題であり、条例等による対応ができないかと考えておりますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

33番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行財政改革の推進についてであります。

これまで市の農業振興事業の実施にあたっては、山梨県農業改良普及センターと密接な関係を保ち、専門的・技術的指導を仰いでまいりました。山梨県の機構改革により、4月から農業改良普及センターは、現在の北巨摩合同庁舎の中に中北農業事務所、農業農村支援課として組織されますが、今まで同様の連携を保ってまいりたいと考えています。

また技術的な専門職員の配置についてであります。北杜市として持続的な農業振興を図っていかねばならない点から、研修などにより、市職員の専門的知識を向上させるとともに、適材適所の人員配置や適正な職員数に配慮してまいります。

次に、県や農協との連携強化についてであります。

市の農業振興を遂行する上で、山梨県峡北地域振興局農務部やJA梨北とは、常日頃から細部にわたって密接な連携を保ってまいりました。今後も農業者のニーズに応じられるよう、今まで以上の連携強化を図ってまいらねばならないと考えております。このため、山梨県やJA梨北と指導強化のための調整会議を、定期的開催できるよう要請してまいります。

次に、子どもの安全対策についてであります。

子どもを狙った犯罪は、平成17年11月に広島市および12月に今市市において、下校中の児童が殺害されるという、痛ましい事件が連続して発生しました。地域の安心・安全の確保は学校と保護者にとって、最大の関心事といっても過言ではありません。子どもの安全管理を

地域全体で見守る体制整備など、喫緊の課題とのご指摘であります。

最初に地域での取り組み状況と活動支援についてであります。平成17年度から行っております県の委託事業による、スクールガードリーダーの各小学校への循環指導と通学路の地域安全マップなどの作成・指導、また平成18年度に実施する地域ぐるみの安全体制整備推進事業であります。市でモデル地区を設け、地域での実践的な取り組みをもとに、調査・研究した結果を各地域に実践実例として広めていきたいと考えております。

モデル地区のボランティアの方々の保険、腕章、ステッカーなどの活動支援については、予算計上しているところであります。

次に子どもの安全確保に向けた条例についてであります。現在、市教育委員会が作成した学校における安全管理の手引きに基づき、学校ごとに安全対策マニュアルを作成しているところであります。このマニュアルは、それぞれの学校によって、区域の条件が違いますので、それぞれの学校に合った子どもの安全確保に向けた内容であり、一律の条件のもとに制定する条例にはなじまないところもありますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に危険な場所に近寄らない指導についてであります。児童生徒が危険を予測、回避する能力などを身に付けさせるための防犯教育や、子どもと大人のワークショップの開催など、実践的な防犯教育を開催していきます。

また、地域社会全体で通学路の安全を含む学校安全体制が整備されるよう、学校安全ボランティアの参加を広く呼びかけてまいります。

登下校時を含む学校の安全確保のためには、学校や教育委員会など学校関係者の取り組みだけでは十分ではなく、警察をはじめとした関係機関との連携、協力や地域社会全体で子どもたちの安全を見守る体制を早急に整備し、自然に恵まれた本市の自然環境の中での教育、原っぱ教育を推進してまいります。

次に里山の環境整備についてであります。

松くい虫対策の被害木につきましては、市と峡北森林組合が巡回確認しながら、危険木と判断されたもの、また中央自動車道沿いは中日本高速道路株式会社から連絡を受けたものなどを、市において処理を行っております。

なお、JRに関係するものにつきましては、列車の運行に支障を来すおそれがあるため、協議し、JRで処理をしていただいているのが現状であります。

行政が行う松くい虫の処理は、国の施策の中で病害虫防除対策として実施しているものですが、松くい虫の被害にあった被害木の処理は、行政が行うものと位置づけられてしまったような錯覚に陥っている状況の中で、山林所有者が自主的に防除を行う例はほとんど見受けられず、国の補助を受け、市が処理しているのが現状であります。このため、所有者の承諾を得るのも市が行っており、所有者が不在地主であったり、不明であったりと、確認作業は困難な状況であります。

また、松くい虫の被害は拡大の一途を辿っており、旺盛な繁殖力を持つ病害虫への対応が追いつかない状況になっております。さらに三位一体改革により、松くい虫被害対策事業の補助金が大幅に削減され、対象区域も標高800メートル以上の被害木が補助対象となってしまったことにより、大変厳しいものとなっております。このため、北杜市里山整備事業費補助金を活用し、間伐、または新たに植樹を行う、樹種転換とも申しましょうか、関係地権者には指導しているところであります。

次に里山整備事業の中で、松くい虫被害を含めた倒木処理について、補助対象にするのかとのご質問であります。

1月30日に長坂総合支所で行われた里山整備事業補助金交付説明会の折に、倒木の処理も補助対象となるのかとのご質問をいただき、補助対象とするかについては、検討させていただきたいと回答をいたしたところであります。

確かに里山に手を入れ、きれいにし、木を育てる上で、倒木を処理しなければならない必要性は十分、分かります。しかし1本でも100本でも倒木処理となるため、現地確認作業量の増加と補助基準が難しく、現時点では補助の対象としない考えであります。

なお、倒木処理については、県や森林組合等ともご相談する中で、今後、さらに検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

次に、通行の妨げとなっている山林の使用処理の条例等による対応についてですが、道路のよりよい環境を維持保全していくには、道路際の支障となる立ち木の枝切りは必要であります。民有地の立ち木は個人財産であり、基本的には県や市でも勝手に枝を切ることができませんので、道路の管理上、支障のある場合については、所有者の承諾を得て枝切りをしております。

条例等で個人財産である立ち木などを規制することにつきましては、問題があると思っておりますので、慎重に検討していく必要があると考えております。

あまり、いい答弁にはなりません。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

33番議員、再質問はございませんか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

大変厳しい答弁でございましたけれども、まず1点、農業改良普及センターの統廃合によりまして、峡北地区と峡中地区という広範囲の中の指導員が、わずか4名ということで、峡北地区には2名という厳しい状況になる予定でございます。そういう中で、今、実際に現地へ来て営農指導をしてくれている方たちが非常に減ってしまっておりまして、農業者にとっては非常に不安な状態に陥っております。

そういう中で、やはり、身近な場所で身近な指導を行っていただけるような体制を、ぜひ整えていただきたい。そういう中で、新聞の情報によりますと、この前、合併しました河口湖町によりますと、上九一色と合併した中で、畜産が河口湖にはないということで、畜産技術員を県のほうに、ぜひ畜産技術員を河口湖のほうに人事交流してほしいということを望んでいるということが出ておりました。

北杜市におきましては、人事交流の中で、県との交流が盛んに行われておりますけれども、それは承知しておりますが、なお、その専門的な技術員を人事交流の中で、県に要請ができませんか。いただけないかどうか、その点について、まず1点お願いいたします。

それから、松くい虫の件でございますけれども、その倒木を、やはり区の中ではたくさんの区で、その回答がなければ、この整備事業がなかなか進まないという意見がございまして、その倒木処理をぜひ対象にさせていただきたいという強い要望がございまして、さらにより回答

を望みたいと思います。

以上2点について、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員の熱っぽい再質問を聞いていると、渡邊家の農業改善に対する血を感じます。

確かに県の機構改革で、中北地域の農業改良普及関係の技術者は2名ぐらいだという話を、私も聞いています。もう1つの特徴として、農業技術者を本庁に統合して、そして各地域に要請、問題等々があれば、機能的にそれぞれへ派遣すると、飛んでいくと、こんな話を聞いておりますので、私どもの地域は、先ほど来言っているとおり、農業普及を図っていかなければならない北杜市でありますので、そのへんの、地域振興局だけでなく、本庁機能との流れもよくして、機動力ある北杜市への農業指導員の波及を図れるよう、応えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、松くい虫の話は誰が見ても、松は日本人の心の松であります。したがって、松くい虫で、ふるさとが枯れていくことは誠に、わが心を食われるような思いがするわけでありまして、なんとかこれを死守しなければならないというのは、市民、県民等しく共通の願いであるはずであります。

現実を考えて、当時はマダラカミキリも標高600、700、800メートル以上の上はいかないだろうというのが学説的な考えでありましたけども、温暖化の影響か、マダラカミキリが強くなったかは分かりませんが、今は標高を実に900も1千メートルもというふうに高くなって、松を枯らしてしまっているというのが実際であるわけでありまして。

逆に言えば、行政も財政的にそれを対処しきれないというのが現実の姿であり、よって、標高800メートル以上の松については、松くい虫から死守しようというのが、方向転換した、今の県の松くい虫対策になっているわけでありまして。

そういう中でありますけども、時を同じくして、私たち北杜市は里山を守るという事業を、議会のご理解をいただきながら、本格的には平成19年から、18年から色を出しだすわけがありますので、その中で松くい虫をどうするかということも併せ、検討していきたいと思っております。

ただ、枯れている、そのときに切らなければ、ひと夏越してしまうと、マダラカミキリが外へ出てしまうわけでありまして、枯れ木を切ただけだったならば、松くい虫対策にならないということでは確かであるわけでありまして、併せて頭の痛い話であります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、まだ質問はございますか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

防犯についての問題でございますが、今、各地域の中でそれぞれ防犯ということで、ボランティアが取り組んでいる状況でございますが、今、やはり、車社会の中で、広域化していると

いうことの中、今、情報が一本化されていない。それから情報の共有化がされていないというふうなことの中で、やはり、私は学校の防犯マニュアルではなく、学校のということではなく、地域間のそのような情報の共有化、一本化ということが必要ではないか。そういう中で条例化を考えていくべきではないかという提案をされていますが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘の点も、よく分かります。よく分かりますけども、条例となると、いろいろな意味で検討しなければならないことは確かでありますし、先ほども答弁しましたとおり、地域の事情等々を併せ考えたときに、率直に言えば、なじまないのかなという思いはあります。そうはいつでも、時代の変化の中で、このまま放っておくと、さらに問題も発生してくるということになると、条例の制定も含めて考えなければならないのかなという思いであります。ご理解ください。

○議長（清水壽昌君）

以上で33番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

続きまして、27番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

本日は大きく4件について、市長のご答弁を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、長野県富士見町の焼却灰溶融炉建設の計画について、伺います。

この件については、もう先にお二人が質問なさっておりますので、あえて、重複を承知でさせていただきます。ものによっては、答弁は重なると思いますので、答弁を頂戴したいところだけ、改めてお願いしたいと思います。

現在、白州大武川地区の西側に隣接する富士見町に焼却灰溶融炉の建設が進んでいるということは、先ほど、お二人がおっしゃいましたとおりです。

計画では2007年着工、2008年稼働というようになっているというふうに伺いましたが、地元の富士見町の住民の中にも、灰溶融炉の安全性に疑問を持ち、計画の中止・反対を求める声があるようです。事実、一昨年には静岡県で、また、ほかにも複数の事故の報告があるなど、安全性につきましては、同意書を提出した地元の地区でさえ、公聴会の場で一抹の不安があると訴えておられます。

そのような施設の建設計画に対し、諏訪南行政事務組合は北杜市誕生前の旧白州町時代、大武川地区に対して説明会は行ったというふうに言っております。平成16年5月の中旬というふうに承っておりますが、このときには特に反対意見が出なかったもので、理解を得られたというふうに考えているというふうに、富士見町の建設課長のお話も伺いました。どのように説明を行ったのか、これはちょっと分かりませんが、最近になって下流域の北杜市民からは、その安全性を疑問視する声が挙がってきております。本来ならば、こうした施設の建設計画がある自治体なり、企業もそうだと思いますが、周辺、特に川沿いであれば下流域、あるいは風下域、

今回の場合ですと、わが北杜市のことになるわけですが、そういうところへの住民に十分な説明が必要だと思っております。

また、当北杜市とすれば、その安全対策、あるいは事故防止など、万一の不測の事態に対して、どう対応していくのか。これは行政の立場で確認した上で、市民に対する説明責任があるものだろうというふうに思います。

先日、確か2月の中旬ごろだと思っておりますけれども、私のほうで生活環境部に問い合わせたところ、北杜市としては説明を受けていないという返事を頂戴しました。これは何かのたぶん、間違いだろうと思っておりますが、実際には昨年9月ですか、大武川地区で行われた説明会で、実際、説明を受けているはずですが、これは先ほど、市長からのご答弁にもあったと思っておりますけれども、行政がこういうことを、やっぱり知っておれば、やはり、その段階できちんと、市民に説明をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

こうした富士見町の灰溶融炉建設に対する今後の対応について、市長の見解を伺いたいというのが、この件についての、私の質問だったわけです。ただ、先ほど申し上げたように、すでにお二人の議員さんから質問がありましたので、この件については、ご答弁をいただかなくても結構です。ただ1つ、あらかじめ、情報を得ていたのなら、なぜ、その段階での説明をしていただけなかったのか。この件については、重複を覚悟の上ですけれども、ご答弁を頂戴したいというふうに思います。

次に国民健康保険税の大幅値上げについて、伺います。

昨年11月29日の国民健康保険運営協議会では、平成18年度の税率改定案として、最大で約60%もの大幅値上げという案が提示されました。基金の取り崩しの方法によって、向こう3年間にわたって分割して、値上げをすれば、単年度ごとの値上げ幅は低く抑えることもできるという説明もあったわけですが、結果として大幅な値上げをすることに変わりはないわけです。

私も運営委員の一人として、その場におりましたが、この大幅値上げにはとても納得できないとして、いくつか質問させていただいています。例えば、平成15年9月に発行された合併協議会の「北杜市民の暮らしは、こうなります」という冊子がありますが、その中で記載されておる平成18年度からは、最も低い税率の明野村を基準として新しい税率を設定すると明記されております。このプランは、一体どうなるのかという質問をさせていただきました。あるいは、一般会計からの繰り入れの増額はできないのか。さらに仮に大幅値上げをするならば、市民が納得できる説明をどういうふうに行うのか、伺ったんですけれども、その場所で、私には満足な回答を得ることができませんでした。

また、今年2月2日に再度行われた運営協議会では、最終的な案として、前年度に対してですけれども、18年度は約18%、19年度は15%、20年度は約13%、平成17年度に対しては3年間でトータル約53%の値上げ案が提示されました。ここでも、同様の質問をさせていただきましたが、やはり納得が得られなかったため、この件について、この場でもう一度、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

国保の財政状況の説明を受けてしまえば、税率の値上げもやむを得ないということは、理解はできます。しかし、同じように多くの市民に理解を求めるときに、やはり懇切丁寧な説明が必要なのではないか。まして、市民に大幅な負担を求めると、市として、どのように身を削っておるか、ということも含めて、市長に改めてお考えをお伺いしたいと思っております。

次に清里駅前周辺の再開発事業について、伺います。

これは9月の定例会にも伺ったことなので、引き続き、改めて質問させていただきます。

前回、昨年9月の答弁の中で、市長は清里駅前の観光不振の要因について、景気低迷、あるいは交通体系の不備などを挙げておられました。これらの問題が片付けば、観光客は本当に戻ってくるのでしょうか。

観光客にとって、駅前には魅力がないから人が来ないのであって、交通体系の確立、道路の拡張、案内板の設置、こういうものは二次的なことではないかと、私は思うわけであります。こういう分析というのは、ないものなのでしょうか。

また、さまざまな客層に対応できる魅力のある観光地、清里の再生を目指したいという答弁は具体性に欠け、口を極めれば理想論にしか聞こえないのであります。具体的な計画案を誰が、どういう根拠で立てているのか、改めて伺いたい。

というのは、周辺の宿泊業者の中には清里は集客アイテムとしては、もう考えていないんだと言い切る者まで、実はいるんです。つまり彼らは清里について、観光業者として何も求めていないということになるんですね。観光に関わる、そういう業者さんたちが判断する、それは、いわゆる商売としての判断だと思んですけど、そういうことが計画の中に、どのように反映されているのかということが、私の疑問の1つであります。

一方、地元清里の当事者の方は、一部の方ですけども、話を聞けば、例えば観光不振の原因は何かと聞いたときに、141号線のバイパスができたんだと。これはバイパスというのは正確でなくて、長坂のインターから清里の駅の北側を抜けていく、以前の有料道路です。これができた。さらに無料化されたことによって、車がそちらにまわることで、駅前を通らなくなったんだと、こういうことをおっしゃった話を聞きました。これは、私にしてみれば、あまり実情を把握していないんじゃないかなというふうに思わざるを得ない分析でありまして、駅前の観光がもし不振だということであれば、より客観的に分析をし、その対応策も観光客のニーズが把握できているプロに、もっとどんどん参加していただくということがないと、この総額約13億円という税金の投入が、極端なことを言えば、花の森の公園のようなことになりかねないというふうに懸念するわけです。そこらへんも含めて、改めて市長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

最後にシーニックバイウェイという構想があります。シーニックバイウェイという言葉は、まだなじみが、日本の中ではまだまだ少ない言葉でして、直訳をすると景色がいい脇道とか、絵になる、よい脇道とか、こんなような意味合いになるということなんです。要は道路そのものが景観の一部を構成し、景観と一体化し、風景の中に溶け込んだ道づくりをしようではないかと、こんなような考え方なんです。もともと、アメリカで10年ぐらい前に始まった考え方として、最近では日本でも国土交通省が自然や歴史、文化、風景などを考慮した美しい地域と空間づくりをしようということで、日本版のシーニックバイウェイ、これを日本風景街道という名前を付けて、制度を打ち出しております。

この日本風景街道というのは、ちょっと分かりにくいので、引き合いに出させていただきます、お隣の長野県の妻籠とか馬籠の宿場町がありますが、その風景を想像していただければ、イメージできると思うんですけども、旧街道と宿場町の風景とか文化とか、あるいは歴史が一体化した場所であって、非常に観光客が喜んで訪れてくれると。

つまり、そういう、ただ利便性のために、道を造るのではなくて、そういった風景と一体化

した、特色のある地域づくりをしようという考え方だと思えば、お分かりいただけるかと思えます。

ケーススタディーとして、国土交通省がモデル地域の募集をしております、北杜市として、県も八ヶ岳エリアを念頭に応募の方向で検討していると思いますが、実際にことを進めるとなると、行政のほうはもちろん、地域住民や団体をも巻き込んだ大きな協力体制が必要になることは間違いありません。

何よりも大事なこととして、この構想を市長がよく理解をしていただき、強力なリーダーシップを持って進めていくことが必要だと思います。職員の皆さんも市民も、よくこの構想を理解し、日本風景街道を実現できればというふうに思っており、これが人と自然が躍動する環境創造都市を標榜する北杜市の理念を内外に示す、いいチャンスだと思っております。ぜひ、市長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

27番、岡野淳議員のご質問にお答えします。

最初に、諏訪南行政事務組合が計画している灰溶融炉建設についてであります。

いわゆる迷惑施設は、安全・安心を担保することが大切であります。北杜市としましては、同組合に対し、建設される施設が確実に安全・安心なものとなるよう建設に先立って、住民はもとより北杜市に対しても具体的な建設計画についての説明を求めており、今後、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、建設計画概要に関しましては、合併前の旧白州町と大武川区に対し説明がされ、その上で生活環境影響調査が実施されたものであります。現在は北杜市として、しっかり対応をしていきます。

次に、国民健康保険税の値上げについてであります。

合併協議を始めた平成13、14年の時点では、国保運営はバブル期に蓄積した十分な基金および繰越金があり、順調な経営がなされておりました。平成12年には、介護保険制度が導入され、平成12年の医療制度改革では、70歳から75歳の高齢者についても国保会計で負担することになりました。この時点では医療費の伸びは比較的安定しており、介護保険制度導入も医療制度改革も国保会計にとって、それほどの負担ではなかったため、明野村の水準で運営できると判断いたしました。

しかし、介護保険制度見直しの2期目、平成15年になると、制度の浸透に伴い、介護給付費が増加し、そのために介護給付金が伸び始めました。また、医療制度改革により、特別調整交付金が減額となり、高齢者の医療費は年々増加してまいりました。加えて、長年、国保税を据え置きしてきたこと、持ち寄る基金を調整したことなどにより、明野村を基準とした税率では国保会計の運営ができない状況になったものです。

税率改正は、2月16日の議員協議会の資料でもお示したように、合併前の清算をする意味合いの強い内容であります。3年間で、この精算が終わりますと、その後は毎年、見直しを行うことにより、1年に二桁の値上げなど、よほどの社会情勢の変化がなければあり得ないと

考えています。

一般会計からの繰り入れについては、社会保険加入者との公平性の面から、義務的な法的繰入以外は、現段階では繰り入れるべきではないと考えています。市民に対する説明は必要でありますので、市のCATVや広報誌等、あらゆる方法で周知するとともに、パンフレットを作成・配布し、理解をいただけるよう努めてまいります。

次に清里駅前開発事業について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に清里駅前の観光不振の要因についてであります。清里のみならず、全国的にも同様な状況が見受けられます。一時期、清里は若者を中心に幅広い年齢層からの支持を受けてまいりました。観光地としての魅力は、その場所にしかない特性があって、はじめて生き生きと生きてきます。

景気の低迷が原因の1つであるとは言え、駅前周辺には滞留できる広場などを、まず整備し、清里の魅力である牧歌的な風景、山岳景観も大切にしながら、地域・行政がともに汗を流し、新たな発展に向け、最大限の努力をしていかなければならないと考えております。

次に駅前には魅力がないから人が来ないのであって、交通体系の確立、道路の拡幅、案内板の設置は二次的なことではないかと思うが、そういう分析はないかとのことですが、清里駅の利用者は残念ながら、年々わずかながら減少傾向にあります。しかしながら、将来的な展望もふまえて、清里駅周辺へのアクセスとして、自家用車や観光バス等で訪れる方々に対して、八ヶ岳高原の玄関口である清里駅周辺を中心とした整備は必要であり、駅周辺主要施設への回遊性を図り、安全で快適な道路交通網の整備と施設への案内板の設置も並行して進めることが、清里駅前の賑わいの再生に重要であると考えております。

次に、具体的な計画案を誰がどういう根拠で立てているのかについてですが、平成10年から計画的に取り組み、駅前区、清里観光振興会、清里駅前商店街の3者からなる協議会から協議が始まりました。平成13年度から、駅前周辺を考える学習会や地域住民を対象にワークショップを開催し、コンサルタントの提案をもとに基本計画を策定しました。幸いにも平成16年4月に創設されました、まちづくり交付金事業で取り組むことが可能となり、現在までに清里駅周辺地区整備推進連絡協議会、サイン計画のワークショップを7回開催し、市と地域が共同して駅周辺の整備事業を進めております。

次に観光に携わる業者の声が、どのように計画に反映されているのかについてですが、先にも述べたとおり、駅前周辺を考える学習会や地域住民を対象としたワークショップを開催し、その結果をふまえた観光業者も参加していただき、清里駅前整備住民意向調査結果を参考に計画を策定いたしましたので、その中で意見が反映されているものと考えております。

次にプロの計画への参加についてですが、現在、基本計画に携わったコンサルタントに駅前整備の基本設計を委託契約し、プロであるコンサルタントの指導のもと、清里駅周辺整備推進連絡協議会と市が観光客のニーズの把握、活性化の方策などを検討しております。厳しい財政状況の中ではありますが、清里の再生のため、しっかりと事業を進めてまいる考えであります。

次にシーニックバイウェイ構想についてであります。

シーニックバイウェイは道を通して、地域資源の保全・整備を行い、観光振興を目指す活動であります。国土交通省では地域が主体となり、地域固有の景観・自然・歴史・文化・レクリエーション資源などを有効に活用し、それらをテーマにした訪れる人と迎える地域の豊かな交流による地域の再生を目指した、美しい街道空間の形成を目指す日本風景街道として、積極的

に推進しております。

北杜市としましては、2つの国立公園、1つの国定公園、1つの国立自然公園を有し、全国有数の美しい自然環境を有する地域でありますので、これらの山岳景観を全国に発信する意味でも、日本風景街道につきましては、道を生かした観光行政を進める1つの手法として、有効だと考えております。ご提言・ご指摘、ありがたく思います。

今後、事業を進める際には地域のやる気のある人、企業、NPO法人、自治会、自治体などの組織が自主的に参加し、そのリーダーが中心となり、道づくりパートナーシップを形成の上、活動を実施する。そして行政としても、まちづくりパートナーシップの一員として参加し、人と自然が躍動する環境創造都市を目指し、研究・検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

27番議員、再質問はございませんか。

岡野淳君。

岡野淳君の残りの持ち時間は、1分28秒でございます。時間内での質問をするよう、申し添えます。

○27番議員（岡野淳君）

承知しました。

ご指摘のとおりなので、大急ぎで一言だけ申し上げたいと思います。

国保の件だけではないし、ほかのことにも通じることであります。私が言うまでもなく、実は今日のテレビを見ている受け売りなんです、ある評論家の方の言葉を借りますと、行政の仕事というのは、住民の生命と財産を守ることなんだということを言っておられた方がいます。まさに、そのとおりだと思うし、今さら私が言うこともないんですけども、先ほどの富士見の件の情報公開、あるいは国保の大幅値上げのこともそうです。ぜひ、早め早めの情報を出していただき、市民の理解を得、一緒によりよい北杜市をつくる作業を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ、これは答弁は結構でございます。一言申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

以上で27番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

続きまして10番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○10番議員（秋山九一君）

私から、市長に1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

酪農試験場悪臭対策についてでございます。

長坂町には、長い歴史と言うべき県営の酪農試験場があります。以前は種畜場などと言われて、雑多な動物等が数多く飼育されており、近隣の小学校などでは遠足のコースにも盛り込まれて、社会科見学や一般観光施設として利用されていたこともあります。大変、親しまれておりました。また、その後には、この場所に近くの深沢溪谷を組み入れたフラワーセンターとミニ動物園という大掛かりな計画もあり、関係団体と検討委員会により、何度となく打ち合わせを行った経過もありましたが、この計画は残念に終わってしまったところであります。

ここ数年、町の発展により、周辺地域が開発されてきたため、人々が近くに集まるようになりました。しかし、時折、放牧場を兼ねておるため、肥料を散布することもあり、散布時などは大変な臭いがして、近隣住民より多くの苦情が出てくるようになり、住民は長年、悪臭に悩まされておりました。また、近年の温暖化の関係か、通行する車のドライバーからも悪臭がひどいという話を聞くようになりました。ますます、ひどくなっている様子が伺えます。

現在、近くには県道や広域農道の工事が進んでおり、物販店ができたり、個人住宅や大型団地などもでき、住民も増え、酪農試験場の数十メートルのところまで、人々が住むようになってきました。現在、このあたりの住民は毎日のように、この悪臭に悩まされていると聞きます。特に夏などは、すごい臭いがして、精神的苦痛を強いられているという話も聞きます。

時代の流れで、人々の住居地の中に、このような施設が共存していくのは無理が生じていると思うような気もします。地元住民より、八ヶ岳には何カ所の牧場等もあり、できれば県などに働きをかけ、酪農試験場の移転を望む声も強く挙がってきております。

環境問題のため、現地視察等を行い、現状を確認していただき、住民の健康を守るためにも、早急にこのことに取り組んでほしいと思いますが、市長の見解を求め、質問を終わりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、秋山九一議員の酪農試験場の悪臭対策についてのご質問にお答えします。

山梨県酪農試験場は、昭和26年に現在の長坂町長坂上条に設置され、峡北地域においても酪農振興のため、家畜改良等、多くの実績を残し、現在に至っております。

設立から50年以上にわたり、酪農試験場を発端とする悪臭に対する苦情につきましては、夏場の風向きにより、臭う程度の話は耳にしましたが、市に対しては特に臭いに対する苦情・要望等はありませんでした。

過日、悪臭につきまして、周辺住民の聞き取り調査を行ったところ、悪臭発生の時期や時間帯は決まっておらず、風向きや湿度が高い日に発生しているようであり、特に夏場に窓を開けられない状況もあるとのことでした。このため、県に確認したところ、昨年の秋ごろ、地域の代表者の方々と話し合いを行い、県からは実態調査を実施し、地域の方々に迷惑をかけないよう対応をしてみたいと、理解を求めたとのことでありました。

また、3月7日の夜には地域在住の方々との打ち合わせ会が持たれ、県からアンケート調査の配布と来週中にも改修していただけるよう、依頼を行ったとのことでありました。

市としましては、県に対し、この調査の結果をふまえ、対策を講ずるよう要望をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

10番議員、再質問はございませんか。

秋山九一君。

○10番議員（秋山九一君）

特に、ここには大型の団地で高齢者の団地が1棟、若者等々を入れる一般の団地が1つということで、大勢の人が入っておるわけだけれども、特に弱い方、子育ての方等々の中でございますが、最近、屋外へ子どもの遊び場等々を造るということで、工事が着々と進んでおるといようなことございまして、外へ出る子どもさん等々も増えてくると思いますので、ぜひ、そこらへんを長年の問題で、今、迷惑施設というような形をとるようなことではありますが、ぜひ一つ、そこらへんを取り組んでいただくということで、要望ということですので、ひとつよろしく願いして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

要望ということで、答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

以上で10番議員、秋山九一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後は2時に再開いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

31番、秋山俊和議員より午後の会議の欠席の届け出がありました。

一般質問を続けます。

13番議員、風間利子君。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

はじめに、一言お礼申し上げたいと思います。

昨年6月に一般質問いたしました、小武川溪谷に植林されました緑の日記念の杜がきれいに整備され、看板も新しく植字までされ、見違えるようになっておりました。市・県当局には非常に早い対応で、心より感謝いたしております。ますます緑の日記念の杜として、自然環境にふさわしい森になるよう、切にお願いしたいと思います。

これより3点、質問させていただきます。

まず、国民健康保険税・介護保険料の市民への説明は。

午前中、岡野議員が関連質問いたしましたが、市民に理解していただく説明を願いたく、再度、質問させていただきます。この件につきましては、午前中、答弁がありましたので、答弁は結構です。

国民健康保険と介護保険は文教厚生に付託され、審議された案件ですが、国民健康保険税・介護保険料とも年々総費用が上がり、国では介護保険料が平成12年施行された当時の総費用は、当初3.6兆円、開始以来5年目、平成17年には約倍の6.8兆円の予算となっております。

また、北杜市の国民健康保険税も、過日の説明では18年度は17%アップということで説明を受けた私たちは、財政厳しい中、基金を取り崩して、これに充てても、市民の負担は免れない

ことは理解できますが、市民に対して、合併当時言われました、負担は軽く、サービス厚くのようにはいかない北杜市の財政状況です。

過日、配布されました議会だより5号の「声のひろば」には、「合併当時言われた、バラ色の夢は遠くに置き去りにされ、厳しい現実のみが先行される」という市民の声が載っております。この説明につきましては、執行部をはじめ議員の私たちも市民に対して明確に、納得できる説明をする責任があると思います、

一般の議員協議会でも協議されましたが、これからの行政は財政が厳しいだけに、常に情報公開して、市民の理解を求めていかなければならないと思います。

また、介護保険につきましては、4月より国の法律も変わり、北杜市でも特定高齢者、認定をされていない方々の地域支援事業なども考慮し、介護予防プランを策定していると聞いております。この件につきましても、まずは高齢者に理解できる説明を、ぜひお願いしたいと思います。また、これからも合併当時の市民に対しての説明を常に念頭に、行政を進めていっていただきたいと思います。

次に、公民館活動を通じた地域の活性化を。

社会情勢が多様化する中、地域の間人関係も希薄になりつつあります。学校教育はもちろんですが、社会教育の必要性も特に感じております。地域自身が地域を育てるために、地域の教育力を支える地区公民館活動の積極的な推進と、地区分館への指導・助言などの対応について、お伺いしたいと思います。

北杜市では7つの教育センターが、地区の要として地区公民館機能を担い、生涯学習の事業を展開し、各分館事業への指導・努力に対応していると聞いております。公民館施設及び運営に関する基準、平成15年6月6日の第8条の中に、公民館長および主事は社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識および技術を有する者をもって充てるよう、努めるものとあります。

現在、センター長が地区公民館長をも兼務されておりますが、また白州町と須玉町では4月より、図書館長も兼ねるといことです。合併して仕事も増し、大変なことと思いますが、兼務で公民館活動の活性化が図れるのでしょうか。

サンライフネットの真壁静夫先生からは、「社会教育主事は一貫した期間が望ましい」とか「公民館活動で地域社会を変えていかなければ」という、お話も聞いております。分館活動が活発に、そしてどの分館にも同じように機能をするよう、公民館の組織をきちんと編成し、中央公民館、地区公民館、地域分館のより積極的な公民館活動について、どのようなスタンスの展開をお考えでしょうか。

北杜市という大きな組織になって、公民館活動が衰退しないかと心配しておりますが、公民館活動への充実した指導、援助活動が一貫してなされるよう、お願いしたいと思います。

午前中、市長の答弁で適材適所ということが言われましたが、北杜市としましては、公民館活動をどのようにお考えでしょうか。

3番目に、北杜市としてのゴミ分別収集マニュアルを。

9月に一般質問させていただきました、北杜市としてのゴミ分別収集マニュアルにつきまして、合併をする小淵沢との北杜市環境基本条例の制定に向けて進めており、12月の定例会に提案するということでした。環境問題は、私たちみずから取り組まなければならない重要な課題ですが、なかなか思うようにいかないのが現状です。

9月の質問の折にもふれましたが、市として現在、出されております分別ゴミ15品目につきましては、当初、配布されたマニュアルにも変更があり、衛生委員さんたちが判断に迷うこともあります。北杜市でも地域により業者の収集も違い、せっかく分別して出されたものも、可燃物として処理されてしまうこともあるようです。業者に確認いたしましたら、量が少なすぎてということでした。

今回、私がゴミ問題について一般質問するというので、ゴミ問題について真剣に取り組まれている方より連絡がありました。県の循環型社会推進課に、電話で徳島県の上勝町の町長さん、私はちょっと認識不足で分からないのですが、ゴミ問題で有名な方だそうです。聞きましたら、半額は県としても予算は出せるということでしたので、早速、市の環境課にいきましたら、今、合併したばかりでとの、どうしたら説得できるかとのことで、相談を受けました。

私も、新年度で衛生委員さんが決まったところで、区長さんはじめ組長さん、その他の諸団体、市民などに呼び掛けて、ぜひ環境問題の一番初歩的なゴミ問題について、講演会をお願いしたいと思います。

また過日、白州の住民より長野県富士見町に建設が予定されている、灰燃焼溶融炉の建設に伴い、白州・武川の議員さんで検討してほしいと、7人分の資料をもって要請されました。私は初めて耳にすることでしたので、現地を見ないことにはと思い、見てまいりました。当日、富士見町役場で公聴会があり、聞いてまいりましたが、公述書を述べた5名の皆さんが、灰燃焼溶融炉も必要な事業ですが、可燃ゴミの減量は焼却灰の減量につながるの、まずゴミの減量をと訴えておりました。

ゴミの分別収集はゴミを減らす第1条件だと思いますので、地域により業者の条件も違うようですので、業者に合わせるのか、市に合わせるのか検討して、分別収集マニュアルの作成を早急をお願いしたいと思います。どのようにお考えでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

13番、風間利子議員のご質問にお答えします。

最近、私に対して点数が悪いのですが、久しぶりに事業のお礼をいただき、ありがとうございます。

最初に、国民健康保険税・介護保険料の市民への説明についてであります。

国民健康保険税・介護保険料の改正については、2月16日の議員協議会において、議員各位にご説明を申し上げ、今議会に条例改正および予算を提案したところであります。

このたびの税率の改正については、各種の方法を利用して、市民にご理解をいただくべく周知に努めてまいります。特に今回は、利用範囲の広がるCATVを活用するとともに、国保会計は独自のパンフレットを作成し、また介護保険は事業計画概要を作成して、詳しい内容を各家庭に配布し、理解得られるよう計画しております。

次に、ゴミ分別収集マニュアルについてであります。

ゴミの分別を徹底し、資源化を図ることは年々増大するゴミの減量化、循環型社会の推進、また焼却処理にかかる負担の軽減といった面からも、重要なものと考えております。

昨年9月の定例会における風間議員の一般質問に対し、12月定例市議会への環境基本条例の提案および条例制定後に、環境基本計画と一般廃棄物処理計画の策定を行うこと。また、この計画をふまえて、統一したゴミ分別マニュアルの作成を行うとの答弁をさせていただいたところであります。

平成18年度の当初予算に、環境基本計画策定に向けての調査経費を計上させていただいており、19年度には北杜市の計画を策定する予定であります。

したがって、現段階ではマニュアルの作成には至っておりませんが、環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画をふまえ、早期に北杜市共通のマニュアルを作成したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

富士見町の例を挙げながらのご質問もあつたわけでありまして、環境を守る思いは市民等しく同じであり、風間議員とまったく私も同じ考えであり、しっかり対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、公民館活動を通じた地域の活性化については、教育長から答弁いたさせます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

13番、風間利子議員の公民館活動を通じた地域の活性化をという質問に対して、お答えをさせていただきます。

社会教育法では、公民館は実生活に即する教育・学術および文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活・文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと定めております。そこで、中央館的機能を受け持つ生涯学習課では、全市民を対象とした学習活動、生涯学習イベントなどの普及・啓発、学習の成果発表としての評価システムの普及などを実施し、地区公民館的機能を持つ各教育センターでは、地域住民のニーズに呼応して、パソコン教室や高齢者学級、子どもたちの体験学習など、自己実現するためのさまざまな学習プログラムを企画して、活動の場である地区公民館で展開しております。今後もなお一層、地域住民の要望を把握する中で、学習プログラムの充実に努めてまいりたいと思っております。

なお、センター長が地区公民館長兼務で、活性化に支障はないのかとのご指摘でございますが、生涯学習実現の場が公民館であることを考えますと、むしろ事業実施がしやすく、活動する地域住民の声も直接、聞くことができ、より地域に根ざした公民館活動の推進が期待できる利点があります。

また現在、分館には地域住民の学習活動や子どもたちの体験学習推進のため、分館活動補助金を交付して、分館活動の活性化を図っております。活動がどのように行われているかのお互いのチェック機能として、各地区の分館協議会等の代表者からなる公民館分館連絡協議会を設けて、意見交換や情報交換を行っております。今後も協議会を軸に、市内全域でまんべんなく活動が行われるように取り組んでいく予定であります。

公民館は子どもから高齢者まで、地域の人々の拠りどころであり、議員ご指摘のとおり地域自身が地域を育てる場でもあります。したがって、学級や講座による受動的な学習だけでなく、地域住民が地域課題を取り上げ、みんなで課題解決という目標を見通した学習と活動を行うことにより、公民館活動を通じた地域の活性化が図れるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

13番議員、再質問はございませんか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

市長の答弁にもありましたけれども、情報公開・広報・ホームページということでしたが、北杜市として、ホームページを見ていただける方が大体どのくらいおりますかということが、ちょっと私のまわりでは、あまり数多くないかなと思いますので、その件につきましても、ちょっとできましたらお答え願いたいと思いますし、また公民館活動につきましては、当然、私がここで一般質問するからには、皆さんの要請があったから、させていたでいるんですけど、ぜひ自分たちの地域は自分たちでということも、私たちも頑張っておりますが、ぜひそれなりの指導もお願いしていただきたいと思います。

また、ゴミ問題につきましては、市長もこの前の答弁でおっしゃいましたけれども、ゴミを出せないお年寄りの件も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

また、処分場建設にあたりましては、必要な施設でありながら、後世に被害を及ぼす危険が伴う事業のため、地球保全を考えますと、事例のないことで、思うように進まないのが現状です。現在、問題になっておりますアスベストについても、水俣病につきましても、当初はこのような被害が出るとは予想もしていなかったと思いますので、今後、処分場につきましては、ぜひこのこともふまえて、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

市政を市民にしっかり知らしめるということは、大変、重要なことであります。たびたび答弁でも申しているとおりでありますけれども、とりわけ介護保険税、あるいは国民健康保険税、介護保険料なるものは大変、関心事だと思います。したがって、先ほども言いましたとおり、全市に広がったCATVとか、広報誌あるいはまた、それぞれの機会あるごとに説明したいと思います。

確かにインターネットがどれだけ普及しているかということは、今ここで、数字は掌握しておりませんが、何を隠そう、私にもさらさらできないわけでありまして、どれだけ使用しているかということは未知数であります。そうはいつても若い人を中心に、市内でもかなり普及していることは確かでありますので、あらゆる情報網を使いながら、少しでも市民に理解を得られるよう、頑張りたいと思っております。

また、ゴミ収集のマニュアルに関連しまして、将来、高齢化社会を迎えて、お年寄りの人たちの、若い人たちのいない家庭のゴミをどうするかということは、私もこの前の議会でも答弁しましたとおり、それにも応えていかなければならない問題でありますので、全力で頑張ってみたいと思います。

なお、風間議員も承知はしていると思いますけれども、富士見町はゴミ処分場ではないわけです、ぜひそのへんはご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

自席で、失礼させていただきます。

地域の公民館活動の活発化についてということでございますけれども、私ども教育委員会といたしましても、より数多くのプログラムを案内、あるいは紹介しながら、地域の公民館活動が活発になるように、また、より以上、指導をしていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

13番議員、また質問はございませんか。

（なし）

以上で13番、風間利子議員の一般質問を終わります。

続きまして8番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

私は行政改革について、それに関わる組織のいろいろなことについて、ちょっと質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今朝ほど、全員協議会の部屋に、この北杜市の行政改革大綱が置かれておりまして、初めて今朝いただきまして、中身を、ちょっと目を通させていただきました。早い対応ということで、また丁寧に、これから読ませていただきたいと思っております。

北杜市が誕生して、1年数カ月が経ったわけでございますけれども、この1年をかけて北杜市の行政改革のあり方を審議していた市行政改革推進委員会が、その審議の結果を市長に答申しました。市長は、今度の所信表明の中で、そのトップに行政改革を挙げ、北杜市の将来を見据えた北杜市再建のための改革と位置づけ、強い決意を述べられました。また、市民の目線で見える計画を基本姿勢とし、改革を進めていくとのことですが、私もこの姿勢こそが最も大切であり、大賛成であります。

市の改革はサービスを受ける側に立って、ここを基点として進めることによって成し遂げられると、私はいつも思っております。例えば、地域をよくする改革ということが、よく言葉に出ますけれども、これはあくまでも行政が指導して、よくしてやるという考えが、その中に入っております。

また一方、地域がよくなる改革というと、行政と市民とがそれぞれ役目と責任を果たしながら協働で進めていくことであり、この姿勢への点眼こそが大切であると思っております。市長は先の答申をふまえ、財政の健全化、施策の再構築と市民の協働、市役所の構造改革とスリム化の3本柱を挙げ、行政改革大綱と行政改革を実施するための行財政アクションプランの策定をいたしました。改めて、市長のこの改革を通して、どんな北杜市をつくっていくかを伺いたいと思っております。

次に行政の組織のスリム化の中で、今、行政区の統合再編について、話が出ておりますけれども、すでに高根町や須玉町では区の統合を終わっているとのことでございます。他の地域に

おいても、ちらほら、その話は聞いておりますけど、慎重に地域の声を聞きながら、今からどう進めていくか、考えを伺いたと思います。

次に北杜市の消防団の組織でございますけど、今、北杜市消防団は定員が1,878人、旧町村ごとに7つの分団があり、その下に98という部で構成しております。小淵沢との合併によって2千人を超す大世帯になりますが、98の部は部員の定員も担当地域の広さもまちまちで、これは仕方のないことですが、これに関していくつかの課題を抱えております。地域によっては、部の中で補充要員の若者がいず、長年、務めた団員がそのまま辞めることができないというところ、事情で退団しても補充がないために定員割れになっているところ、昼間、火災や事故が発生しても、地元に出動できる団員が1人もいないようなところもあり、非常に深刻な厳しい現状があります。

自治消防団として、さらに活性化や防災に対する備えのためにも、定員は今のままで部を統合して再編する必要があると、私はいつも思っています。すでに、高根の分団等は統合が終わっているところもありますが、ほかの地区はどういうお考えか。その進め方を伺いたと思います。

次に市役所の組織機構の改定案が示され、4月より実施の運びとなりますが、私は総合支所のあり方について、合併1年を経過して感じていることを述べ、市長の考えを伺いたと思います。

市長は、将来的には支所を縮小していくとの前の答弁がございましたが、私はあえてここでもう一度、支所について質問をしたいと思えます。

果たして、よい答えが出るかどうかは分かりませんが、あえて質問をしたいと思えます。合併後の不満や、真に地域力をつけるためには、当分の間、総合支所の充実が必要と思っているからでございます。総合支所は今、地域振興課、住民福祉課、産業振興課、環境整備課の4課からなり、地域の農業振興・地域づくりの推進、市民からの相談・要望など、真に市民との密着した窓口であり、大切な役目を果たしております。今、現状の中において、この比較的小さい支所も、大きい支所もまったく同じ人数が画一的に配置されており、大きい支所では、部署によっては大変な仕事の量があると聞きます。

このことは、すぐ市民に跳ね返ってきますので、行政改革の中で小さな政府といわれておりますが、支所にやるべきことの責任を持たせて、そのために必要なところに必要な人を適正に配置をしていただきたいと思うわけでございます。さらに本所と支所が連絡を密にすることは当然であります。支所での決裁権や予算執行権はどうなっているのか、伺いたしたいと思います。

以上を質問して、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、行政改革大綱および行財政改革アクションプランについてであります。

去る2月24日の行政改革推進委員会からの答申に基づいて、行政改革大綱および改革を進

めるための行財政改革アクションプランを、今月7日に策定いたしました。市民の目線で先が見える計画を基本姿勢として、市民と行政の役割分担の明確化を基本理念に、改革に取り組んでまいりたいと考えております。

行政改革大綱では、改革の基本目標に3つの柱を掲げ、第1の柱は北杜市の最重要課題である財政の健全化。第2の柱は限られた財源の中で、より効率的なサービス、事業を展開していくための施策の再構築と市民との協働。第3の柱はより一層、簡素で効率的な行財政システム確立のための市役所の構造改革とスリム化であります。そして19の実施項目に基づく81の取り組み事項を掲げ、平成18年度から平成22年度までの5カ年計画としております。

また、行財政改革アクションプランにつきましては、改革を着実に推進していくため、実施事項や目標年次、数値目標等を具体的に示し、計画的に取り組んでいくものであります。改革の推進のためには、職員みずからが問題意識を持って、自主的かつ積極的に汗をかかねばなりません。前例踏襲主義などの行政体質の改善を図るとともに、職員の意識改革が必要であります。行財政改革は、地方自治を推進していく上での基本である、最小の経費で最大の効果を実現するための手段であり、不断に取り組むべきものであると考えております。

今後、行政改革大綱および実施計画の概要につきましては、市の広報誌やホームページを通じて、市民の皆さんへ周知してまいります。また、計画の実効性を確実にするため、改革の進捗状況も毎年度、公表を行っていくこととしております。

次に、行政区の統合についてであります。

地方分権時代を迎え、地域が自らの課題克服に向けて取り組んでいくことが求められております。その主体となる行政区の育成・強化を図る必要があることから、小規模行政区を中心に再編を行うため、代表区長会にお諮りしたところ、不均衡を早期に是正する方向となり、早速、大泉町行政区長会では、さまざまな課題を協議・解決し、4月から現在の29行政区を11行政区へ再編することとしたため、今定例会に条例の改正をお願いしているところであります。行政区再編の基本は、おおむね100世帯を目安として、須玉町・高根町・白州町および武川町については、すでに再編されており、今後、明野町や長坂町の区長会等に検討するよう、お願いしていきたいと考えております。

次に、消防団の組織についてであります。

消防の任務は市民の生命・財産を火災から保護するとともに、水害・地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減することであり、また防犯にと昼夜を問わない活動に対し、衷心より敬意を表するものであります。

鈴木議員にも副団長として、ご活躍をいただいているところであります。私は、指揮命令により統率のとれた消防団組織こそ、わが北杜市にはなくてはならない組織であり、災害時に対応できる団員の確保が必要だと考えております。しかしながら、地元で仕事に従事している団員が少ないため、特に昼間の災害等での団員の出勤が難しい状況にあるのも事実であります。このことから、管外区域の検討をする中で、団員の確保も併せ、今後、部の区域の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、総合支所のあり方についてであります。

新たな行政課題や、ますます高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、今定例会において、北杜市行政組織条例の改正をお願いしたところであります。総合支所の人員配置につきましては、業務量等を考慮して配置してまいりたいと考えております。

また、時代の変化に対応できるよう、職員の意識改革をさらに図り、市民の目線に立った窓口対応や電話対応を行うとともに、心の通った顔の見える市民サービスに努めてまいりたいと考えています。

次に、総合支所の決裁権と予算執行権についてであります。事務決裁規定で収入および支出に関する事項の決裁は、本庁の部長と総合支所長は同じ権限を有しており、相互に連携をとりながら事務執行をしているところであります。総合支所のあり方につきましては、今般、策定しました行政改革大綱に基づき、いろいろな課題を総合的に検討し、見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご協力をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

8番議員、再質問はございませんか。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

とりあえず2つばかり、お願いしたいと思います。

1つは行政改革を進める中で、やはりいつも行政改革の評価を、きちっとしていないといけないと思います。そのシステムについては、どうお考えかお伺いいたします。

次に行政区の統合でございますけれども、もちろん地域の意見をよく聞きながらやることは当然ですけど、例えば代表区長さんが大体100世帯で、1つの区が大体、いいではないかというようなことですけど、代表区長が1人で、今まで例えば、その区の中に4人とか5人の小さい区のがいたとしますと、3人ぐらい。そうすると代表区長さんが会議に行くわけですが、その手当の問題につきまして、ちょっと質問したいと思います。手当は今まで6万円、区長さんはいただいているわけですが、例えば代表区長さんが行った場合に6万円と。それから今まで小さい区は、なんと名前をつけるか、組長、班長とつけるか、なんとつけるか分かりませんが、そういう小さい区、元の代表の人には手当が出るかどうか。それから、もちろん仕事の内容においても、ほとんど代表区長がもってきたものを、また小さい区の代表がやるというようなことで、仕事の内容は同じだと思いますが、そのへんのことを、まずお願いしたいと思います。

○行革調整室長（小松正壽君）

それでは行政評価のシステムの関係ですけども、いわゆる行革推進委員会で評価をしていただきます。その中で、行革の進捗状況を眺めながら、議会に諮りながら、進捗状況につきましては、議会ならびに推進委員会に報告しまして、市民に公表するというスケジュールでございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

行政区の区長さんの手当ということで、ご質問をいただきました。

現在、行政区の区長さんは年間6万円という報酬をお支払いしているところでございます。なお、行政区の区長さんの下に今、組織的にあります班長さん等々の手当てについては、出しておりません。現在は、区の運営費ということで、年間1世帯当たり1,700円を運営費と

して交付している、こんな状況でございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

8番議員、まだ質問はございますか。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

そうすると、班長さんにコスト割で1,700円が・・・コスト割で1,700円いくということで、班長にはいかないということですね。

自分の考えでは、やはり仕事の内容がほとんど変わらないし、会議に来るのは代表区長さんが来るわけですが、ほとんどいろいろの仕事をやっているのは、具体的には今までと同じ仕事をやるから、そういう班長さんにも、なんかそれなりの手当てが、財政の削減ということに引っかかるかも分かりませんが、やっぱり大変な仕事だと思うわけです。

行政のことが伝わる、伝わらないのもすべて、今一番のことは回覧でまわすとかと、そういうことが一番の情報源になるわけでございます、そのための金はぜひ使っていただきたいと、私は思うわけですが。それは要望ということで、お願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁はよろしいですか。

（はい。の声）

以上で8番、鈴木今朝和議員の一般質問を終わります。

続きまして15番議員、浅川富士夫君。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

次の2点について、質問させていただきます。

1点目は、児童生徒の運動能力について。2点目につきましては、水田の暗渠排水工事についての2点でございます。

まず、児童生徒の運動能力についてであります。卒業・入学の時期を迎えまして、わが子の心身ともに健全な成長を願わない親はないわけですが、ゆとり教育を通じた原っぱ教育による、たくましく、すこやかに育つよう、期待も大きいことと思います。

昨年4月から7月にかけて、本県において公立の全小中高生の児童生徒、6歳から18歳まででございますが、9万8,483人を対象に体力テストが行われました。全県下の児童生徒の96.9%にあたるものであります。種目といたしましては握力、50メートル走、立ち幅跳び、ボール投げ等の8種目ですが、全種目を数値化した合計点は、すべての年齢において、全国平均より低い結果が県の平均値として出ております。

また、この結果につきましては、20年前に行った数値に対しても、全国同様、県の数値については、全年齢において低下傾向にあると分析しております。さらに危惧されることは、北杜市の児童生徒については、県の平均値よりさらに低いという結果であります。握力について一例を挙げてみますと、8歳の男子の場合、全国平均につきましては13.14キロ、県の平均は12.96キロ、北杜市の平均については12.48キロと。また、同じ8歳の女子の場合でございますが、全国平均については12.26キロ、県の平均が12.05キロ、北杜市

の場合は11.84キロというような結果であります。その他、どの種目においても、北杜市の場合には全国平均に対して、大体5%から7%ぐらい低いという状況でございます。ただ、唯一50メートル走の中で男子の7歳と10歳、それから女子の10歳の児童が全国平均より、わずか0.05秒程度、速いというような結果が出ております。

また、運動能力を5段階に分けて分類したとき、北杜市の児童生徒は優れている段階AまたはB、この割合が低いんです。また、劣っている段階DまたはEの比率が非常に高く出ている。このようなことから、総合的な運動能力が低下していると示されたのであります。われわれの世代では、想像もできないショッキングな結果であります。

このような状況が長く続くと、虚弱な心身の弱い児童生徒が増えることとなります。地域を生かした、北杜市だから可能な方策があると思うわけですが、今後の適切な対応策について、お伺いいたします。

次の4点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、市長の提唱する原っぱ教育。思いやりのある、他人に迷惑をかけない、温かい心、汗をかくことの尊さ、心身ともにたくましい子どもを育てる基本方針であります。現状を鑑みて、さらに具体的な方策が必要ではなからうかと考えるわけでございます。市長の考えをお伺いします。

次に、先ほどのデータであります。各学校ごとに運動能力に対する弱点を把握しているかどうか。把握しているとするならば、その対応策をお伺いします。

3点目でございますが、運動能力低下に関わる要因というのが、最近よく新聞等にも載っておりますが、まず運動の頻度だとか時間、日常生活習慣等が考えられるわけですが、北杜市の関係の中でどのように分析して、今後どのように指導・教育していくのか、お伺いしたいと思います。

それから4点目でございますが、ご承知のように現在、学力低下が懸念されているわけです。さらに、これに運動能力の低下と重なり、重要な課題であります。これは先生だとか生徒だけの問題ではございません。そのことは、よく承知の上でございますが、昔の言葉で言うならば、文武両道を今後どのように考えていくのか。この両立させるお考えを、お聞かせ願いたいと思います。

次に、水田の暗渠排水について伺います。

水田の転作作物としては、大泉町の場合、特産物となるべく、そば栽培が進められていることは、すでにご承知のとおりでございます。現在、栽培面積も70町歩までに拡大しております。

しかしながら、ご承知のとおり圃場整備された水田は、特に水はけが悪うございます。そのような点から、このそば栽培には、実際は適さないわけです。このような対応策として、大泉町の当時、平成15年でございますが、有利な県の補助、国の補助をもらいまして、受益者負担15%で、19年まで5年間の計画で進めてまいりました。しかしながら、17年からこの工事が中断されて、現在に至っております。中断の理由につきましては、この補助金の制度が単年度補助事業だというようなことで、その後の補助のめどがつかなくて、現在、とまっているというような状況でございます。工事申請者に、このような詳細な説明がなされていないまま中断しているようなことから、非常に不信感を抱いているのが現状でございます。

以上のことから、今後の見通しについて、お伺いします。

事業の目的、重要性を考慮した上で早期に再開を願うものでございます。見直しについて、お伺いします。

また、有利な補助は期待できるのか、このへんについても、ぜひともご答弁を願いたいと思います。

以上の2点について、ご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、浅川富士夫議員の児童生徒の運動能力についてのご質問に、お答えいたします。

昨年4月から7月に実施された、小中学生の児童生徒を対象にした体力テストの結果が県から発表されました。本市の児童生徒の運動能力の低下は、目を疑うものであります。現在の虚弱な子どもたちの運動能力を、20年前に戻すことは難しいことかもしれませんが、大自然に恵まれた本市の自然環境の中で飛んだり跳ねたりすることは、原っぱ教育の原点であり、自然との関わりの中から、運動能力や学力の向上を図る施策を行っていかねばならないと、強く感じているところであります。

具体的な一例ですが、サッカーや野球など、子どもたちが自主的・主体的に運動できる機会が得られるスポーツ少年団の強化を図るため、支援をしていきたいと思っております。たくましく心豊かな人づくりは、誰しも願う教育の目標だと思っております。片や今日的に安心・安全な要望もあり、児童館といわず、児童クラブといわず、施設の中で子どもが育っているという現実もあります。教育現場に、このような問題を提起して、真剣に考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

自然との関わりによる原っぱ教育は、短い期間で実践の成果を問うことはできませんが、将来、必ず役立つものと信じております。

これ以外の児童生徒の運動能力については、教育長から答弁させます。

次に、水田の暗渠排水工事についてであります。

水田の汎用化、多方面に用いるというような意味でしょうか、汎用化と大型機械による営農体系を構築するため、水田圃場整備が推進されましたが、地質によったり、工事による地下水の流れが変わり、暗渠排水の効果が十分に果たせないところもあります。

大泉町においては、平成15年度から農地の高度利用のため、計画的に地域を区分し、暗渠排水、用排水路の整備を行っております。これらの整備は、国の採択を受けた農地等高度利用基盤整備促進事業と併せ、県単独事業を取り入れ、実施してまいりました。県単独事業につきましては、県の行政改革の1つで、平成17年度から残念ながら補助事業が廃止となったところであります。

市といたしましても、現地確認をする中で受益者の要望や整備の必要性については、十分承知しているところであります。引き続き、有利な補助金を受けて整備ができる事業を検討していたところですが、幸いにも新たな国の事業も創設されましたので、平成18年度に国の採択を受けるべく調査を行い、平成19年度より工事着手できるよう、準備を進めているところであります。

地元受益者には、平成18年度当初から説明を行い、事業推進を図っていく予定であります。

なお、受益者負担につきましては、新規事業となりますので、市の土地改良事業分担金徴収条例による受益者負担金を適用としたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

15番、浅川富士夫議員の質問にお答えいたします。

児童生徒の運動能力についてのご質問でございますが、各学校の運動能力に対する弱点と対応策についてであります。持久力や跳躍力、あるいは瞬発力など、運動能力の基礎的な動作を日ごろから体を動かすことによって、習得する機会が薄れて運動能力が低下してきている中、学校だけでなく家庭や地域といった、生活全般において運動に親しむ習慣を育てていかなければならないと思います。

対応策として、小学校の場合、縄跳び、一輪車、あるいはドッジボールなどを日課として位置づけ、全校で取り組むこととし、また中学校では体育の授業にランニング、縄跳び、ボール投げなど取り入れて、部活動に入る前に基礎トレーニングなどを行い、体力アップを図るよう早急に指導してまいりたいと思います。

次に運動能力の低下に関わる要因を分析し、どう教育していくかについてであります。運動の頻度、時間、朝食の摂取状況などについて、早急に分析するよう指示し、分析状況を見ながら指導してまいりたいと思います。

いずれにしても、体力の向上には体育の授業、休み時間等を活用した身体能力を高めるための実践を計画的、継続的に行っていくことが必要であり、運動実践と併せて規則正しい食事、適度な睡眠の確保など、生活習慣の改善も重要と考えております。

特に学校での実践とともに、保護者が児童生徒の体力の実態を認識することが重要であり、それをもとに学校、家庭、地域の連携を通した中で、体力や運動能力を向上させるためのスポーツ少年団の育成には、特に力を入れて取り組まなければならないと思います。子どもの危機管理、安全確保はもちろん当然ですが、場合によっては、児童館や放課後児童クラブでの過ごし方も、これだけ運動能力が落ちているということでもありますから、一考することも必要かと思えます。

次に、週休5日制による学力低下や運動能力の低下が懸念されているについてであります。

週休5日制の実施と、学力低下や運動低下の問題が大きく関連しているとは思えません。学習や運動の日常化など、子どもたちの生活の見直しを図っていくことが大切だと思えます。

学校は1時間1時間の授業や活動を大切に精査しながら、知・徳・体・食の育成に心掛けており、子どもたちの活動の主体性を育むことが大切だと考えているところであります。心身とも健康で、強靱な体の持ち主になることによって、また勉強も頑張れると思えます。強く指導をしていきたいと思えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

15番議員、再質問はございませんか。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

はじめに運動能力の件について、再質問させていただきます。

先ほど、スポーツクラブ等については、全面的に支援をしていくというお話でございました。ぜひとも、それをお願いするわけでございますが、先ほどのお話の中にもございましたが、スポーツクラブを実際に利用している子どもの数というのは、全体の数のうちからいったら非常に少ないわけでございます。そのへんについて、さらにしつけ役という意味でのスポーツクラブは結構ですが、もっともっと、やはり底辺を底上げしていくと、こういうことが大切ではなからうかと思えます。そのへんについて、またお考えをお聞きしたいと思います。

また俗に言います、われわれの時代では、馬鹿でも達者はようございまして、こういうお話がよく聞かれたわけでございますが、やはり近年のデータでは、先ほど教育長のお話にもありましたとおり、スポーツや運動を続けている子どもは体力だとか忍耐力、競争力、協調性も出ると。こういうようなことの中から、勉強にも忍耐と意欲を燃やすということの中で、非常にそういった、スポーツを日ごろ続けている子どもは、成績もよいというようなお話もあります。

先ほど5日制の中で、どうしてもそういう勉強の機会、運動の機会というのが、学校の全体の時間数の中では少なくなっているわけです。だからこそ家庭での、あるいは放課後での、あるいは休日でのそういう勉強に関わること、運動に関わることに對して、いかに親たちが、地域が、また先生がどういうふうに関わっていくかということが、この問題を解決していく大きな糸口になるのではなからうかと。今回のこの週休5日制の中でも、一番今、その狭間にきているときではなからうかと、こんなふうを考えているわけですが、もう一度そのへんで、さらに突っ込んだ、底上げのための方策をお聞かせ願いたいと思えます。

それから暗渠排水の件でございますが、5年間の計画で、大泉の場合、約半分ぐらい、確か完了しているかというように記憶しておりますが、あと残っている工事はどのぐらいの面積になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから19年度には、再開のめどがついたようでございますが、19年度はじめるときには、少なくともだいぶ年数が経っておりますので、工事申請者に対して説明はもとより、現在、中断している説明を必ずや早期にさせていただきたいと、このように思います。

以上について、再質問をさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員さんの昨年の全国的に行われた、山梨県で行われた体力テストの結果については、相当ショックであったようであります。私もこの結果を聞いて、本当にショックでした。せっかくの機会ですから、市民にも訴えてみたいと思えますけれども、20年前の女性の基礎体力と20年経った今、男性の基礎体力が同じくらいだそうであります。そして、小学校1年生のソフトボールのボール投げが20年前は平均11メートルあったのが、今は8メートルしか投げられないという数字であります。非常に、浅川議員同様、私もショックを受けたわけでありましてけれども、これが恥ずかしながら、全国の中で山梨県が一番悪いとは申しませんが、ワースト県のほうでした。そして、その中でもこの北杜市も、山梨県の中でも悪かったということでもありますので、非常にショックであったことは、私も確かであります。

そんな思いで、私もバッチ族を長くしていながら、確かに20年、25年前はちびっ子広場を造ってくださいよという陳情は、たくさんありました。今は議員さんたち含めて、地域でちびっ子広場をお願いしますよという話は、残念ながら、ないのであります。併せて、ちびっ子広場どころか、子どもたちが外で遊んでいるのも見かけない、これが実態だと思います。ぜひひとつ、これを真剣に考えなければ、大変なことになるなというふうに、等しく市民に思うし、私も心配します。

したがって、先ほどの答弁でもお話ししましたが、スポーツ少年団の育成をはじめ、今、結構、私が知っている人でも、そんなこんなを承知しながら、本当に職場が終わったあと、一生懸命、地域でやっている人もたくさん見かけますが、ぜひひとつ、このスポーツ少年団の強化、あるいはまたそういう意味の、少しでも子どもたちを外で遊ばせるといいたいでしょうか、ストレートに言ったらそのとおりだと思います。馬鹿でも達者がよいというか、わんぱくでもいい、たくましくとか、そういう例えはいっぱいありますけども、ぜひとも市民等しく、そういう思いを喚起して、なんとかこの基礎体力がた落ち、そしてまた、運動能力がた落ちの現実を真剣に考えたいと思います。

そういう意味からすれば、この18年度中に補正を組んでも、そんな思いで頑張りたいと思いますので、よろしくをお願いします。併せて、さっき私が答弁しましたとおり、地域、家庭、学校、行政、これらの衆が真剣に、これを問題提起して考えていきたいと思いますので、併せてご理解をいただきたいと思います。

あと、水田の暗渠排水のほうについては、担当部長のほうから答弁いたします。

○議長（清水壽昌君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松好義君）

それでは、暗渠排水のご質問について、お答えをしたいと思います。

15年度から暗渠排水工事を進めておりますけれども、県の行政改革によりまして、13年度から県単事業が打ち切りになりました。あと、残っている事業量でございますけれども、3地区、8.6ヘクタールという把握をしております。

なお、この事業につきましては、平成18年度より元気な地域づくり交付金事業によりまして、調査・設計を行いまして、19年度から工事に着手したいということで準備を進めております。また、地元受益者説明につきましては、18年当初から説明をしまして事業を推進したいと、このように思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

15番議員、まだ質問はございますか。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

いずれにいたしましても、重要な課題ですので、真剣にお互いに頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で15番、浅川富士夫君議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時20分に再開いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

6番議員、利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

今回の定例議会にあたり、3点について質問させていただきます。

1、「風林火山」放映に伴う観光宣伝計画の内容についてです。

県では先ごろの予算編成の中で、「風林火山」放映に伴う観光宣伝事業計画の中で、風林火山博開催支援事業費として、集客施設設置に助成を予定しており、また富士の国やまなしの大型キャンペーンを計画し、さらには観光客増への対応に必要な市町村などへの施設整備助成をと、総額1億1千万円もの金額を予算化しております。

観光業者はもちろんのこと、いろいろな各種業界への波及も大きい、この3年間に大きな期待を抱いている中で、北杜市は県のこの計画、予算に対して、どのようなアプローチ、またはタイアップを計画しているのか。

また今回、市長の所信表明にも入っておりましたが、北杜市独自でもロケ地の誘致活動や観光客受け入れ態勢の整備ということで、1千万円を予算化してございます。具体的には、北杜市してどのような計画を持っているのか。

以上、県との関係と北杜市独自の関係と、2点をお伺いいたします。

2つ目です。市営温泉の衛生管理徹底を。

市営の各温泉施設では、日々の疲れを癒し、また健康の増進にと市内外者を問わず、毎日、多くの方々が温泉を楽しみ、また会話と交流の場となっております。4月からの指定管理に向けて、衛生管理の状況を再度把握し、管理者に徹底する必要があるのではないのでしょうか。

事故が相次いで起こった結果、国の指導もあり、平成15年ころより、県が指導に乗り出してきておりますので、現在、以前よりは周知されてきているとはいうものの、まだ現実には2、3年しか経っていません。レジオネラ属菌による肺炎は、発生すると一度に多くの感染者が出て、特に乳幼児や高齢者など、抵抗力の弱い人が感染しやすく、ときには死に至る場合もあります。利益誘導のあまり、塩素滅菌の管理不行き届きや、無理なお湯の節約等による大腸菌などの大量増殖のないように、消毒・換水・清掃などの管理記録、また細菌検査など徹底するように、管理者との詰めが大切だと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

3つ目です。市道浅川線の改修についてです。

高根町浅川地内の大門川にかかる橋の改修が、実現に向けて動き出したことは、地元住民は大変に喜んでおります。その橋から浅川地内に至る市道浅川線の旧滝田建材事務所より上、普通車のすれ違いもできないようなヘアピンカーブの改修について、住民は多少、坂が急になってもカーブが解消されればと申しております。用地買収においては、地元住民も協力を約束している状況ですので、改修に向けて本腰を入れるべきと考えます。

また、浅川地区にとって市役所方面への進入路として、県道清里須玉線、海岸寺トンネルの話の進捗状況とも考え合わせの中で、市長の見解はいかがでしょうか。

以上、3点について伺います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

最初に「風林火山」放映に伴う、観光宣伝計画の内容についてであります。

NHKの大河ドラマ「風林火山」が、平成19年に放映されることが決定いたしました。山梨県では「風林火山」放映に伴う新規事業として、3つの事業を計画しております。

その1つは、平成18年度から3カ年、全国で行う大型観光キャンペーンであります。このキャンペーンは、山梨県および市町村と、JRをはじめ民間企業が官民一体となり、展開していくものであります。

2つ目は（仮称）風林火山博であり、甲府駅周辺にドラマ館や観光物産館を開設し、ドラマ館では登場人物の解説や撮影セットの再現、観光物産館では県内の観光地の観光情報発信や地場産品の販売を行います。

3つ目は、風林火山施設整備事業であります。この事業は、ロケ地周辺や信玄公ゆかりの地に仮設トイレや案内看板を設置するための施設整備補助事業であります。風林火山のスケジュールは、脚本がまもなく仕上がり、その後、メインキャストの発表、制作予算の決定、ロケ地の決定という手順で進められていくと聞いております。

北杜市にロケ地が決まりますと、ロケ現場を大勢の観光客等が訪れることが予想されますので、その周辺に駐車場や仮設トイレ、案内観光板等を設置していかなければならないと思います。これらに対応できるよう、当初予算に計上したところであります。

また、県ともタイアップして、北杜市の観光振興に最大限の努力をしてまいる考えであります。

次に、市営温泉の衛生管理についてであります。

4月から市内8カ所の温泉施設を指定管理者にお願いすることにいたしました。この中で従来から管理を委託していた管理者が2社、すでに他の施設で温泉管理を手がけている管理者が3社、初めてという管理者が2社で3施設であります。

衛生管理は、温泉経営の生命線でありますから、各指定管理者とも十分、承知しているとは思いますが、協定書の仕様書の中で、この対応には特に注意を喚起しております。指定管理者とは十分に話し合いを行い、衛生管理に対する指導・管理を徹底し、利用者が安心して入浴できる環境づくりに心掛けてまいります。

次に、市道浅川線の改修についてであります。

大門川にかかる大門下橋の改良事業を平成17年度から実施していますが、市道浅川線には幅員が狭く、ヘアピンカーブのところがあります。このヘアピンカーブの改良につきましては、地元住民の協力も得られるとのことでありますので、市でも現地踏査を行い、前向きに検討していきたいと思っております。

また、県道清里須玉線の海岸寺トンネルの進捗状況ですが、峡北地域振興局建設部はルート

が決定したので、地元の意見を聞きながら事業を進めるとのことです。市としても早期に着工してくれるよう、県に要望していきたいと考えております。

私事ですが、私も県議時代からの、このトンネルは公約でありまして、利根川議員共々、頑張りたいと思いますので、なお一層のご支援をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

6番議員、再質問はございませんか。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

再質問をさせていただきます。

1つ目の、風林火山の関係です。今の市長のお答えの中で、市としての独自の予算については、ロケ地のまわりの整備ということが、主な事業というふうに私は受け取ったんですが、NHKでも場所を選択しているでありましょうし、県でも場所を選択していると思います。そんな関係で、どこになるかはっきりしたことは分かりませんが、当時、「武田信玄」をやったところ、小淵沢に館があったのは皆さん、ご存じだと思いますけれども、そこには、当時はたくさん人が来てくれたことは事実です。そして、まわりの方がだいぶ潤ったということは聞いております。

そんな中で今回の場合については、もちろん未知数の部分が相当ありますけれども、希望としまして、ハード面、例えば館にしても、分かりませんが、堀を掘るにしても、どういう形かは分かりませんが、費用がだいぶかかると思います。そのこと自体は十分に分かりませんが、ソフト面へも十分にかけたいというふうな思いがございます。

もちろん観光予算の中で、観光協会への支出金にしても、それからまた、ほかの面のパンフレットなどの製作についても、予算をとってあることは承知しております。ですが、この県とタイアップ、また市で独自の予算、これなどがすべてハードというのは、ちょっと残念だというふうに思いますので、そのへんの、ソフト面へできるだけ多く使っていただきたいというふうなことについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

2つ目です。市営の温泉につきまして、市長の所信の中で施設の運営状況を監督し、市民サービスの低下を招くことがないように、十分指導していくとおっしゃっていましたが、やはり指定管理になれば、衛生管理ということだけではなくて、すべての管理がそうだよとしまえば、それまでですけれども、市の職員の方が顔を出すような機会が、減ることは間違いないと思われまので、やはり滅菌機の関係、またレジオネラに関しましては、銀イオンの滅菌とか、紫外線滅菌が一番の効果があるというふうなことも伺っております。

それと、その他、大腸菌の関係ですと、塩素滅菌ですが、個人的な見解を入れますと、やはり温泉のお湯にできるだけ、自分がお風呂に入ることを考えますと、菌がもちろんいないことが理想ですが、塩素はできるだけ薄いほうが入って気持ちがいいということは、間違いなくあると思います。そんなことで消毒しなければいけないんですけども、そのへんのことを考えますと、やはり銀イオンの滅菌なんかが一番効果があるのではないかなと。もちろん、先ほど市長のおっしゃってありました会社は、そういうことに長けている会社もたくさんあるかと思っております。そんな関係で、いずれにしましても注意を喚起することが必要だと思っております。そんな

関係で、滅菌機の関係で市長にお答えいただければ、ありがたいと思います。

それと3番目は、ルートが決定したというふうな、素晴らしいお言葉をいただきましたので、これは早期着工をお願いして、ご返事は結構です。

以上、1と2で再質問をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

「風林火山」のロケ地につきましては、小淵沢長の中山町長も大変、NHKへ出向いたり、汗をかいていただいております。私もお供をさせてもらいました。率直に言えば、手応えを感じております。その中でメインとして、躑躅ヶ崎館は100メートル掛ける100メートルぐらいの1ヘクタールぐらいが理想だと、こんなロケ地の要望もいただいたわけでありますけれども、思うような土地が見つかるかというのは頭の痛い話でありますけれども、おおむね県有地等々を考える中で、理想的なエリアは確保できないものの、馬をはじめNHKに期待されるような環境づくりは、でき得るものと思っています。

ただ、そういう中でトイレだとか案内板だけではなくて、ハードだけではなくて、ソフト部門もということでありますけれども、これは「風林火山」のロケに関係なく、わがこの北杜市は、北杜市としての共通の観光案内パンフレットは作れませんでした。だから今後はトラベラーといわず、あるいはそれぞれの駅にパンフレットが差し込んである、いろいろの観光案内所がありますね、そういうところへどういう形にしる、観光パンフレットを入れて、できるだけ、この北杜市へ観光客が入ってくるように頑張りたいと。

私、今日は時間の都合で差し控えますけれども、あるテレビ会社のアンケート調査によりますと、本土の中ではこの北杜市の観光地がリゾートランキングでは期待度等々が、本土ではナンバーワンということありますので、これに応えるよう頑張りたいと思っているところであります。

それから市営温泉の衛生管理、指定管理者との関係でありますけれども、議員もさっきご指摘のとおり、おおむね手を挙げてやる指定管理者は、その道のプロであります。集客を高めるためにも、そのような衛生管理には十分、配慮していただけるものと思っています。行政としても、議員の皆さんからご指摘あった、その他の指定管理者を含めて、監督と言いましょか、しっかりとした運営ができるように指導していきますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

6番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

以上で6番、利根川昇議員の一般質問を終わります。

続きまして5番議員、五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

議長のお許しを得ましたので、今回は2点について質問をいたします。

まず1点目、今度、小淵沢と合併により、私、昨年3月に一般質問をいたしました学童保育

について、再度お伺いをいたします。

少子化問題で騒がれている昨今、学童保育に携わる先生方の意見・要望を要約し、私の考えを市長に伺います。

現場で他人の子を守り育てる職務に就いている先生たちが、働きやすい環境で気持ちよく子育て支援に従事してもらうために、市でも温かい支援を考えてもよいのではないかと思います。

その1としまして、学童保育に従事する職員給与、保育士や保母の資格を取得し、子どものすこやかな成長を願い、子どもを支援する先生たちの給料が昨年の4月に時給800円と統一し、さらに今年は780円となる。また、細かいことを言うと研修費・出張旅費全面カット、また子どもたちのおやつを買いに行くにも、支所へ伝言を取りに行くにも、ガソリン代も出ない。まして通勤費も出ない。すべて自己負担となっている。一般臨時職と違い、格差があってもよいのではないのでしょうか。または、資格手当の支給等も考えてもよいと思いますが、ちなみに合併する小淵沢の職員は、今4月より給料が約半分近くまで下がってしまうケースもあります。中には夫がなく、子どもたちが好きで、この職に就いたが、この給料でどうして自分の子どもを育てていったらよいのか、途方に暮れる職員もいます。

昨年の質問のときも、市長の答弁で検討していきますと言われましたが、どのように検討していくか、市長のお考えをお願いいたします。

2としまして、学童保育に関わる職員全体の交流、意見交換の場がいろいろな面でディスカッションを、全員で話し合える機会がなく、施設によって子育て支援が千差万別であり、子どものいろいろな事例、お互いに意見を交換し、よい点は大いに取り入れ、改良するところはどのようにしたらよいか、北杜市全体での施設で互いに切磋琢磨し、よりよい子育て支援に協力を、また市の担当者ももっと現場へ出向き、現場の職員や父兄の声を聞くべきと思うが、先ほど運動能力低下の中に、教育長の答弁の中にもありましたが、放課後児童クラブ、学童教育の中での答えもありました。そうであれば、さらにもっと考えてやってもいいのではないかと思います。市長のご意見を伺いたいと思います。

3としまして、パソコンの接続を。

パソコンは貸与されているが、旧式のもの、比較的新しいものがあるが、すぐそこまで接続可能であるにもかかわらず、白州の施設以外ではメールのやりとりがされていない。メールのやりとりができれば、前項で述べた意見交換や情報交換等がスピーディーに行われるのではないかと。せっかくパソコン対応されているのだから、有効利用すべきと考えますが、市長のご意見ををお願いいたします。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

今回、合併する小淵沢町では、CATV「にこにこステーション」があり、数々の賞を受けている。平成11年度よりの受賞をはじめとし、平成16年度までに毎年のように優秀賞を受けているケースもございます。

ちなみに、平成16年においては山梨県広報コンクール、山梨県広報協会主催による映像の部最優秀賞。全国広報コンクール、日本広報協会主催による映像の部、入選6席、ともにシリーズ小淵沢物語とし、1の矢の堂祭り、2の大和の神楽、3.民話等で、スタッフ5名ないし6名で携わっているそうです。

そうした中、北杜市においては数人のスタッフと聞いておりますが、小淵沢のこうったノウハウを持った経験豊かな人材を受け入れ、視聴者からも喜ばれるような、よりよい番組制作を

していったらいかがでしょうか。そうすると、北杜市としても6名ぐらいの職員が必要かと思われませんが、今回、ケーブルテレビに多額の予算が計上してあるが、地域によって負担金の格差、基本利用料の違いをどのような方向でいくのか。今、小淵沢町ではCATV加入者は、NNSエリアも町エリアも同一サービスを受けているが、町エリアは町で525円補助をしているが、今後、料金が3,150円に統一されると525円の負担となるが、どう考えますか。

また、CATVに加入していない世帯の扱いは、私が聞いたところでは明野、須玉、長坂のNNS加入率は82%だそうです。18%の世帯が番組を見られないわけですから、加入していない世帯への扱いはどのように考えるのか。午前中の答弁の中にもありましたが、以上、市長のお考えを伺います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、五味良一議員の学童保育についてのご質問に、まずお答えいたします。

昼間、保護者のいない家庭の子どもたちが、安全で楽しい放課後を過ごすために、現在386名の子どもが放課後児童クラブを利用しております。

最初に、職員給与の格差についてであります。

各施設には、子育て経験のある者、子育てに熱意のある者を北杜市臨時職員取り扱い要綱に基づいた勤務条件で雇用しておりますので、資格手当等を新たに創設、または賃金への上乗せをする考えは持っておりません。

次に、市内の学童保育職員の交流等の場についてであります。放課後児童クラブの運営にあたっては、各施設間で格差が生じないように、また適切な運営を行うため、指導員の意見交換の場を設けています。併せて、山梨県が主催する指導員研修への参加を要請し、支出の向上を図っています。

次に、パソコンの接続についてであります。

放課後児童クラブの設備につきましては、パソコン・遊具・教材等、可能な限り施設間の均衡を図っております。旧式の機器については、状況を見ながら取り替えていきたいと考えております。今後も、先ほど議論しました体力づくりの問題を含め、児童の健全育成に努めてまいります。

次にケーブルテレビについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に、北杜市ケーブルテレビ番組制作のスタッフについてであります。

3月15日には小淵沢町と合併になり、小淵沢町の「にこにこステーション」も北杜市ケーブルテレビとなります。今まで小淵沢町で、番組制作を担当していましたスタッフは、北杜市ケーブルテレビの番組制作に従事してもらう考えでありますので、北杜市と小淵沢町のスタッフが持ち寄るノウハウを駆使して、よりよい番組づくりがなされるものと考えております。

次に、CATVに加入していない世帯の扱いについてであります。

現在、市内には公共の北杜市CATVや民間のケーブルが敷設されていないため、CATVに加入できず個々にアンテナを設置し、受信している地域やテレビ難視聴地域のため、共同で受信施設を設置し、視聴している地域がまだ数多くあります。これらの地域の皆さんへの情報伝達の整備は急務であり、また2011年のテレビの完全デジタル化に向けての対応も迫られ

ています。こうしたことから、平成18年度にデジタル化対応に向けた情報通信整備事業により、光ファイバー電送路の整備を実施することとしております。

なお、事業執行にあたりましては、民間業者のケーブル等の活用も検討してまいりたいと考えております。整備後は、民間CATV会社の協力もいただく中で、CATV未加入世帯への情報発信など、対応を図っていきたいと考えております。

次に、受信料などの負担金の格差についてであります。

現在、市内では加入しているCATVによって、月々の受信料に格差があります。市のCATVである高根、大泉は月額1,500円。NNS、日本ネットワークサービスですが、明野、須玉、長坂は月額3,150円。葦崎電設の白州、武川は月額2,650円となっております。格差是正は当然のことながら改善すべきと考えておりますが、民間会社等の協議対応や市のCATVの今後の管理運営、さらには市民の皆さまのご理解など、非常に難しい点ですので、平成18年度に検討、協議をさせていただきます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

5番議員、再質問はございませんか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

子育てのほうで、再度お聞きします。

話の内容の中で、現場で他人の子を守り育てる義務に就いている先生たちが、働きやすい環境で気持ちよく子育てを、子育て支援に従事してもらうためにということで、子どもたちにもすこやかな成長を願うのであれば、少しの予算で多くの臨時職員の手当が助かると思うんですが、中には今年度から給料が下がる一方で、夫の扶養家族に入れてもらわなければならない状態になるという人が多々おりました。このへん再度、市長に給料改定をする気はないか、お願いをいたします。

それで私の時間、まだあるようですから、再々質問で各支所から出ました要望意見を読ませていただきます。

CATVのほうですが、格差のないようにできるだけ配慮をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いわゆる放課後児童保育に、子どもを愛しながら将来の若者を育てようという熱意は、私も承知しておるところであります。報酬がという話でありますけれども、私が言うまでもなく、市職員も18年度、数字は忘れましたが、ダウンします。そういう意味からすれば、すべてそれに右へならえみたいな感じになっておるわけでありまして、学童保育については時給800円であったのが、今回786円をお願いしていると。具体的には、時間で14円ダウンしているということでもあります。誰しもそうであります。一生懸命働いている人に、より、時給といわず、報酬を払いたいというのは思いとしては大でありますけれども、行政の現実的な

対応の中でご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、また質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

少ない予算で、先ほど言いましたように大勢の職員に喜んでいただけるということで、そのへんをまだ今後とも頭に入れていただいて、ご協力のほう、よろしく願いいたします。

再々質問で一応、各施設からの要望等がありますので、これを読ませていただきます。

臨時職員の有給休暇、ボーナスのことなど何も連絡がなく、自分たちで聞いたり調べたりしている。パソコンの回線がインターネットにつながっていないので、庁内の掲示板などのお知らせが伝わってこない。担当がお休みのときでも、他の人が対応できるようにしてほしい。担当がお休みのとき、電話中とのことだったので、終わったら連絡をくださいと伝言しておいた。その後、お休みのはずの担当者から電話があった。薬・文具・教材を買うときに、本庁のほうで取引のできる業者、店などをリストアップするなどしてほしい。薬などは本庁でもそれぞれの施設に希望を聞いて、まとめて注文するなどしてほしい。長期休暇中の夏休みに交代でとるのは難しい。実際には、休めない。夏休みの場合は9時間が基本勤務時間になること。例えば朝8時から13時までで時間休を5時間とると、残りは4時間で間違いのないか。ふれあい教室で使用する駐車場が、工事の人たちの車で1台も駐車できない。

時間は、まだありますか。

○議長（清水壽昌君）

あと5分あります。

○5番議員（五味良一君）

では、もう少し読ませていただきます。

ふれあい教室、保護者からの要望。

入所の審査を早めにして、決定通知を早く出してほしい。入所できない場合は対策を考えなければならない。説明会を市職員または市役所、支所でまとめて。新1年生の受け入れはいつからか、入所説明会で答えられるようにしてほしい。入学式後の場合、保護者が休みをとる場合がある。児童館の改善をしてほしい。空いている施設を有効利用できないか。時間の延長はできないか。

12月28日から1月4日まで、教室は休み。28日は指導員は出勤して大掃除をする。室内に換気扇が6個、大型エアコンが2台あるので、3人で1日かかるということで保護者会で納得している。困るという意見はなかった。

これは重複するので省きます。

常備薬などは本庁でそれぞれ施設に希望をとり、一括してほしい。担当者が頻繁に変わるので、学童保育のことを理解してもらうのに時間がかかる。担当者があいさつに来たときは、5時半近くで、玄関で帰ってしまった。教室に入っ様子を見てほしい。市内の学童保育への連絡網をつくってほしい。学校行事など、児童が全員欠席すると確認できた場合も、指導員は6時まで施設で待機していなければならないが、全員欠席が確認できた時点で施設を閉めた場合、光熱費・人件費など少しでも経費を節減できると思うが。水痘症の児童は12月12日から入

院することになりました。昨年は、入所書類に嘘を記入してきた保護者もいた。入所審査を慎重にしてほしい。来年度、放課後児童保育の募集に関しまして、検討をお願いできませんでしょうか。お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。来年度、申請書を早く出して入所の決定を早くしてほしい。現在、明野の児童館は活動をしていない状況なので、場所活動状況の見直しをしてほしい。

保護者および指導者からの要望。

延長保育の場合は、保育料を別に徴収することは検討できないでしょうか。入所の決定について、細かく審査してほしい。閉所時間は6時まで、特別の事情があると認められた場合の最大延長7時までと申請書に載せてほしい。長期休みは別に費用を徴収していましたが、来年度からはどうなりますか。

以上、もろもろのものが、いろいろな施設から要望で出されておりますが、こういった要望を市のほうへ提出しても、返事がほとんど返ってこないというふうに、ほとんどの施設で言っておりました。まだまだ、そのほかに名札を作してほしいとか、児童が外の遊戯をするのに、安全柵を設けてほしいとか、いろいろありますが、今言った再々質問については、私の読み上げだけ聞いていただいて、答弁は結構ですので、よく耳の中へ入れていただいて、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

学童保育に対して、ご意見を手紙の中からご披露していただいたわけでありますけれども、いずれにしても、私は今まで行政に対する、おんぶに抱っこ感が強かったと思います。でも少なからず今、考えるのは皆さん等しく行革をして、新しい時代を築こうということだと思います。そういう意味からすれば、お互いに自主、あるいは自立、自助、これもある面言えば原則でありますので、そしてまた今日的に自助、自主だけでは難しいことも確かですから、共助、共々助け合おうと、共々やろうと、こういう時代背景があることも確かだと思いますので、ご理解もいただきたいと思います。

ちなみに今言う放課後児童クラブの運営費は、1人当たり1,500円であります。私どもも行政として、財政が厳しくとも核家族化も進んだ、あるいは女性の社会参加で放課後、そういう状態でまだ働いているから、家庭に5時、5時半には戻れないと、こういう意味の放課後児童クラブとか、あるいはまた児童館という問題について、行政も一生懸命、応えているわけでありますけれども、ぜひちょっと市民の皆さんも、くどいようですが、さっきの体力の問題も含めて、またこの問題を俎上にのせて、議論してみたいとも思います。

ご指摘の件については、こちらのいろいろ説明不足もあったかもしれませんが、私どもの執行の汗に対しても、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

以上で5番、五味良一議員の一般質問を終わります。

続きまして34番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

議長のお許しを得たので、2項目についてお伺いします。

最初に、学校給食センター建設について、お伺いいたします。

本年度当初予算に計上されていた、高根町学校給食センターの計画調査費が、今定例会において一般会計補正予算(第5号)の中で、全額を減額補正する提案がなされました。当センターは高根中学校敷地内にあり、町内の4つの小学校に輸送して供給しています。建物本体は、昭和51年3月に建設された市内の各センターの中で最も古い施設であり、一日でも早い対応が望まれております。

昨年9月の定例会において、その見通しを伺いました。その際の回答は、小淵沢との合併を控えて、新北杜市の将来を見据え、広域的な範囲も視野に入れ、現在の単独方式7校との兼ね合いも十分に考慮して、財政の厳しい中、十分な調査と検討を重ねるとの答弁でした。

今定例会の18年度当初予算に、多少ではありますが、北杜市学校給食センター建設を具体化するための基本設計業務委託料が計上、提案されております。今後、この施設本体の基本設計をもとに、学校関係者、栄養士をはじめとする調理場の関係者、また保護者等に理解と協力を求めていくと思います。

そこで市長の、今後の学校給食運営に関する基本的な考えと、建設に向けてのタイムスケジュールおよび財源の確保について、4点お聞きいたします。

1点目として、この基本設計の完了時期は。

2点目、この施設建設と供用開始の時期は。

3点目、供用開始時の供給先と調理数は。

4点目としまして、合併特例債の活用はあるのか。

以上、4点お聞きします。

続きまして、高根東小学校の耐震補強工事と大規模改修工事について、お伺いします。

平成14年に東海地震防災対策強化地域に指定され、県では昨年5月、東海地震被害想定調査報告を作成し、公表しております。市内の大型の公共施設、とりわけ地域の避難場所ともなる学校施設への対応が急がれております。

早速、新年度、耐震診断の結果による市の主要事業計画に基づき、学校施設整備事業が計画され、特に建築年数が古い高根東小学校の耐震補強工事と合わせて、大規模改修工事が提案されました。工事に伴い、学童の学習環境の変化に対応しなければならない学校関係者への事前の対応、また同時に保護者への周知と協力要請が必要であります。

そこで、事業のスムーズな進行のため、3点お聞きします。

1点目、耐震補強工事と大規模改修工事の着工時期と工事期間は。

2点目、大規模改修工事の詳細な内容は。

3点目としまして、工事期間中の学校運営の対応は、特に仮設校舎の設置があるのか。また、その設置場所等、現状の高根東小学校はグラウンドと合わせて南側にプールがあります。予算書を見ますとプールの改修も一部入っております。工事車両、その他、工事に関していろいろ、これから対応しなければならないことも出てくるのではないかと思います。ぜひ、その点も含みまして、答弁をいただきたいと思います。

以上、私の質問といたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

学校給食センター建設についてであります。高根学校給食センターは築28年を経過し、以前より保健所から衛生上の問題が指摘され、施設の改善指導を旧高根町のときから受けてきましたが、合併時期と重なり、建設計画が本市に引き継がれました。

本市の児童生徒数は年々減少の一途をたどっており、新給食センター竣工時の平成19年度は4,406人で、5年後の23年度は3,704人となりそうであります。したがって、近い将来は市内の2カ所の施設で補完できると判断しているところであります。

最初に基本設計の完了時期についてであります。まず市の計画を関係者に説明し、その後、設計委託を考えているため、18年度末の完了を予定しております。

次に施設建設と供用開始の時期についてであります。衛生上、緊急に改善が必要な施設があることから、19年度中には竣工・稼働していきたいと考えております。

次に計画数、2,500食の配食先についてであります。竣工時は施設外周の緊急性の高い施設から食数に見合った学校へ配食していきます。また、年度ごとに児童生徒が減少するため、計画食数の範囲内で随時、移行を図ってまいります。

次に、調査段階から建設までの合併特例債の利用予定についてであります。事業費につきましては国庫補助金、合併特例債、一般財源を見込んでおります。

次に、高根東小学校の耐震補強と大規模改修工事についてであります。

最初に耐震補強工事と大規模改修工事の着工時期と工事期間についてであります。工事には仮設校舎の建設が伴うため、6月上旬から工事に着手し、18年度末の完成を予定しております。

なお、仮設校舎につきましては、グラウンド東側にプレハブ造りの一部2階建て、1,686平方メートルで、1階には普通教室、2階には特別教室を計画しております。

なお、大規模改修工事の規模についてであります。職員室とプレイルームの位置を変えることにより、保安上の改善を図ってまいります。また老朽化したうち、外装や暖房設備等の改修を計画しております。

次に工事期間中の学校運営の対応についてであります。学校と協議を進める中で極力、授業に支障のない範囲で、工事の施工をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございませんか。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

まず1点目ですけれども、学校給食センターの建設の時期と供給先はお聞きしました。段階をもって、対応していくということだと解釈しました。

実は昨年、文部科学省では、食育基本法を昨年の7月に施行されております。地方自治体に

おいても、本年度これに関する推進計画を立てていくべきというような見解であるように感じております。

この北杜市においては、何より農業が主幹の産業でございます。市長が昨年8月、この北杜市地産地消施設連絡会議を設置し、直売所また農産加工施設の代表、その他、梨北農業協同組合など、多くの方が加盟しております。こういったところと提供しながら、内容であります。食材の提供先、提供を受ける食材をどのように考えているのか、お聞きします。

ちなみに、インターネットをちょっとひらきますと、この食育と地域の学校給食の関わりは数多く出てきております。やはり安心・安全な、市長のおっしゃる地域の食材を可能な限り学校給食に利用していく、そういった基本的な考えも、ぜひ持っていただきたいと強く希望するところです。

また、この建設にあたり、多くの協議が必要だと考えております。もちろん担当は教育委員会になろうかと思えますけれども、そこに人員をどの程度、考えていらっしゃるのか、それもお聞きします。

同様な質問になりますけれども、耐震工事も高根東小学校をはじめ武川の小学校、また今度、合併になります小淵沢の中学校も本年度、計画があります。この3校の対応についても、各総合支所には教育センターもあるわけですが、現場の声を聞きながら、安全で間違いのない工事の施工をするためにも、担当をどのように考えているのか。その点についてお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

学校給食センターに議員の皆さんにも大変、ご心配をおかけしているところであります。先ほど答弁いたしましたとおり、基本的には市内2カ所という思いであります。そういう意味からすれば、食育に対する対応はどうかということでもありますけれども、（仮称）北杜給食センターなるものは大規模化しますので、生徒の皆さんには、ときに見学できるようなコース、厨房を覗けるコース等々の見学は当然、考えていかなければならないと思えますし、食事のとり方として、各それぞれの学校で独自の考え方で、食育を含めて対応していただくような方法を考えたいなとも思っているところであります。

また、食材は議員ご指摘のとおり、誰しも思うことであります。特に今日的に安心・安全でなければならぬことは確かであります。それを第1に置きたいと思えます。併せて地産地消の精神も大切であります。そういう意味からすれば、それが仮に（仮称）北杜給食センターになっても、それぞれの今の町ごとの給食センターの問題についても、十分補完できると考えているところであります。

また、もう1つの特徴として、食事が冷たくなったら何もならないわけでありまして。そういう意味からすれば、車の性能がよくなったといいたいまいしょうか、配車の技術もだいが高まっておりますので、そのへんの給食の各学校への配膳といいたいまいしょうか、配車についても、今、私どもが考えているよりも、もっとちゃんとした配車にできると思えます。そんな中でご理解をいただきたいと思えます。

また、工事については給食センターに限らず、北杜市の施工する建造物、建物等々について

は、当然、責任施工を求めますし、今までも絶えずそのへんについては、気を付けてしっかりした施工をしてもらっているつもりであります。

なお、給食センターを仮にそういう段階になれば、当然でありますけれども、しっかりと責任施工してもらおう予定であります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ただいまの中嶋新君の質問の中で、協議が必要になってくるというふうなことで、市長の最初の答弁にも、そのような対応が必要だというふうに答弁がございました。

再質問で多くの協議に対する、人員数はどんなふう考えているのかという質問がございました。

この答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

給食センターの人員配置につきましては、大方、今現在それぞれの各学校の調理室、あるいは今現在の高根町を含めた給食センター、その職員数とほぼ同じくらいでございます。食数が全体的に変わりませんから、今現在の職員がおおむね、ほぼ横ばいのような形になります。

それから1つ、改造事業の耐震、あるいは小淵沢の中学校の建設工事と、それらにつきましては、北杜市の職員の人事異動の中で配慮しながら、管理・監督はしっかりしていかなければならないと、こんなふうに思っております。

ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で34番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

4時35分に再開いたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時35分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は日程の都合により、あらかじめ延長したいと思えますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決しました。

一般質問を続けます。

18番議員、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

梅之木遺跡について、市長にお尋ねします。

明野町浅尾梅之木遺跡が新聞等で報道された湯沢川沿いで、はじめて縄文時代中期の道と川辺の作業場が出土し、縄文時代の生活空間が立体的に分かる全国でも類例のない遺跡と、学術的価値が高く評価され、国史に相当するなどとして保存を求める声が出ており、今後の対応が注目されている。同遺跡は5千年から4500年前の縄文時代中期後半の竪穴住居180軒以上が、直径約100メートルのドーナツ状に残る環状集落と水場を結ぶ道が三位一体になって発見されたのは例がないことから、このような貴重な遺跡は教育の教材としても価値があり、活用できる。市としては、保存し後世に残すべきではないのか。また、観光の目玉としても大いに期待ができ、北杜市の観光ルートに組み込んで全国にPRし、観光振興を図ったらいかがか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番、篠原珍彦議員の梅之木遺跡についてのご質問にお答えします。

縄文時代中期後半の環状集落跡である梅之木遺跡は、今年度調査で確認された縄文時代の道、水辺の作業場などと一体となった当時の生活空間であり、高く評価されております。昨年12月に山梨県と県環境整備事業団、北杜市の3者で処分場建設の基本協定を締結する際、梅之木遺跡のうち、すでに学術的価値が高いと評価された範囲については、市から保存できるよう配慮を求め、県は処分場建設計画変更により、この遺跡範囲を処分場計画から除外することとしております。この措置により、遺跡は後世に保存することも可能と考えております。

遺跡の観光資源としての活用につきましては、国の史跡であります近世遺跡の現状もふまえる中で、遺跡活用の施策的效果を十分に検討し、活用の可能性について検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

18番議員、再質問はございませんか。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

ご答弁ありがとうございました。

3点ほど再質問をさせていただきますけれども、今後さらに湯沢川沿いの北側斜面の発掘調査が進展して、遺跡が発掘された場合も含めて保存すべきと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

次に、遺跡の保存方法もいろいろあるかと思いますが、まず保存方法としては、現状を残す方法と埋め戻す方法、それから移転する方法、文書保存する方法等々がございますけれども、その点について。

それから、今後さらに大規模な遺跡が発掘された場合に、処分場との共有をしていくという、午前中の答弁でございましたけれども、その中で今後、大きな規模で発掘されたような場合に、共有、産廃の問題がございますから、非常に懸念される部分があるわけがございますけれども、その点についても、ちょっとふれてみたいと思いますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

処分場の本体と言うんですかね、計画地のほうにつきましては、私が教育委員会から側聞するところによりますと、いわゆる今の梅之木遺跡のような貴重なものは、見えていないという速報を聞いておりますけれども、今後の発掘結果を待ちたいと思っているわけであります。

いずれにしても、答弁でも他の議員のときにお答えしましたが、北杜市としては保存も大切。そして、また処分場も推進していかなければならないという両立感を頭に置きながら考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

そして保存方法ですけれども、具体的にどう保存するかは別にしまして、篠原議員ご指摘のとおり記録保存、そしてまた記録して埋め戻してしまう。現状復帰、保存、あるいはまた活用型保存等々が考えられますけれども、いわゆる今言っている梅之木遺跡については、今後、専門家の皆さんと協議しながら考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

18番議員、まだ質問はございますか。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

もう1点、最後に再々質問ということで、質問させていただきます。

観光振興ということでも、ご質問させていただいたわけでございますけれども、市長もすでにご存じのとおりでございますけれども、繰り返すようでございますけれども、全国でも類例のない、国史に相当するという遺跡の価値観からいっても、観光資源として相当、価値があるのではなからうかと、このように思うわけでございますけれども、ましてや新聞等でも類例がないというようなことを大きく報道されている中、このような遺跡を放っとく手はないと。北杜市の観光振興に大いに役立てて、北杜市もいろいろな観光地があるわけございまして、市長も今後、観光の面にはこれに腰置いて、観光振興を図っていくということで、力を入れていくわけでございますけれども、こういった、たまたま遺跡が出たということでございまして、後世に残すことはもちろんのこと、これを放っとく手はないというふうなことから、なんとかこれがまちおこしというふうな形でできれば、非常にありがたいと思うわけでございますけれども、そのへんについて市長に見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原議員の再々質問にお答えします。

この梅之木遺跡の価値は多くの皆さんが認めるところであり、保存はしていきたいというところは、等しく一致するところだと思います。

あと、保存方法については、先ほども言ったとおりであります。とりわけ観光資源だとか、さつき秋山議員のお言葉を借りるならば、テーマパーク等々の問題については、これから専門家の皆さんと協議していきながら、これを詰めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

以上で18番、篠原珍彦議員の一般質問を終わります。

続きまして30番議員、内藤昭君。

内藤昭君。

○30番議員（内藤昭君）

2点について、市長にお伺いをいたします。

第1点ですが、若神子東裏線の拡幅改良工事についてでございます。

若神子東裏線は、須玉小学校の通学路として、また住宅街の幹線道路として利用されてきましたが、道路が狭く、またカーブが多いため、以前から改良を望む住民の声がありました。須玉町の長期計画の中に住民の要望として取り入れられました。平成17年度、今年度ですが、この事業が県代行で施工することに決まりました。地元住民に対する説明会を各班ごとに臨時総会を開催し、県の担当者、また市の担当職員が執行して説明を行い、了解を得たところであります。

その後、県では須玉ふれあい館入り口、この交差点以南150メートルを測量し、この間の地権者に説明がありまして、150メートル間の地権者には了解を得たところであります。しかしながら、この道路は民家にかかるところも数カ所あります。これから、この事業を進めるためには、地権者との交渉をはじめ、さまざまな問題が生じてくると思われれます。県代行事業といっても市道であります。市としましても住民のニーズに応えるべき、真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、この事業に対する市の考え、また地権者との交渉、住民への協力要請等、取り組みはどうなりますか。また、この事業の完成年度はいつか、まず1点としてお伺いいたします。

第2点は、地域格差をなくすためのグラウンド整備と夜間照明はということで、質問をいたします。

須玉町では以前から総合スポーツ公園の建設を希望する声が多く、須玉町の長期計画の中で取り組んできた経過があります。しかし、用地の決定がなされず実施に至っておりません。北杜市合併後において、市営グラウンドがないのは、明野町と須玉町ぐらいだと思います。合併協の協議の中での地域格差をなくすことは、目標の1つだと考えます。市として、東部へのスポーツ公園の計画はあるのか。また、計画があるのならば、実施計画はどのようになっているのか伺います。

また、須玉町では以前から社会体育でスポーツ少年団やソフトボール、またサッカー等にゲートボールやグラウンドゴルフ等、社会体育が非常に盛んな地域です。このところ数年は、中学

校の耐震工事や体育館の建て替え工事のため、グラウンドが満足に使用できない状況であります。須玉町では夜間、ソフトボールやサッカー、またグラウンドゴルフ等を行う場所が極めて少なく、須玉小学校の校庭に照明を望む声が強いは、12月に私が質問したところであります。市として、その後、この照明の問題に対しましても、どのような取り組みをしてきたのか。また設置の見込みがあるのならば、その実施時期はいつごろになるのか伺います。

以上、2点の市長の見解をお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

30番、内藤昭議員のご質問にお答えします。

最初に、若神子東裏線の拡幅改良工事についてであります。

拡幅改良工事が計画されています本道路は、地域住民の強い要望により、平成15年度に県営中山間地域総合整備事業として、事業採択を受けました。その後、地元自治会に計画を説明すると同時に協議を重ね、県が平成17年度に起点より約150メートル区間について詳細測量を実施し、関係地権者の同意をいただいたところであります。

計画は幅員が5メートル、延長が870メートルであり、県においては基本路線が決定され、全路線の詳細測量が完了し、地権者の同意が得られたのちに用地買収、ならびに工事に着手することとしています。計画路線上は住宅が密集している箇所もありますので、今後、建設推進委員会を立ち上げていただき、さらなる推進を図るべく、地元と協議をまいります。

いずれにいたしましても、地権者の同意が1番の課題となりますので、自治会ならびに推進委員会を中心に事業の推進をお願い申し上げます。市といたしましても、議員ご指摘のとおり、県代行といえども市道だということであり、そのとおりだと思います。できる限りの協力をいたす所存であります。

また、完了年度ですが、平成21年度までを見込んでいますが、再度、県と協議を行ってきたいと考えております。

次に、グラウンド整備と夜間照明はについてであります。

北杜市では経費の削減、事業の見直し等、行政改革に取り組んでいるところであり、また指定管理者制度に伴い、社会体育施設を指定管理者にしていくこととなったのも、行政改革の一環であります。

市内の体育施設の状況は、学校開放施設も含めて105施設あり、そのうちグラウンドについては35施設あります。また、小淵沢町との合併により、その数はさらに増えてまいります。このことをふまえ、市東部へのスポーツ公園計画については、各地域へ施設を設置することで、バランスをよくすることは理想であります。施設の有効利用という面からも、市内の現存する施設を利用していただきたいと考えます。

議員が主張しておられるとおり、須玉地域は社会体育をはじめ、非常に熱心だということは、私も肌身で承知はしているつもりであります。また、須玉小学校の夜間照明については、以前から住環境の問題があり、地元の理解を得ることができれば、設置することも可能かと思えます。今後もなお一層、北杜市民の健康づくり、体力づくりに向けた生涯スポーツの推進に力を注いでいく考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

30番議員、再質問はございませんか。

内藤昭君。

○30番議員（内藤昭君）

まず1点目の東裏線の件につきまして、非常に市長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私が一番心配しているのは、若神子大蔵線が今年度で県代行が終了ということで、現在、完成に至っておりません。その過程の中に、地権者との交渉段階が県代行で行われたということで、非常に足踏み状態があったことも事実です。それともう1つ申し上げますと、この若神子大蔵線と東裏線は一体になる場所でございますが、若神子大蔵線につけて地権者が協力し、住居まで移転しても、まだ完成に至らない。たまたま、その関係の土地も東裏線にあるというふうなことで、そのへん地権者は非常に憤慨しているというようなこともありました。

ぜひ、地権者との交渉を県任せではなくて、本当に市の職員も中心になり、私どもも地域で頑張りますから、なるべく早く、特に21年に完成ということになれば、相当、物事を急いでいかなければ、完成にならないと思います。ぜひ、よろしく進めていただきたいと思います。

それから2点目のグラウンドのほうは、今、市長のほうから、ちょっと無理ではないかというふうな答弁ですが、これはこれでおきますが、照明に関して、あえて申し上げますと、地域の住民が照明に反対したのは、須玉小学校ができる時点でございまして、まったく今、生活の状況が違うということで、私も個人的にその近辺の住民の方々にお話をしておりますが、ほとんど反対という意見はございません。ぜひ、前向きに一日も早くやってほしいと思います。

ということは、実際に申し上げますが、須玉の場合、夜、ソフトボールとかサッカーとかという球技ができる場所が、須玉中学校1カ所しかございません。そんなことで、去年は体育館の改修等でグラウンドが、ソフトの場合は1面しか使えないというふうなことで、各町でたぶんナイターリーグ等をやっていると思うのですが、われわれもたまたま、現役でソフトをやっているわけですが、年間に3試合しかできなかったというような状態です。

こんなことを鑑みまして、ぜひお願いしたいということと、もう1つは耐震被災地と言いますか、東海沖地震の強化対策地域になっていると思うんですが、若神子近辺、要するに須玉小学校の近辺は、住宅地のまわりはほとんど田んぼというふうなことで、田んぼに水が張った時期に何か災害があったというふうな場合には、避難場所として一番有効に使える場所だと思うのですが、このときにも夜間照明がないというふうなことであれば、非常に対処が難しいということ、これも住民のほうから言われているわけですが、ぜひ一日も早く夜間照明の設置を要望いたしまして、終了いたします。

○議長（清水壽昌君）

要望ということでよろしいですね。

（はい。の声）

以上で30番、内藤昭議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

請願第2号 請願の件(安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1の議題として、日程の追加変更をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号 請願の件(安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願)は追加日程第1として、議題として日程の追加変更をすることに決定しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第1 請願第2号 請願の件(安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願)を議題といたします。

紹介委員より、趣旨説明を求めます。

25番議員、中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

北杜市議会議長 清水壽昌殿

山梨県医療労働組合 佐藤 均
連合会執行委員長
紹介議員 中村隆一

安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願
請願趣旨を朗読して、請願の提案といたします。

地域住民の健康と福祉の増進のために、ご尽力をいただいていることに敬意を表します。今、看護の現場は医療事故防止、安全確保のための体制整備、在院日数短縮による患者の重症化などによって、かつてなく過酷な実態となっています。こうした中で、患者の命と安全も脅かされています。

私たちが行った看護職員の労働実態調査アンケートでは、十分な看護が提供できているという回答は、わずか7.6%に留まり、その理由としては人員が少なすぎる50.0%、業務が過密になっている57.7%が抜き出て高くなっています。そして、この3年間にミスやニアミスを起こしたことがあるが84.7%に達し、医療事故の原因として、医療現場の忙しさを95.3%と高率であげています。

また、看護職員が疲れ果てて退職など、バーンアウト(燃え尽き)が進行するという、看護師不足の悪循環に陥っていることです。平均年齢37.2歳という比較的若い集団でありながら健康不安が64.9%、慢性疲労が76.9%にもなっています。仕事を辞めたいと思うという回答が73.1%に達しています。日本看護協会の調査でも、12人に1名が新卒の1年の間に退職している実態が明らかになっています。

看護現場はまさに異常な事態であり、配置人員の抜本改善は緊急課題です。諸外国に比べても、極端に少ない日本の人員配置基準を改善すること、安全のコストも含めた増員の財政保障を実現することが必要です。

以上の趣旨から、次の事項について地方自治法99条に基づき、国への意見書を提出していただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1.安全で行き届いた医療・介護を保障するため、看護職員の配置基準を引き上げること。
- 2.患者利用者の命と安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

お諮りします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 請願第2号 請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願）については文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

次の会議は3月10日、午後2時に開会いたしますので、全員、定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 5時13分

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 0 日

1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会定例会(3日目)

平成18年3月10日
午後 2時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

20番 内田俊彦君
28番 小林忠雄君
22番 細田哲郎君
25番 中村隆一君
4番 千野秀一君
21番 鈴木孝男君
3番 篠原眞清君
16番 小林元久君

2. 出席議員は、次のとおりである。(33名)

1番 坂本 静	2番 植松一雄
3番 篠原眞清	4番 千野秀一
5番 五味良一	6番 利根川昇
7番 渡邊陽一	8番 鈴木今朝和
9番 浅川哲男	10番 秋山九一
11番 小尾直知	13番 風間利子
14番 田中勝海	15番 浅川富士夫
16番 小林元久	17番 小澤 寛
19番 保坂多枝子	20番 内田俊彦
21番 鈴木孝男	22番 細田哲郎
23番 林 泰彦	24番 坂本治年
25番 中村隆一	26番 中村勝一
27番 岡野 淳	28番 小林忠雄
30番 内藤 昭	31番 秋山俊和
32番 小野喜一郎	33番 渡邊英子
34番 中嶋 新	35番 小林保壽
36番 古屋富藏	

3. 欠席議員

18番 篠原 珍彦
37番 清水 壽昌

29番 小澤 宜夫

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉 政司	助 役	曾 雌 源 興
収入 役	小澤 壯一	企 画 部 長	坂 本 等
総 務 部 長	小林 奎吾	保 健 福 祉 部 長	古 屋 克 巳
生活環境部長	坂本 伴和	教 育 長	小 清 水 淳 三
教 育 次 長	小池 光 和	産 業 観 光 部 長	植 松 好 義
建 設 部 長	真壁 一 永	明 野 総 合 支 所 長	萩 原 武 一
須玉総合支所長	長坂 治 男	高 根 総 合 支 所 長	深 沢 袈 裟 雄
長坂総合支所長	小沢 孝 文	大 泉 総 合 支 所 長	藤 原 宝
白州総合支所長	植松 治 雄	武 川 総 合 支 所 長	福 井 俊 克
秘書室 参事	藤 卷 正 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 川 清 朗
監査事務局長	小澤 功 宜	行 革 調 整 室 長	小 松 正 壽

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長 三 枝 基 治
議 会 書 記 小 澤 永 和
議 会 書 記 伊 藤 勝 美

再開 午後 2時00分

○副議長（古屋富藏君）

改めまして、本日はご苦労さまです。

清水議長が所用のため、本会議を欠席いたしますので、私が議長を務めますが、スムーズなうちに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は33名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

18番議員、篠原珍彦君、29番議員、小澤宜夫君、37番議員、清水壽昌君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

本日の一般質問は、8人の議員が市政について質問をいたします。

○副議長（古屋富藏君）

日程第1 一般質問ですが、昨日に引き続き、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

では20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い、3項目について質問させていただきます。

まずはじめに、地域委員会について質問いたします。

北杜市民と市の行政を結ぶ、1つの組織として期待される地域委員会も市民の目線から見ますと、地域住民の意見があまり反映されていないように思える今日このごろです。特に今回、話題になりました指定管理者制度導入については、該当施設の地域においては、十分な説明、意見集約がなされていれば、もっとスムーズにことが進んだのではないかと思います。市長の諮問機関として委任事務以外の審議、答申に期待するものでありますが、市長はいかがお考えか、伺います。

続きまして2項目、北杜市の保有財産について質問いたします。

三位一体の行財政改革は、ますます進み、政府は行政の効率化、スリム化を目指し、さまざまな改革、また法案を打ち出しているところであります。すでにニュース等でも話題になっているわけですが、国も真剣に、その公共の財政を見直しているところであります。

過日、テレビを見てみますと、自民党の政調が公共の公務員の宿舎を見て回ったようですが、そういったことも国、また地方にも今後、もっと波及してくるのではないかなと思われるところであります。そこで、まず第1、北杜市が今現在、保有する建物、土地、不動産の総額は時価でどのくらいするか、質問いたします。

2つ目として、売却可能な不動産の数、またその予想する金額はいくらであるか、質問いたします。

3つ目として、今後、財政の健全化のために、財産処分の売却についていかがお考えか、市長にお伺いいたします。

3項目としまして、介護保険について質問いたします。

介護保険はすでにご承知のとおり、平成12年より運用されております。今回、見直しとい

うことで、多くの改正がなされており、介護保険制度の適正な運用は、保険料の増加と、またサービスを提供する民間業者の歳入、介護予防のあり方、地域包括支援センターの役割、最終的には国保財政への影響など、市民の注目を集めているところであります。

そこで、以下について伺いいたします。

まず、最初に介護報酬不正受給の対応であります。

これは特に、居宅の訪問の場合ですね、早朝、または深夜などは料金が高いわけでありまして、また、それを見張る機構としては、今、私はまったく、国においても地方においてもなされていないような状況になっていると思います。

実は草津町ではこれが、一人ひとり、訪問される方が磁気カードを持ちまして、その枕元で、訪問したところで磁気カードを入れる。そして帰るときに磁気カードを入れると、このようなことがされておりまして、これはモデルケース的なものなんです、国費ですべてみていただきまして、実施されているようであります。

続きまして、認知老人などの青年後見人制度の対応について、伺いいたします。

都市部ではかなり多いわけですが、こういった私どもの地域では親戚がいる、また知人がいる、友人がいるということで、あまり、これは問題視されていなかったことなんです、いよいよ地域包括支援センターも出まして、この対応をどうしてもしなければならないようになってきていると思います。それで、この件について、伺いいたします。

続きまして、介護認定者以外の保険料の徴収についてですが、これは理解をしていただくという意味で伺います。

介護認定されている方はサービスを受けていますので、当然、介護保険を払うには、あまり支障がないわけでありましたが、若い方、特に今、40代で払っている方については、やはり、その生活の苦しさとか、いろいろな面で、これはなかなか理解できない部分があることは現実であります。しかし、介護保険がしっかり運用されるのならば、これは保険料をしっかりと払っていただけるなというふうに思っております。

続きまして、今後、介護予防の効果と評価について、伺いいたします。

続きまして、最後ですが、これはやはり、注目のことなんです、今回、北杜市として地域包括支援センターを設置することになりました。包括支援センターの役目はさまざま広く、またそれに伴う、いろいろな業種の資格を持った方がいなければなりません。それですが、大体2万5千人に大体1つくらいというふうに、私は考えておるところなんです、今回は1つというところで、地域包括支援センターがスタートするわけですが、1つのセンターでカバーできるかという心配もありますし、また2つ以上の包括支援センターが財政的、またいろいろな人材的にできるかということも心配であります。

以上、3項目について質問いたしました。よろしく伺いいたします。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

20番、内田俊彦議員のご質問にお答えします。

最初に地域委員会についてであります。

地域委員会は市民と市が協働して、よりよい地域づくりを進めるため、公共的団体を代表す

る者、学識経験者、公募による者、その他市長が認める者の20名以内で、各町に組織されています。

市では、地域の特色を生かした自主性に富むイベントの開催、地域伝統文化の継承、環境保全、自治会活動支援、地域づくり活性化等、地域委員会に委任する事項について意見を聞き、協議した上で地域委員会が予算書と事業案を作成し、会長からの説明を受け、予算計上を行い、地域づくり事業を展開して、今はいるわけであります。また、地域委員会は市政について、市長に意見を述べることでされておりますので、市政報告会の折、地域委員会で協議された問題点等の意見を伺っております。

地域委員会は今年度、多い地区で9回開催し、予算書と事業の内容や地域内の課題等を検討し、地域づくりを進めております。

また、地域委員会は市長が諮問する事項について審議し、答申する機能を有しておりますが、指定管理者制度の導入等につきましては、期間を定める中で、広く候補者を公募し、市民で構成する指定管理者候補者選定委員会を組織して、選定を行う方針であったことから、諮問に付さないこととしたものであります。今後、地域委員会への諮問事項につきましては、委員会の設置趣旨などに照らしながら、必要なものは諮問してまいります。

次に、北杜市の保有財産についてであります。

まずはじめに、市が保有する不動産は土地が346万平方メートル余りで、建物は述べ床面積で32万1千平方メートル余りを保有しております。市では公共施設のうち、利用度の低い施設や類似施設の閉鎖、または転用について検討を進めてまいりましたが、その結果、44施設が見直しの対象となりました。その内容は転用により、有効活用すべきとした施設が13カ所、地域に移管すべきとした施設が12カ所、施設の一部、または全部の機能を閉鎖すべきとしたものが4カ所、今後の利用が見込めないため解体、または売却により閉鎖すべきとした施設が15カ所あります。

現在、市では多数の公の施設を保有しているため、その管理運営費が大きな負担となっており、このような状況をふまえ、今後の公有財産の活用や処分につきましては、先般、策定した行政改革大綱および行財政改革アクションプランにおいて、施設、資産等の有効活用として位置づけをし、施設活用計画の見直し、公有財産処分基準の設定、普通財産の処分について、具体的な取り組みをしてまいります。

できるだけ、施設の有効利用を図る中で、廃止すべき施設や今後も活用予定のない土地や建物については、民間等への売却、貸し付けなどを積極的に促進し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、不動産の総額と売却可能金額については、現時点では時価に換算すべきデータがないため、今後、資料収集を含め、把握について検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険についてのご質問にお答えします。

最初に、介護報酬不正受給への対応についてであります。

不正受給は、県が行う事業者指導監査の折に発覚するケースがほとんどです。単に介護報酬算定の誤りや法令解釈の相違によるものですが、介護報酬は自主返還をさせていただいております。

今後は市が地域密着型サービス事業者の指定権限を有するので、国保連合会や県と連携し、事業者への実地指導・監査を定期的に行い、介護給付の適正化、適正な事業運営の確保に努め

てまいります。

次に認知症老人などの後見人制度への対応、介護予防効果の評価、地域包括支援センターの設置数についてであります。

認知症老人などが後見人制度への対応、介護予防効果の評価については、4月に開設される地域包括支援センターが実施する業務の中で対応してまいります。

また、地域包括支援センターの設置数についてであります。介護保険事業計画では平成18年度に1カ所、平成19年度以降は2カ所、設置することを予定しております。

次に、介護認定者以外の介護保険料徴収についてであります。

40歳から64歳までは、医療保険者が介護納付金として一括納め、65歳以上の方は介護保険料として、個々に市に納めていただいております。

未納者に対しては、未納期間に応じて給付費の引き下げ、償還払いなどの罰則的措置がありますが、そこまではしない、させないためにも、未納者に対し介護保険が相互扶助の原則による社会保険であることを機会あるごとに説明し、収納率の向上に努めてまいります。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

以上で、市長の答弁が終わりました。

20番議員、再質問はございませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行います。

まずはじめに地域委員会のことについてですが、地域委員会の設置条例の中で、第1条、この条例は市民が市と協働して、よりよい地域づくりを行うため、および市政が常に市民の身近にあることを保障するため、市民の意思を市政に反映しやすくするように設置する地域委員会に関し、必要な事項を定めるものとするということで、要するにこの地域委員会というのは、ある意味、静脈になるのではないかとこのように私は思っておりますし、その動きにすごく期待するものであります。そしてまた、先ほど市長が言われたとおり、地域委員会の権限は市長が諮問する事項について、審議・答申することというようにあるわけであります。

平成17年度の地域委員会の開催状況を、先ほど市長、述べられましたが、平成17年4月から平成18年2月23日までの統計を見ますと、明野が3回、プラス研修を行っております。須玉が3回行っております。高根が2回、長坂が5回と講習会を行っております。大泉は5回。白州町においては、なんと8回と、研修と講演会をしているようであります。武川町については3回と、かなり活発なところと、また開催は少ないけれども、内容を見ると、要望などを検討しているところも、たくさんあるわけであります。

先ほど、必要とあらば、要するに諮問をするという、市長のお考えでありましたが、やはり、私としては、この地域委員会、これを最初、条例で、私どもも議会で審議するときに、いろいろ、これでは縛りすぎではないかとか、権限を与えすぎではないかというようなことが、再三、終始、話題になったわけですが、それでも合併して、最初だから、こういった地域委員会があってもいいのではないかなというところで、議員も理解したところだなというふうに思っています。

今後、そういった意味で、必要とあらず、定期的に報告会もしていることとすし、ぜひとも、

これを活用していただきたいと、私は思っております。必要というところが、市長がどうい
うときに必要かと思うことのお考えをお伺いいたします。

続きまして、保有財産についてですが、私どももこういった北杜市行政改革大綱というものを
いただきました。これは2月24日付けで、答申に基づいて、私どもの手元にきたものだと
思いますが、先ほど、話されたように、施設活用の見直しであるとか、これは結局、普通財産
化して、処分するものは処分していきましょうという方向がなされておりますが、これは、お
そらく、これは売却をするときに大変悩むことが、価格と、そしてまた売却の相手であると思
います。例えば、入札方式をとるとか、また逆に施設においては、その既存の施設を有効活
用している方に払い下げるとか、また売るとかというようなことが、まちまちになっていると
思うんです。なるように思えるんですが、市長として、これを売却する場合ですね、どういっ
たことを基本において、売却をする考えでいるか、お伺いいたします。

続きまして、介護保険の件ですが、地域包括支援センターには社会福祉士が、必ずいなければ
ならないことになっております。先ほど言いました、後見人制度とも相まってくるわけなん
ですが、北杜市の社会福祉士は現在、何人いらっしゃるのか。この方が2名以上いないと、来
年、もう1つ増やしたいというふうになっても、増やせないということですので、何名いらっ
しゃるか、お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○副議長（古屋富藏君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地域委員会の使命については、私が先ほど述べたとおりでありまして、今回、指定管理者の
問題については、新たに選考委員会をつくって、そしてとりわけ、税理士なり会計士なり、プ
ロの皆さんをお願いして、そして指定管理者を選考してきたわけでありまして、そういう点で
は極めて客観的な、あるいはまた、専門的な知識を入れながら、指定管理者を進めてきたわけ
でありまして、地域委員会はそれぞれの7つの地域で積極的に、議員ご指摘のとおり、時に3回
とか7回とかやっていただいて、ありがたく思いますけども、プラスアルファ、最も地域委員
会の役割の1つとして、4つの定例市議会のあと、市政報告と、そして私ども執行が市長をは
じめ、地域委員の地域の意見を聞くと、こういう合併後の大きな地域委員会の使命があるはず
でありますので、今回、私ども、指定管理者についてはそういった意味で、指定管理者候補者
選定委員会に指定管理者については諮問をしたと、地域委員会にはお願いしなかったというこ
とであります。

これから新たな課題が、もし、市政の中でできたならば、地域委員会を含めて諮問は、位置
づけてみたいと、考えてみたいと思っております。

それから2番目の再質問は、もし誤解があったらすみません、7、8年くらい前でしたか、
公共財産の貸借対照表をつくったらどうかというような議論が、確か5年か何年前にありま
した。そんなような意味合いも含まれているのかもしれないけども、なかなか、あの意義も、
難しいことも確かでありまして、どれをもって財産というか、大変、難しいところもありまし
て、ストレートに各自治体で浸透しなかったことは確かであります。

いずれにしても、議員ご指摘の、私が言いました将来、不要の施設の売却を含めた問題
については、とりあえず、今、お願いしている指定管理者制度を最大限、汗をかいて、そのあ

と、いらぬ施設といひましようか、重なつた部分といひましようか、等々は、また精査しながら考へていきたくと思ひますので、とりあへず現状で、即、18年度に売却といふことは、よほどのことがない限り考へていない、とりあへず指定管理者制度を定着したいものだと思つてゐるわけでありませう。

3番目の社会福祉士は市職員、今は1名でありませう。

以上でありませう。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりませう。

20番議員、まだ質問はございませうか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問をさせていただけませう。

先ほど、答へられませう、最後の社会福祉士が1名だといふことで、これは養成をするなり、また、雇ふなりといふやうなことになると思ふんですけれども、これは担当部長になつてしまふかと思ふんですが、今後どういふやうな計画で、これはもしかしたら、市の職員の中で養成することが、一番私はいいんではないかなといふやうに思ふんですけれども、そういったことについてはどうお考へか、お伺ひいたしませう。

○副議長（古屋富藏君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

お答へをいたしませう。

社会福祉士の資格を持つてゐるのが、1名といふことでございませう。19年度2カ所といふことになっておりませうので、国・県の養成の研修会等がございませうので、積極的に参加をしていただきませうして、そして資格をとつていただきたいと。

もう1つは、社会福祉協議会にも資格を持つてゐる職員がいますので、職員の交流等についても検討させていただけませう。

○副議長（古屋富藏君）

以上で20番、内田俊彦議員の一般質問を終わりませう。

次に28番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

私は今回、人事と事業評価についての質問をいたしませう。

もう玄関に入りますと、毎日、あと小淵沢と合併が何日といふことですが、いよいよ5の日が outcome して、あとわずかでございませう。広大な面積を有する新北杜市が誕生するわけが outcome して、大変、私どもも大いに北巨摩、峡北の者として期待しているところでございませう。

大きくなりました関係で、全職員はどのくらいだろ うなといふことで、昨日、配られませうした行政改革の大綱によりませうと、17年4月1日における職員は688名といふことになっておりませう。この688名は全職員だと思ひますが、これに関わる臨時職員等があるかと思ふんですが、このへんは私、承知しておりませうませんが、のちほど答弁の中で恐縮ですが、全職員は正職員と臨時の職員も合わせ、どのくらいになつてゐるのかもお答へ願へればと思ひませう。ま

す、これはお願いしておきます。

そういうふうになりますと、非常に小湍沢町を含めると、相当数の職員になるわけでありまして、事業会社に例えるならば、峡北全体を例えるならば、大企業なみの規模、こういうふうに、私は思うのであります。

さて、私は16年12月の定例議会において、人事の管理の面から、正しい人事評価は公平と公正さが職員の育成と士気を高め、緊張感ある協働関係が保たれて、従来の年功序列型から能力ある者の登用は職員適正化計画の早期達成が図られ、財政の強化につながると質問いたしました。

それに対して市長は、質の高い行政サービスを効率的、安定的に提供するためには、持てる能力を最大限発揮できる仕組みが必要だと。国による制度改革等も見守りながら、山梨県でしている状況を参考にして、今後取り組みたいと、こういう答弁がございました。

実は、私はこの答弁を聞きまして、いつそのようなことが導入されるかなと、実は時期を待っていたわけですが、18年の、この間の第1回定例会の所信表明演説の中で、市長は行財政改革を積極的に推し進めて、本市将来を見据えた基本の柱を3本立てました。その中で市役所の構造改革とスリム化により、簡素で効率的な行財政システムを確立しようと、人事評価制度の導入を明らかにしたわけでございます。

今、審議中ではございますが、予算の中で人事評価制度支援業務は、今回の当初予算では見送られるというお話がありまして、これは他の自治体との共同開発等も模索する中で、今後の人事評価のあり方を、よそも見るといようなことの中で、いったん、これは取り消しますといような話がございました。昨日、配布されました行財政アクションプランの取り組み目標では、18年度は検討段階ですと。19年度に施行いたしますと。20年から本格実施といようなアクションプランに掲げておりまして、これは即、給与制度に反映するものであるといふように書かれております。

一番、ここで取り組む、今年の18年度の検討段階においては、しっかりした基準をつくって、職員等の理解もよく深めていく中で、実施に移っていただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

そこで、市長はいつも、市民の目線に立った行政をすると、よくおっしゃっておられますが、本当に大いに期待するところでございます。ですが、これだけ多くの職員の人事管理が現状の行政組織で見ますと、これは市長の権限でありますから、私のほうでどうではないですけども、今は総務課の人事担当となっております。これだけの大勢の人員の管理が、果たして、それでよろしいんでしょうか。私は独立部署で、研修も兼ね、できるような、しっかりした行政組織が必要ではないかなと、こんなふうに、私は思うところがございます。

その次に、これに関連しまして、職員の給与条例の中で、第20条に旧町村より引き続き採用された職員は、継続採用職員と申すんだそうですが、この中で、給与は制度の相違等により、不均衡が生じている場合は早急に調整を行うといような、20条に記されております。そこで、合併直後でもありますから、さまざまなそういう状況もあるかと思うんですが、原則は同一労働、同一賃金の中でありまして、これは不均衡はおかしな話で、もしあるとすれば、いつまで、これは是正するのかと、こんなふうにお伺いするわけでございます。

その次に、指定管理者制度の問題であります。

指定管理者制度につきましては、協定期間が3年、5年が大変多いわけですが、そ

これは事業年度ごとに、つまり1年ごとにローリングチェックをかけますよと。したがって、必要な書類は出さないよということになっているわけなんです。この場合は出させた、そのチェックする部署は、セクションは一体どこなのか。新しく設けてするのかと、こんなふうにお伺いするわけでございます。

特に大切な市所有の財産でございますので、建物や備品を任せただけでなくて、しっかりした管理が必要であると、私は思います。それが市民へのよりよいサービスの向上につながるものだ、こんなふうにいるところでございます。

その中身や収益の状況はもちろんでございますが、利用者数であるとか、管理が適正にされているとか、利用者の声はどうだったのかというような行政側のしっかりした管理も必要ではないかと。また、同時に中間での随時立ち入り調査を考えているかどうか、お伺いしたいと思います。

また、この結果によって、行政評価が必要だと思えますし、その評価を、やはりわれわれは外からも見たい。市民も等しく、ガラス張りで公開が必要ではないかと、そういうふうな今の状況を見たいということもございまして、公開するお気持ちがあるかどうか、そのへんの見解を求めます。

以上、2つの問題について質問いたしました。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

28番、小林忠雄議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢町との合併にご理解と期待をしていただいて、大変ありがたく思います。

職員の人事評価制度を含む、地方公務員制度改革については、これまでの年功序列、横並び的な給与体系から、職務職責や勤務実績が適切に反映される給与体系への改革を実現するため、人事評価制度の整備が必要であり、人事院勧告による制度改革の動向を注視しながら、その導入内容や時期等について、検討してまいりたいと考えております。

行政組織の見直しについてであります。現在、総務部総務課に人事担当を設けて、業務を行っていますが、新年度においても現体制で取り組んでいく考えであります。

次に合併前の職員で、引き続き北杜市に採用された職員である継続採用職員の給与の調整の進捗状況についてであります。

合併前の7町村の給与は不均衡を生じていたため、合併前に北杜市職員給与制度検討委員会を設置し、検討する中で職員給与の調整方法として、中間的なところを基準にしたものであります。その基準に沿って、現在、調整をしているところであります。

職員数の合併による変動については、総務部長のほうから答弁いたさせます。

次に指定管理者制度についてであります。

4月から多くの公の施設を指定管理者としてまいります。指定管理者となることで、市は常に施設の管理状況を把握することが重要であります。指定管理者と結んだ協定書に基づき、年度終了後、事業報告書が提出されますが、この事業報告書はその施設を所管する部局が受領した上で、その内容を精査するとともに、必要な指示や指導をしてまいります。

次に行政評価と公開についてであります。

一般的に行政評価とは計画、実施、評価、改善の4項目を1つのサイクルとして捉え、絶えず行政活動の改善を図る仕組みを言いますが、指定管理者による施設管理評価も同じように考え、1つに指定管理者の管理方法、2つとして施設の管理、3つ目として事業報告・定期報告・顧客満足度調査や業務実態調査をもとに事業を評価、4つ目として運営状況の改善を繰り返すことで、制度導入の成果が示されると考えております。これらの公開については、指定管理者と協議をする中で、原則的には公開をする考えであります。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

小林議員の職員数についての答弁をさせていただきたいと思っております。

現在、当初予算の職員数、一般会計で580名、国保特別会計で68名、病院等で253名、計900名が職員数、当初予算の計上の職員数でございます。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

答弁が終わりました。

28番議員、再質問はございませんか。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

ただいま、市長の答弁は分かりましたが、総務部長からの職員の数でございますが、これは給与と出ている分と賃金で出ている分がございまして、今、合計900名であると、これは小淵沢も含めての話でよろしゅうございましてか。ですから、これは臨時職員等も含めての話でしょうか、このへんの確認をお願いいたします。

○副議長（古屋富藏君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

900名の内訳でございますけども、先ほどお話をさせていただきましたように、正規の職員でございます。これにつきましては、甲陵中・高の学校の関係、それから病院の関係がございまして。併せまして、病院と学校の職員が213名でございます。

なお、臨時職員につきましては338名で、賃金ということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

当局の答弁が終わりました。

28番議員、まだ質問はございますか。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

この話は、答弁は必要ないと思っておりますが、ちょっとお聞きいただきたいと思います。

今後の人事行政は、どうしても人事評価が必要で適材適所主義に徹して、いい行政サービスを市民にすると、これが大原則だと思いますので、ぜひ、そのへんを、すぐ始まるわけでござ

いませんが、そういうことを頭に入れてお願いしたいと思います。

実は、ここに昨日、配られました行政改革大綱があります。予算審議の過程で、予算審議と、それから条例の中身をやる時に、行政改革調整室、それが政策秘書課、なぜ1年で、せっかくつくったのに、行政改革というのは、私は永遠の課題ではないかというような話をしました。その中で、この行政改革大綱を、そのセクションでつくっているんだということで、まもなく仕上がりますよという話がございました。実は努力して、これは外注に出すと500万円かかるんだそうですね。それを自前でやると。私はこれを聞いて、実は、その席で拍手いたしました。素晴らしいと。なかなか、こういうことはできないことだと。

市長はお分かりになっているかと思いますが、こういうふうに職員、非常に市長のまわりには素晴らしい職員がおられます。どうぞ人事効果も兼ねて、もっと磨きをかけていただいて、これもそのセクションでは行政改革だけでなく、財政改革もやっているわけですね。500万円という大きな財政の改革もされた。これは、私は大いに論功行賞にあたるべきではないかと。また、こういうことが、これからそれぞれの職員のやる気を起こして、素晴らしい北杜市になっていただけるようお願いしたいなと、こんなように思いますし、また、このことは市長も耳にしておるかどうかわかりませんが、この機会に申し上げて、そんなふうに一生懸命努力している職員もいらっしゃいますよということだけ、承知してもらいたいと、こんなふうに思って、あえて申し上げた次第でございます。答弁はよろしゅうございますが、もし感想でもあれば、どうぞお願いしたいと思います。

○副議長（古屋富藏君）

要望ということでよろしいでしょうか。

（はい。の声）

では、答弁は省略します。

以上で28番、小林忠雄君の一般質問を終わります。

次に22番議員、細田哲郎君。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

白倉市長に3項目にわたって、質問をさせていただきます。

はじめに、強い農業づくりの推進についてをお伺いいたします。

わが国の農業は国民への食料供給という重大な使命と地域社会の活力の維持、国土および自然環境の保全などの多面的な機能を果たしており、経済社会の均衡ある発展と豊かで、ゆとりある生活のために欠かすことのできない役割を担っております。

わが地域にあっても、農業は基幹作業であり、今後の農業政策は北杜市にとって、最重要課題であることは、周知のとおりであります。平成17年度から三位一体改革や地方の提言を受け、生産振興総合対策事業、輸入急増農産物対応特別対策事業、農業経営総合対策事業などは強い農業づくり交付金として統合し、地方の裁量性・自主性を高めるための改革が行われました。

強い農業づくり交付金は生産、経営から流通までの総合的な対策の推進を支援するために、高品質、高付加価値化、低コスト化、認定農業者等、担い手の育成および確保や農地利用集積の促進、食品流通の効率化、合理化など地域における対策を総合的に推進するものであります。政府も強い農業づくり交付金として、平成18年度の予算では405億円を計上しており、わ

が北杜市も市長が掲げた7つの杜づくりの産業を興し、富める杜づくり、予算8億円のうち3億3千万円を計上され、農業振興推進への意気込みが感じられます。多額を投じての事業であり、推進にあたっては慎重かつ事業者の立場に立った、効率的で効果的なきめ細かな支援事業が必要であります。地域としての独自性を視野に生産性および品質の向上など、課題解決に向けた方向性と具体的な政策目標を定め、費用対効果なども勘案し、支援することがより重要と考えます。

以下、この支援事業の趣旨をふまえて、北杜市としての基本的な支援策と、今後の方向性について伺います。

1. 山地の競争力強化および経営力許可に対する支援策は。
1. 担い手の育成、ならびに確保や休耕農地等の利用集積の具体策は。
1. 生産、経営、加工技術等の開発改良による生産性の向上について。
1. 安全・安心で効率的な流通システムの確立は。
1. 北杜市の地域農業の構造改革と将来構想について、答弁を求めます。

次に長野県富士見町に建設計画の焼却灰溶融施設について伺いますが、昨日も3名の議員から質問があり、重複いたしますが、通告に基づいて質問いたしますので、ご了承願いたいと思います。

諏訪市、茅野市、富士見町、原村の4市町村で運営する諏訪南行政事務組合が諏訪市を除く3市町村の可燃ゴミの焼却灰を茅野市、富士見町の2カ所の最終処分場で埋め立て処分をしていますが、焼却灰の処分場の稼働年数があと数年のため、その延命策として、富士見町内に灰溶融化施設の建設の計画であります。

近隣の住民も2月10日付けの長野日報の大々的な報道により、初めて知ったようです。その整備計画は、平成15年から16年において基本計画が策定され、生活環境調査で本年は旧焼却施設の解体、実施設計における灰溶解炉の機種選定を3月中旬に決定し、平成18年から19年で建設され、平成20年の4月から供用開始の予定のようです。

先月15日には富士見町役場において公聴会が開かれ、地元5人の公述人からの陳述があり、建設地の地元区長は賛成の立場から、ゴミ処理を広域で効果的に進めるためには必要な施設と述べ、しかし安全性には十分考慮し、住民が納得できる施設の建設の要望でありました。他の公述人は現在、各地で稼働している溶融施設の安全性に疑問もあり、数年先の技術進歩を待った意見や安全性と住民への十分な説明や合意が得られていないため、計画の見直しや廃止を求める声など、反対意見が述べられました。

長野県での事業計画であります。白州町大武川地区は施設に隣接する地域であり、2月19日には区会が開かれ、灰溶融炉整備計画に対する区長の経過報告に対し、焼却灰等の運搬による飛散など、安全性に関して心配する発言が多数あったと伺っております。また、大武川地区に限らず、他の地域においても同様の意見が数多くございます。万が一、事故が発生した場合、現地は谷間の地形で、気象条件により有害物質の滞留や飛散など、大気や河川等の汚染で、北杜市への被害が直接及ぶ危険性は高く、その影響は避けられない状況に関係市民は危機感を抱いております。

今月中には審査会による最終的な答申があると聞いておりますので、施設の規模および設備計画等、安全性について、早急に確認する必要があると思います。昨日の答弁では諏訪南行政組合と関係機関に対し、北杜市民への説明会の開催を要請していくとのことですが、具体的な

説明内容および開催条件、日程について協議し、その内容について、事前に市民に公表すべきと考えますが、答弁を求めます。

また、灰溶融施設の安全性と環境汚染に関する市長の見解をお伺いいたします。

最後に、県営広域営農団農道整備事業に関する甲斐駒ヶ岳地区道路整備について、お伺いいたします。

平成7年度に新規採択された広域農道甲斐駒ヶ岳線も、当初の計画では平成14年度完成予定でありましたが、さまざまな問題により、大幅にずれ込んでおりましたが、実施の見通しもつき、平成22年には完成の予定と伺っております。

この広域農道横手地区の路線については、平成7年の新規採択希望地区として、部落内を走る県道の西側に新設する計画でありました。しかし、県道と並行する広域農道の着工はできないとの理由から、現在、横手地区の部落内約500メートルの県道は幅員が狭く、大型車のすれ違いなど、できない状態であります。

現在、計画の広域農道が全面供用開始いたしますと、白州町と武川町を結ぶ、国道20号線と並ぶ幹線道路として、交通量も多くなることが予想されます。この農道を走行する車窓からの景観は素晴らしく、武川町の桜の観光シーズンやサントリーなどへ訪れる観光バスによる横手地内の大渋滞が生ずることは、必定と考えます。

地元、横手区としても再度、農道整備の要望書を提出するようではありますが、多額の費用と長期の時間がかかるため、市としても早急に県へ現状を説明、理解していただき、道路整備等の対応を要請すべきだと考えますが、市長の見解を求めます。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求める前に、35番、小林保壽君は会議途中、退席の申し出がありましたので、許かいたします。

（ 退 席 ）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

22番、細田哲郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、強い農業づくりの推進についてであります。

まず、山地の競争力および経営力強化に対する具体的な支援策についてのお尋ねであります。

山地の競争力強化には、需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質向上、農畜産物の環境保全、農作業の機械化、安全の確率、優良種苗の確保および輸入急増農産物における国産シェア奪還の、以上7項目の政策目標が挙げられます。

また経営力の強化には担い手の育成確保、担い手への農地利用集積の促進、新規就農者の育成確保、農山漁村における男女共同参画社会の確立および高齢者の能力の活用の推進の、以上5項目が挙げられます。

北杜市は強い農業づくりの推進として、次の支援策を行ってまいります。

水田における土地利用型作物への生産振興として、水田農業構造改革対策推進事業による麦、大豆等への支援。生産経営加工技術対策として低コスト、耐候性ハウス整備事業への支援。鳥獣害防止対策として、要望地域への電気柵等の設置支援。地産地消推進事業として、地産地消

の直売施設設置等への支援、ならびに地産地消施設連絡協議会の設置。優良種苗の確保対策として、育苗センター整備への支援。優良家畜導入対策として、乳牛の人工授精への支援。農作業の機械化対策として、農作業機械導入支援。担い手の確保・育成対策として、担い手育成総合支援協議会の設置、ならびに地域の担い手として、期待している集落営農組織の構築への支援。耕作放棄地発生防止対策として、農地流動化希望調査の実施、ならびに担い手への農地集積の斡旋支援。新規就農者の育成確保対策として、北杜市、担い手条例を適用した収納支援、ならびに山梨県農業改良普及センターとの協業による就農支援。農山村における男女共同参画社会への確立対策として、家族協定の締結支援などがあります。

なお、平成18年度以降も引き続き同様に支援を行ってまいり所存であります。

次に担い手の育成、ならびに確保や休耕農地等の利用集積の具体策および生産経営加工技術等の開発改良による生産性の向上への支援策につきましては、先に述べました山地の競争力および経営力強化対策に位置づけられており、重複しますので、省略させていただきます。

次に安全・安心で、効率的な流通システムの確立についてであります。

国の政策目標として、地域産品、輸出促進、中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化および地方市場施設整備が掲げられております。

北杜市における流通システムは、すでにJA梨北を核としたシステムが構築されており、この地域で考えられる最も安全で安心、かつ効率的な流通システムであるといえます。

次に、北杜市の地域農業の構造改革と将来構想についてであります。

高齢化が急速に進む農山村地域が大半を占める北杜市では、農地の管理や農業生産活動の維持、確保が危惧されているところであります。このような状況の中、農業者一人ひとりの個別経営体での地域農業の維持には限界がきており、地域が主体の集落営農組織による活動に頼っていかなければ、これからの農業の維持が難しく、期待をしているところでもあります。

そこで、集落営農組織を中心とした担い手の育成や加工対策に重点を置き、各地域に集落営農組織を構築することにより、地域農業の構造改革を目指してまいりたいと考えております。また、今年度中に先祖が培い、継承された農業生産基盤を将来にわたり、維持管理できるような方策を掲げた農業経営の強化に関する基本的な構想を策定してまいり所存であります。

次に、灰溶融炉建設についてであります。

溶融炉建設計画につきましては、平成16年4月に旧白州町に対し、生活環境影響調査および建設計画概要の説明があり、その後、大武川区に対しても同様の説明がありました。平成17年8月には生活環境影響調査に関する協議が行われ、同年9月には諏訪南行政事務組合に対し、不測の事態等に対する対応策の検討を書面で要望したところです。

現在、同組合では溶融炉の実施設計を策定しているとのことですので、北杜市の要望事項がどのように反映されているかを確認する必要があることから、市および市民に対して、建設に向けての具体的な説明を行うよう、求めております。

次に、県営広域営農団地農業整備事業に関する甲斐駒ヶ岳道路整備についてであります。

広域農道甲斐駒ヶ岳線については、平成22年度完成に向けて、現在、工事が進められております。白州町横手地区で、県道横手駒ヶ岳公園線を広域農道として併用する区間が約2,500メートルあり、県振興局建設部において、現在、集落より北側は随時、改修されてきておりますが、集落内において拡幅が困難と思われるところが約500メートルあり、広域農道と併用するには、議員ご指摘のとおり、大型車のすれ違いに支障を来たすおそれがあります。

で、地元の意見、要望を聞く中で、対応してまいりたいと思います。細田議員からも積極的に、この提言をいただいているところでもあります。

なお、現地の状況も把握しておりますので、今後、市としましても、広域農道の通行の安全性、有効利用を含め、新たな農道等を整備していただくよう、県へ要望を行ってまいりたいと思います。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

22番議員、再質問はございませんか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

3点にわたって、再質問をさせていただきます。

農業生産現場においては、労働力減少や高齢化が進行しております。農業構造の改革を推進するためには、農業経営によつての生活設計が立てられ、改革的技術の導入が不可欠であり、優れた若者の担い手の育成が重要であります。すべての事業経営にも通ずることですが、このための高度の技術革新への支援と地域農業のコーディネートの重点化が求められると思われま

す。その点について、市長の見解を求めたいと思います。

また、このことに関連いたしますが、昨年、多額な自己資金を当時、独自で農業ハウスと栽培に必要な諸経費を整備し、後継者とともに素晴らしいイチゴ園の経営に乗り出した農園の視察をさせていただきました。その際、経営者からの切実なお話がございました。その理由は、たまたま身体障害者の方より、来園の希望が再三あったので、障害者のためのトイレを設置しようとしたのですが、補助整備の関係上、浄化槽の設置許可が下りなかったことについて、その経営者は、今後、農業経営を目指す方々のためにも、現場の状況をふまえた規制緩和が必要であり、現実的な農業振興のための支援が大事であると、つくづく訴えておりました。

農園経営上、必要な付属施設であり、私も現場の状況から見て、なぜ許可ができないのか、本当に理解しがたく、本当に現場の実情に基づく規制緩和や特段の措置が必要であると痛感するものですが、市長の見解を求めます。

次にまず、北杜市としても地域の独自性を発揮した新しい農業を実現するためには、まず1つとして、作物の独自性、これは他に勝る栽培方法の、新しいブランド化だとか、無農薬栽培だとか、その他いろいろあると思いますが、次に販売の独自性、インターネット等による消費者との直接販売とか、そのようなこと。また、受け入れられるコストの実現とか、この3点について、非常にポイントがあるのではないかと思います。市長は北杜市の地域農業のあり方について、今後どのようなお考えをお持ちなのか、答弁を求めていきたいと思

います。

最後に先ほど、今後、個別に農業経営をするのは困難だということで、集落営農に各地域を推進していくようなお話がございましたけど、農家が組織をつくり、その育成を推進するにあたって、経営体としての集落営農の実態と将来の展望をどうお考えなのか。ちなみに現在、その推進にあたっては、組織の中心的な役割を果たす構成員が認定農業者なみの所得をあげてを要件とすると、地域の実態を反映しないものとなり、有効機能しない懸念があると考えられます。その点について、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（古屋富藏君）

再質問に対する答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松好義君）

ただいまの農業関係の振興に対しましてのご質問、3点ございました。

その中で、現在、市が進めておりますのは、先ほどから出ていますように、国が進めている強い農業づくり、この対策に対しまして、並行して、事業等を取り入れながら進めているわけでございます。

当然、消費・流通構図の変化、それから農業従事者の高齢化、兼業化の進行に伴いまして担い手の減少、それから耕作地の放棄、こういった増加傾向が見られているわけでございます。これに対しまして、政策目標でございますけれども、山地の競争力の強化をしなければならない。また、経営力の強化も必要であると。また食品流通の合理化、またコスト等の削減等も必要でございます。そのことから、特に農業づくりの強い交付金制度を活用しまして、平成18年度におきましては、全国に誇れる北杜市産米の生産振興、それから品質向上、こういったことを目指しまして、売れる米づくりに取り組んでいるということでございます。

それから、特に平成18年度につきましては、強い農業づくり交付金事業を取り入れまして、優良種苗の確保対策としまして、JA梨北が事業主体となります育苗センター、この水稻育苗センターの建設を支援するというようになっております。その施設によりまして、一極型によりまして、作業効率が図られるということ、それから農家の省力が図れるということが、目当てでございます。

これにつきましては、もう1つ、強い農業づくり交付金事業としまして、JA梨北が事業主体となります耐候性のビニールハウス、この設置も支援していきたいと思っております。これにつきましては、ビニールハウスを農協で造りまして、組合員にリース方式で貸していくという方法でございます。これにつきましては、特産品でございますトマト、それからパプリカ、こういった生産の拡大を図っていきたいというものでございます。

なお、生産物等につきましては、先ほどの流通機構がございましてJAを使いまして、その流通機構を図っていききたいと、こんなふうに思っているところでございます。

それから作物の独自性、無農薬栽培等の独自性を持った栽培が必要ではないかというご質問でございますが、これにつきましては、なお一層の、この地域の独特の製品、そういったものについても、農業改良普及センターの協力の中で開発等も進めていきたいと、こんなふうに思っています。

さらに集落営農の推進をしていって、あと、こういった機能が必要かと。将来にわたっての方針はどうかというご質問でございますけれども、現在、集落営農につきましては、これからの農業、個々の農業でありますと、どうしても水田、農地が荒廃するおそれがございます。そんなことから集落営農を推進して、やはり集落営農、それから地域の農業団体の法人化、こういった組織をつくりまして、地域の農業を守っていかなければならないということでございます。

今年度につきましては、そういった組織をつくるために農業構造の改革、それから将来構想につきましては、農業経営の基盤化、促進に関する基本構想を現在、つくっております。その中で対応していきたいと、こんなふうに思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

当局の答弁が終わりました。

22番議員に申し上げます。

残り時間は1分59秒ですので、念頭に置きながら、再々質問がございますでしょうか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

さきほど・・・。

○副議長（古屋富藏君）

まだ、答弁が・・・。

浅川農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（浅川清朗君）

先ほどのイチゴ園へのトイレの設置の件なんですけど、農振農用地につきましては、農地転用がまず、できないということでありまして、また、トイレにつきましては、農業用施設には当たらないということでありまして、したがって、農地法から言いますと、正式に農地にトイレを設置することは無理と考へます。ただ、簡易的なものであればという、正式なトイレについては、ちょっと無理ということでありまして、

以上です。

○副議長（古屋富藏君）

当局の答弁が終わりました。

22番、まだ質問がございますか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

ちょっと、市長に答弁をいただきたいんですが、15アールの立派なハウスがつくってあるわけですよ。その一画の1坪かなんか、ちょっと掘って、その浄化槽が設置できないという、確かに規則ではそうかもしれませんが、今後、本当に農業の振興を推進していくんならば、やっぱり、その現場を見て、特段の措置は、これから大事ではないかと思ひます。まして、本当に自己資金で一生懸命、農業にチャレンジしている若者の姿を見たときに、本当に、つくづく私も現場で、しっかりした規制緩和を進めなければいけないなと思ひましたので、すみません、市長のほうから答弁をいただくのと、あと1点、広域農道の件については、前向きな答弁をいただきまして、ぜひ、22年に、供用開始までにぜひ努力して、県のほうに推進をしていただくよう、再度お願いをしていただきたいと思ひます。

以上です。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

まず横手地区の広域農道の関連ですけども、広域農道については平成22年に完成でき得るよう、働きかけていきたいと思ひます。それに伴う、先ほど答弁いたしました予想される新農道については、何年までとは言えませんが、広域農道が22年にできるということは、その部

分だけ残ってしまうと、先ほどご指摘のようなケースが出てきますので、新農道についても、できるだけ、それに合わせるような方向で頑張りたいと思います。

それから正直、私も把握しておりませんでした。15アールあるところの、トイレの問題でありますけども、いろいろ言っても規則といいたし、法律の実際は、トイレが農業用施設でないと造れないと、こういうふうになっているということだとは思いますが。ただ、社会常識上、簡易トイレぐらいはと思うのは、これまた常識でもあろうかと思えます。法律である、決まりであるということは守らなければならないわけでありまして、できるものであったならば、それが実現できるように働きかけていきたいと思えます。

○副議長（古屋富藏君）

以上で22番、細田哲郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時30分より、再開いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

25番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

3月定例会にあたり、質問を行います。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてです。

2月28日の市長所信では、行政改革推進委員会の答申をふまえ、市民の目線で先に見える計画を基本姿勢として、市政運営の基本指針となる北杜市行政改革大綱および改革を進めるための行財政アクションプランを早急に策定する考えを表明しました。

策定に際して、市民と各種団体の声をどのように反映していったのか。地域委員会の予算の1割減など、地域の人たちが育ててきた祭りや行事が廃止・縮小されて、地域の活力が失われていくのではと心配の声が挙がっています。また、各種団体への補助金の削減は、住民の自主的な地域の文化、体育活動に冷たい姿勢と受け止められています。こうした市長の姿勢や答申の示す方針は、合併に賛成してきた人たちも含めて、望んでいなかったことではないでしょうか。見解を求めます。

次に今回の予算案には、国保の3年連続53%もの値上げ、介護保険料の30%の引き上げが提案されています。合併時の協定書には、国民健康保険の税率は基金の有効活用などにより、被保険者の負担増とならないよう努めると明記されています。わずか3年目で大幅な負担を求めることは、合併前の住民への約束を踏みこむもので、許されないとの声が挙がっています。この声に、市長はどう答えるのでしょうか。

そもそも各自治体が国保の運営に苦しんでいる根本は、医療への国庫負担率の引き下げがあります。国民健康保険の総収入に占める国庫支出金は、1980年度の57.5%から2003年度の35%に激減しています。こうした、地方に次々と負担を押し付ける国のやり

方に、自治体の長として、これを計画的に元に戻すよう、国に求めるべきではないでしょうか。見解を求めます。

国保を引き上げざるを得ないとする提案理由は、引き上げても県下で低いほうだと述べていますが、3年後には1世帯当たり、平均18万830円となり、富士吉田市の20万円に次いで2番目になるものです。市内の滞納世帯も合併時の1,600世帯から、この2月末には1,900世帯を超え、滞納額も2億7千万円を超えています。短期保険証の発行も360世帯を超え、国保税が高くて、払いたくても払えないのが現実ではないでしょうか。

小泉内閣による医療の値上げや増額が押し寄せてきている最中であり、一般会計からの繰り入れを増やすなど、ぎりぎりの努力で引き上げをやめるべきではないでしょうか。見解を求めます。

次に県社保協の皆さんが1月27日、北杜市と市議会へ子どもの医療費助成制度の改善を求める、465筆の署名と要望書を提出しました。県内12市の中で、700円の自己負担があるのは北杜市だけです。12市のうち9市が国民健康保険は、病院の窓口無料化を実施しています。まず、どこに住んでいても同じ条件になるように、700円の自己負担をなくすべきと考えます。見解を求めます。

質問の第2は、北杜市学校給食センター（仮称）整備計画の見直しを求めることについてです。

市長の所信では、平成16年度に新築稼動している長坂学校給食センターを除き、市内1カ所での建設を視野に入れ、最大調理可能数2,500食規模の施設を建設することとし、基本設計を行う考えが表明されました。実際、整備計画を知った栄養士や調理員の人たちの不安の声が早速、挙がっています。

現在、旧町村単位では、長坂町、高根町では中学校敷地にある給食センターで作り、1台の配送車で4つの小学校に配送する、センター方式をとっています。大泉、須玉、白州町ではそれぞれ小中学校が自校方式を続け、温かく手作りで調理員の顔の見える給食を地元の食材を取り入れて行っています。自校方式は絶対、守るべきだとの声が栄養士、調理員に留まらず、保護者からも寄せられています。

合併によって、広域化した北杜市は最もセンター方式に適さない地域ですので、今回の大型センター化には反対いたします。

今回もミニ水力発電や指定管理者制度導入などと同じように、行政主導で整備計画を作成して、学校現場に押し付けるやり方で、現場の声が計画に反映されていません。栄養士、調理員、学校の先生、そして何よりも給食を食べる児童生徒、保護者の声を聞いて、市長の言う市民の目線で先に見える計画を、市民合意を前提に、整備計画に反映し、規模も含めて修正するところは修正していくことが必要と考えますが、見解を求めます。また、なぜ、自校方式でなく、センター方式かの理由も明確に答弁してください。

質問の第3は、区に入っていない住民のゴミ処理、防災避難所の確保についてです。

2月23日に、山梨県東海地震被害想定委員会委員長の吉井博明先生の「北杜市の地震起点と地震の防災」というテーマの講演を、長坂コミュニティーホールで聞きました。まさかのときは、8割方は自分たちの手で、自分たちの地域で、2割は行政で分担する心構えで準備をしておくべきこと。防災グループワークの必要性を感じた、講演会でありました。

まさかの事態に区に入っていない住民に、公民館など避難場所の利用などの配慮がされてい

るのか。日ごろから区に入っていない住民を排除しないこと。また、地域の連帯を醸成するような施策が必要と考えます。

また、泉郷の分譲地の区に入っていない住民に、泉郷から経営を引き継いだセラピーリゾート泉郷が避難場所を用意しているのか。また、ゴミ処理など管理費の名目でセラピーリゾート泉郷が住民に対して、高い共益費の支払いを求めているが、住民は住民税など支払っている上に、さらに共益費の支払いは税金の二重払いという声が挙がっています。

北杜市とセラピーリゾート泉郷との間に、ゴミ処理、防災の避難場所確保などの協定の実施はどうなっていますか。また、それについて、住民にきちんと説明されているのか、見解を求めます。

以上3点、質問をいたします。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

25番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行政改革大綱の策定についてであります。

この大綱は、行政改革推進委員会の答申を最大限尊重し、本市の実情をふまえ、改革の課題をとりまとめ、策定いたしました。また、諮問機関である委員会は学識経験者等10人で構成され、うち6人は市民であり、委員の皆さんからは多くのご意見をいただいたところであります。

各種団体等に長年にわたり、継続して交付している補助金等については、目的・効果・必要性・公平性・補助対象団体の活動実態等の調査を行い、必要性や効果の薄れたものについては廃止、縮小、統合、終期の設定を行うなど、補助金総額の抑制に努めていく考えであります。

市監査委員の監査結果では、地域委員会等で旧町村の事業を引き続いて実施しているところもあるが、合併したことから市1本の事業を計画していく方向づけも大事との報告をいただいております。また、地域委員会からも地域の祭りは整理統合が必要という意見がありました。いずれにいたしましても、行政改革大綱は、将来の行財政運営の健全性を維持するため、効率的・効果的な行財政運営の確立を目指すものであります。

次に、国保税の引き上げについてであります。

平成17年度現在の国保会計の財源構成は、一般被保険者分については、国庫財政調整交付金、国庫負担金、県財政調整交付金で全体経費の50%、財政安定化支援事業と保険基盤安定制度で10%、これは交付税措置と県と市からの交付金および繰入金であります。

また、退職被保険者分については、退職者医療交付金として、ほぼ同率で社会保険診療報酬支払基金から交付されます。いずれにしても、残りの40%を国保税で徴収することになります。このたびの国保税率の改定は、この40%の財源確保を目的とするものであり、国保は特別会計の原則、受益者負担の原則から、不足する財源については国保加入者から税という形で負担していただくべきであり、法定繰入以外の一般会計からの繰り入れは、現状では避けるべきと考えています。

しかし、40%の財源確保のための国保税率の改定は、国保加入者にとって急激な負担となりますので、激変緩和措置として基金を取り崩して、税に代わる財源といたします。基金の繰

り入れにより、3年間で正常な形に戻し、以後は医療費に見合う税の徴収のために、毎年、税の見直しを行ってまいります。

次に乳幼児医療費の助成についてであります。県の乳幼児医療費補助金交付要綱に準拠し実施しており、受益者負担原則という考えのもとに、月700円の負担をお願いしております。市の子育て支援としては保育料の特別軽減、出産祝金の支給、乳幼児医療費の助成、集いの広場、児童館、児童手当など市の単独事業および国・県の助成を受けて、さまざまな事業を実施しております。

また北杜市は、北杜市としても福祉行政を独自に推進しているのも多々あるわけであり。また、その中から18年度からは、子どもを授かることができない方の負担を軽減するため、市単独事業として不妊治療費の助成も予算化しており、他市町村に比べ勝るとも劣らないと考えております。

次に、(仮称)北杜市学校給食センターの建設についてであります。

市内学校給食調理場施設については、ドライシステム施設は1カ所であり、他の施設は築20年以上、経過しており、老朽化が著しく、衛生面・労働環境面からもドライシステム施設に改築していかなければならない現状であります。

このような現状の中で、今回の建設計画は効率的な施設の統廃合、衛生的な施設環境による食の安全、少子化による児童生徒の減少等、将来を見据えたものであります。自校方式からセンター方式に移行しても、地元食材を取り入れ、温かく手作りの給食に意を注ぐことには変わりません。食育教育の重要性から、食事のとり方には意を注いでいきたいと思っております。保護者をはじめ学関係者や多くの人の意見をいただきながら、見学できるスペースを確保したりして、よりよい学校給食センター建設をしたいと考えております。

次に、避難場所の確保についてであります。

災害時の避難所として、市の管理する小中学校のグラウンドおよび体育館が指定されております。この指定避難所には、住民はもとより一時的に北杜市に滞在されている方や、外国の方も収容対象であり、災害時に避難場所の利用を制限することはありません。また、各地域の公民館等の施設については、地域の自主防災組織等の一時的な集合場所となっており、なお避難が必要となった場合は、市の指定する最寄りの避難所へ移動していただくこととなります。

常日ごろから防災に対し関心を持ち、みずからが行動できるよう、訓練等を行うことが大事でありますので、18年度は防災にかかるパンフレットを作成し、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、セラピーリゾート泉郷地内に居住する市民のゴミ処理についてであります。

同地内に住所を有する方々が排出されるゴミの処理につきましては、泉郷が旧長坂町と開発協議を行った際に取り交わされた協定に基づき、泉郷が処理することになっており、これまでは特段の問題もなく処理されてまいりました。

しかしながら、昨年、泉郷が同地区内の住民に共益費の値上げを提示したことにより、同地区内に居住する市民の方々から、市によるゴミ処理の要請があり、昨年9月からゴミ処理を開始いたしました。基本的にゴミ処理は行政が行うべきものでありますが、このたびの泉郷地内における取り扱いは、あくまでも北杜市民で市によるゴミ処理を希望される方々を対象としたものであり、別荘ならびに泉郷にゴミ処理を希望する市民の皆さんについては、引き続き泉郷がゴミ処理を行うべきものと考えております。

なお、市がゴミ処理の対象とするには、行政区等に加入されている方々と同様に、市の収集方法等に協力をいただける方々であります。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

以上で、市長の答弁が終わりました。

25番議員、再質問はございませんか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

何点かにわたって、再質問をいたします。

まず1点目として、行政改革推進委員会の答申が2月24日に出て、行政改革大綱アクションプランが昨日、私どもに配布されました。こういう状態の中で、答申を尊重したのなら、もっと時間がかかるのではないかと。そういうふうに考えますが、そのへんはどうでしょうか。

また、答申の内容を公開していただきたい。市民と各種団体の声は、どこで聞いて反映されているのか。そのへんが不明確ですので、答弁をお願いします。

2点目として、乳幼児の医療費の700円の自己負担をなくすには、およそ400万円ぐらいあればできますけれども、それでも無理なのでしょうか。病気になった乳幼児が受益者負担という言い方は、ちょっと変ではないかと。病気になったのは、受難者ではないのでしょうか。400万円あればできるのだから、なんとか実現してほしいなと思います。

3番目として、給食センターの整備計画に学校現場の声を反映すると、初めて答弁されました。やっぱり学校現場の声を聞くということは、使い勝手がよくて利用者に喜ばれる、そういう施設になるわけですから、それらの学校現場の声を聞いたら、整備検討委員会というふうな形の組織をつくって声を聞く考えはあるかどうか、そのへんをお願いします。

また、広い範囲に給食を配送するので、時間がかかります。そういうことで衛生管理基準が守れるかどうか、心配がされます。その点のことはクリアできるのか。

最後に、地震のあと火災の心配があるわけです。そういうことで、泉郷の分譲地などでの森林火災、そういうことで大きな被害が想定されますので、そのへんの市の対策はどうなっているのでしょうか。

以上、お聞きいたします。

○副議長（古屋富藏君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

行政改革推進委員会が改革に向かって議論を重ねてきまして、大綱ができ上がって、2月24日答申をいただいてという、このあまりにもでき上がるのに時間が少なかったかというご質問でありますけれども、この行政改革推進委員会と並行して行政改革本部、私が本部長でありますけれども、市職員と構成されている行政改革本部というものがあまして、これと並行して推進委員会と、私を本部長とする行政改革本部は並行して行ってきました。そして、その都度、別個にすり合わせをしてきたわけですので、行政改革推進委員会が答申して、すぐできたということについては、17年度中にやりたいということで、汗をかいてきたわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それから学校給食センターに対して、引き続いてご質問をいただきました。

基本的にはさっき私が答弁したとおりであります。これはなんとと言っても、基本的に少子化対策があることは、また確かであります。もちろん、財政の問題もあります。それから給食センターが大きくなると、衛生面が心配だと言いますけれども、私が今さら申し上げるまでもありません。このような施設が大小で、衛生管理に問題があるという言い方は避けてもらいたいと思います。

その他の件については、担当部長から答弁いたします。

○副議長（古屋富藏君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

乳児医療費の700円の助成について、お答えいたします。

中村議員からは、前にも同様の質問を何度か受けております。その都度、お答えをしておりますけれども、月700円の負担でございます、その負担が高いか安いかということとはともかく、その都度、受益者負担、これは老人の制度でもそうですけれども、やはりある程度ご負担をいただきたいと、こういうことでございます。

また、制度の内容につきましては、単に北杜市ということではなくて、県全体あるいは国の制度として、こういう700円の負担の制度が国の制度にのるように、県を通じて国にも要請をしております。18年度も要請をしていく予定でございますので、ぜひご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

森林火災について。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

森林火災につきましてのご質問でございます。

セラビーリゾートという大きな開発地でございます。当然、開発するときには消火栓、また水利等の協議もされているわけございまして、そのような形の中で現在、開発を検討、また認めている状況でございます。火災は、絶対のないほうがいいわけでございますけれども、当然、あった場合についての対応策とすれば、ただいま、お話をさせていただきましたように、消火栓、また水利の確保という面で、開発協議のときにさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

市長ならびに当局の答弁が終わりました。

25番議員、まだ質問はございますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

さっきの給食センターのことですけれども、学校現場の声を聞くということで、やっぱり聞くには建設検討委員会というふうなものの中に、栄養士とか調理員とか学校の先生方とか保護者とか、そういうふうな形で参加するのがいいのではないかと、そういうことで建設検討委員

会というふうなものを立ち上げる気はあるか、ないか。

2点目として、先ほど衛生管理のことを市長が答弁なされましたが、ちょっと勘違いしているのではないかと思います。広い範囲に給食を配送するのに時間がかかると。そういうことで、作り終わってから実際に児童生徒が食べるまでに2時間という規定があるわけですね。その2時間を守れるかどうかということで、2時間超えると衛生基準に違反をするということなので、そういうことで広い距離を配送して、この基準が守れるかどうかということです。

また3点目として、乳幼児の医療費について、今日もちょっと、うしろ向きな回答が出ました。病気になっているのに、受益者という言い方はないと思うんです。本当に病気になりたくてなったのではないのだから、受難者だと。こういう人たちにわずかばかりの自己負担、年間に400万円ぐらいでできるんですよね。それがどうしてできないのか。やる気がないのか、あるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

給食センターについて、ぜひともご理解をいただきたいと思いますが、今、各校が全部、北杜市の学校が全部、個々の学校で給食を作っているわけではないわけではあります。それが全部とは言いませんけれども、それぞれの旧町村でセンター給食があって、そして各校へ給食を配っているわけです。それを例えば、一番緊急的な高根給食センターで言えば、議会へ提示しているのは、（仮称）北杜給食センターという形で統合できないかと。少子化もある、財政もある、地産地消それはもちろん、高根の給食センターであろうが、北杜給食センターであろうが、それは地産地消を安心・安全の食材ということで優先していく。これは栄養士、調理士の問題でもありましょう。そういう考え方があります。

これから、今、議員ご指摘のとおり、どういう方法になるかは別にして、現場の声は尊重しなければいけないと思いますので、詰めてはいきたいと思っております。ぜひひとつ、全部、今、各校で調理して、各学校でいただいているならば、センター方式に対する疑問も分かりますけれども、今それが主流ではないわけです。そして、私はここで提示はしませんが、北杜市の小学生・中学生の減少実態を、ぜひひとつ、データとして見てもらいたいと思っております。私どもが政策を立案していくには、どうしても人口ピラミッドと人口動態と政策は、重ねてみなければ政策は立たないと思うわけでありまして、これからそれぞれ議論の中でご理解してもらいたいと思っております。

また、衛生の問題がありましたけれども、私どもも（仮称）北杜市給食センターを笛吹市のほうへ造りたいなんて思っておりません。2時間なんていうことは、歩いていっても2時間で行けるような範囲の北杜市ですよ。あまり極端なことは言わないほうがいいと思います。

それから3番目の医療受益者の問題ですけれども、お医者にかかるから受難者だと、病気だから受難者だと、そういう表現で受益者、受難者を言っているわけではないです。医療サービスを受ける、お医者さんに病気治療してもらおうという意味のサービスに対する受益者という表現があります。ここで国語の勉強をしたつもりもありませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（古屋富藏君）

以上で25番、中村隆一君の一般質問を終わります。

引き続きまして4番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

通告書では1つだけ、保健福祉における市立病院の運営についてということで、お聞きしております。

甲陽病院は昭和23年、塩川病院は昭和28年に戦後まもない峡北地方の貧しい小さな村々の長が集まり、住民に対する、時の無医村対策あるいは地域医療の向上を願い、2つの病院は開設されました。以来、昭和の合併において、それぞれ3町1村、1町1村の経営形態となり、このほど双方が市立病院となりました。

しかし、この間、設立の趣旨は変わらないはずであります。指示母体、維持母体の市長の交代制ですとか、思い入れ等の違いにより、その意が病院の現場に十分に反映されず、時には赤字を生む厄介もの扱いまでされ、住民からも地域医療を担うという全幅の信頼が多少、希薄に思われた時期もあったかというふうに思われます。

時は移りまして、今日的課題は高齢化対策であります。今議会におきまして、国保税・介護保険料の改定は、先ほどから議題に出ておりますけれども、市民に大きな波紋を及ぼすものではないかと懸念をしているところでもありますが、その大きな要因は加齢による医療費、介護費の急速な膨張によるものであります。

病院経営の収支は事業収益の向上、言い換えればより多くの患者に来てもらい、懇切丁寧な検査、検査、そして治療、治療により、診療報酬の積み重ねを優先すれば収入は上がり、また一方で経費の節減を迫れば、収益を生むことは明白であります。しかし、それは利益追求型の民間病院の在りようでありまして、市立病院は市民の福祉・健康・安心、高齢化の中での健康事業の向上を使命とし、患者をつくらない、診療報酬点数のアップを求めない。そういう姿勢に徹し、悪循環を変えることが結果的に医療費・介護費の抑制による、患者である市民と経営者である市の双方の財政的負担の軽減に寄与することとなるはずで

今ある2つの病院の有するハード面、ソフト面の機能を資源とし、多くの利活用を考察する中、市民との信頼関係を深め、妊娠から終末医療までを託することのできる、完結型総合病院とすべく方策を講ずることが、財政問題への有効な処方箋となるのではないのでしょうか。

そこで、4つについて質問をいたします。

病院の受付に問診をする、あるいは案内をするというふうな形の中で、市民に一番近い立場の職業である、保健師の配置をお願いしていただきたいという提案です。現場ですけれども、しいて言うならば、あまり必要でない診察を受けに来る患者さんも多いような話を聞いております。そういう方がいる中で、なかなか窓口でのセレクトがうまくいかず、待ち時間が長くなったり、あるいは急を要する患者さんが苦痛を迫られるというふうなことが起きているような話も聞きます。そんなことで、窓口のスムーズな対応をするための保健師の配置を提案いたします。

次に市の介護包括支援事業の中に、病院の利活用が多少、載っているようであります。地域住民との距離を近づけるため、率先し、病院スタッフを市民の中に派遣するような事業を、市独自の事業として行っていただきたいというお願いです。

そして、3番目です。

病院が赤字というふうなことは、先ほどから出ております。しかし、聖域なき財政改革の中、この病院に対して、なんらかの経費削減等の取り組みの要請をしていたでしょうか。大綱の中には、平成22年までに昨年度、平成17年度の経費の20%の削減というふうにあります。先に数字あり、医療の現場で先に削減をしろというのは、どのようなお考えに基づいて、このような数字が出てきたのでしょうか。

そして、4つ目です。この2つの市立病院の、これから関係について、お聞きしたいと思います。

診療科目も同じような病院体系でありますから、2つの病院がお互いに協力し合うような形の中で、診療科目の見直し等できれば、あるいはお考えがあれば、お聞かせください。

最後に、大綱の中には市民との共労が必要という文言も当然あります。そして一方で、この病院についても、指定管理への移行というふうなことが書かれてあります。検討の末、20年、21年ぐらいにその方向で進みたいというような記載がありますが、先ほど言いましたけれども、病院の経営はお金を儲けるというふうな方法でやるべきなのか。市民の、あるいは市の財政を考えた中で、トータルで市民病院を活用する方策をお聞かせください。

以上です。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

4番、千野秀一議員の市立病院運営についてのご質問にお答えいたします。

最初に、病院受付へ保健師の配置についてであります。受診の前の問診は、利用者が適正で効率的な医療を受けるために、医療に精通した保健師や看護師を受付窓口等に配置し、来院する方々の病状を把握しながら、診療科目へ案内することは大事だと考えております。市立病院が2つとなりますので、病院関係者とも協議するとともに、人事・財政面にも関係しますので、慎重に検討してまいります。

次に、病院スタッフの派遣についてであります。

現在、各種健康診断、予防接種など市が行っている予防事業には、市立病院の医師を派遣しております。今後は総合健診結果に基づき、地域で開催する健康相談、健康指導には講師として医師などを派遣するなど、市民の健康づくりを積極的に進めてまいります。

次に、病院の財政改革についてであります。

医療法や療養担当規則等に基づき、医療技術職の配置を行っております。人員削減については人事の交流、業務の見直しをする中で検討してまいります。

コスト削減につきましては、平成17年度から施設の管理委託、医療機器の購入など特殊なものは除き、入札、見積り合わせなどを行ってまいりました。今後は2つの病院の薬剤、診療材料費、医療消耗品、消耗備品を一括購入するなどして、経費節減に積極的に努めてまいります。

次に、両病院の関係強化策についてであります。

合併に伴い、2つの病院が北杜市病院事業として一本化されることから、さまざまな問題に対して事前協議が行われました。また今議会に一本化した平成18年度予算を提案するなど、

両病院の連携強化に取り組んでまいりました。今後は休日・夜間の緊急医療体制において、診療科目の重複を避ける緊急時の応援体制を確立する、職員の研修を共同で行うなど、連携強化を積極的に努めてまいります。

いずれにいたしましても、行政改革大綱でお示したように、民営化や指定管理等を視野に入れる中で、徹底した内部努力による高率化を進めるとともに、経営のあり方について、抜本的に見直し、財政負担の軽減を図ってまいります。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

4番議員、再質問はございませんか。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

病院経営が黒字になるということは、市民なり患者が医療費を支払うということであって、それを負担する市は出費がかさむという形です。ですから、病院が黒字になることは、市民も市も赤字になると、そういう構造ですよね。ですから、できるだけ今ある病院を、先ほどの診療科目の見直し等もする中で、有効に使っていただいて、その上で指定管理もというふうな、視野に入っているという答弁でありますけれども、そのことには慎重に、そして今までそういう2つの病院が市立病院として、今回、初めて誕生したわけですから、ぜひその活用をやってもらった上で、指定管理に移行していってほしいというふうに、重ねてお願い申し上げます。

○副議長（古屋富藏君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

行政改革大綱は基本的には尊重して、とりあえず5年計画で改革に努めていきたいと思っています。その中での病院事業でありますけれども、基本的にはこれから両病院がしっかり自立、頑張っていたきたいと思いますが、現状でも結果として大変な赤字で、一般財源から繰り入れていることは確かであります。この一般財源からの繰り入れが大変厳しい時代を迎えておりますので、いろいろな意味で指定管理者も含めて検討していかなければならないということ、先ほど答弁したわけでありますけれども、このへんは推移を見守りながら協議していきたいと思っておりますので、今日のところはご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

4番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

以上で4番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

次に21番議員、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○21 番議員（鈴木孝男君）

昨日、鈴木議員も行政区について質問がございましたが、改めて質問させていただきます。行政区について、お伺いいたします。

北杜市には、162の行政区がありました。しかし大泉で29が11になり、そしてまた小淵沢町が入るということで13区が増えるわけですが、結果として157区の行政区を有しているわけでございます。そして、北杜市が区長の報酬を6万円、素直に決めたわけでございますが、ほかの市をちょっと見てみましたら、例えば韮崎市、区長は9万3千円、区長代理は1万5千円、そして各組の組長さん、100何十人ぐらいいるそうですが、1万2千円はいつておるわけでございます。そして、そのお隣の甲斐市の場合は50世帯以上の場合は10万円、50世帯以下の場合は5万円、そして世帯数掛ける350円ということだそうです。そして、そのほかに広報を配布しますね、交付委託料として、これも出るんだそうでございます。そして、見てみたら区長とは書いてないですね。そこにあったのは、行政連絡調整員さんということになっておりました。区長さんという、呼び名はどうなのかは分かりませんが、そして南アルプス市においては、1,800円掛ける世帯数ということでございました。

例えば、この北杜市の6万円になる前ですが、長坂町であっても、それは6万円以上であったはずで。中には30万円というところもあったでしょう。たまたま私のところは武川町でございますが、武川町でも私のところは14万円でございます。そして、その14万円がいきなり6万円になったわけです。次に今度、区長さんのやり手がないんです。それは当然ですよ。14万円もらっていたのに、今度は6万円と同じ仕事をやれというわけですから。それはなんとも言いがたいところでございますが、どの区だって区長1人で運営していくことはできないわけです。例えば、会計だとか代理者とかというふうな構成になっておるだろうという気がいたしますが、そしてその補助の人たちにも、燃料代もないわけでございます。

私が思うのは、その区の行政というものに対して、やる気をなくすということが非常に怖いことだなというふうに思っております。区の行政というのは、公民館活動の主体となり、あるいは地域の環境整備を担っておるわけです。ぜひとも、役員報酬という中で見直しをしていただけないかというふうな気がいたします。

次に北杜市は山あり、高原ありのリゾート地として、そして大変、自然に恵まれており、あるいは別荘、あるいはセカンドハウスとでも言うんでしょうか。大変な増え方をしておるだろうというふうに思います。今現在、北杜市にはどのくらいの別荘、あるいはセカンドハウスが建っておられるのでしょうか、町の順に答えていただきたいと思います。

例えば、今、私が心配しておるのは、別荘というものがございます。私の家の下にも40軒ぐらいの別荘があるわけでございますが、その人たちから北杜市が何をいただけるかと言いますと、それは固定資産税でしょう。あるいは、均等割の市民税なのかもしれません。そして、その人たちが要求するのは除雪作業、これはいいですね、そんなにかかることではございません。ただ、そこでゴミは、本来はその人たちが自分たちで衛生業者と契約して、その人たちが1人で自主運営しておるわけでございます。

今、日本では個性ある地域の発展と、知恵と工夫による活性化を国が中心となって進めており、多くの自治体が特区認定による、まちづくりを目指しております。

北杜市におきましても、多くの別荘を抱えており、別荘の住民のため考えてみる必要があると思います。

別荘の人たちはかなりの率で中央自動車道、高速道路を利用しています。高速自動車道の割引回数券、道路公団から市が買い受け、その券を住民に買っていただく。高速自動車道は道路公団ですので、認定というわけにはいかないかもしれません。しかし、国土交通省の直下にある団体でございます。それが市長の政治手腕ではないかというふうに、私も期待しておりますのでございます。

高齢化比率の高い北杜市、そして別荘に住んでいる皆さん方、あるいはセカンドハウスとして使っている皆さん方の共存、共栄できる手段、それは本当に、そんなところではないですよ、私が本来こんなことを言うのではなくて、皆さんのほうから提案されてほしいような気がするわけですが、私は、それはいけるのではないかと考えております。それは公団だけでもいいではないですか。公団だって、たくさん車を持っているところに安くしているのですから、できない話ではないと思います。ひとつよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

21番、鈴木孝男議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行政区についてであります。

行政区長の皆さんには、市政の推進をはじめ行政文書等の配布等に大変ご尽力をいただいております。衷心より感謝を申し上げる次第であります。

合併前の行政区長・班長および組長など、各町村の組織はさまざまであり、報酬も格差がありました。今さら旧町村のことを述べるのもどうかと思いますけれども、鈴木議員が述べられたので、参考までに旧町村の資料をまくらせてもらいます。

明野が区長さんに年間4万円です。須玉が4万円、高根が6万円、長坂が6万5千円、大泉が3万5千円、白州町が12万円、武川が9万円でありました。このため当時、町村長で構成する運営調整会議において議論を重ね、基本額を年額6万円と定めたところであります。愛郷心と連帯感がなければ、この制度はできないと私は思います。ご理解ください。

ご指摘の報酬が低いということですが、当面は現状の報酬額でお願いしてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

次に別荘、または類似した施設の戸数についてであります。

これにつきましては、地方税法第294条第1項、ならびに北杜市税条例第23条第1項で規定している、市民税均等割納税対象数として、本年の1月1日現在、8,104戸となっております。町別は資料が間に合いませんので、後日にさせていただきたいと思っております。

次に、認定ハイウェイ特区申請についてであります。

地域からの自発的な提案に基づいて、障害となる規制を特例区に緩和するのが特区制度であります。現在、中央自動車道の管理は民営化により、中日本高速道路株式会社となっており、民間となったことから特区の申請には、なじまないものであります。国の特区推進室にも、高速自動車道の料金割引について、確認させていただきましたが、検討対象外になるとの見解をいただいております。このような状況をふまえ、市といたしましても、高速道路料金割引に対する特区申請は、無理かと思っております。

そうはいつでも、民営化の調書もこれから議論の中では出てくるかもしれませんが、そのときには乗り遅れないように頑張ります。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

以上で市長の答弁が終わりました。

21番議員、再質問はございませんか。

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

8,100戸という別荘といいますか、セカンドライフの、それはやはり北杜市として何らかの共存、共栄の図れる付き合い方、これは絶対に構築していく必要があると思います。ただ、別荘が出た、眺めている必要はないと思います。皆さんもよかった、北杜市もよかったという方策をお願いいたしまして、それは要望で結構です。

ありがとうございました。

○副議長（古屋富藏君）

答弁はよろしいでしょうか。

（なし）

以上で21番、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、日程の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決しました。

暫時休憩。

4時40分から再開いたします。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時40分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

3番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

私は平成18年第1回北杜市議会定例会にあたり、明野廃棄物処分場問題と市政運営における市長の政治姿勢について、市長の見解をお尋ねいたします。

まず、明野廃棄物処分場問題についてであります。

この問題は申し上げるまでもなく、山梨県の環境行政のあり方が問われる、大きな課題であるとともに、この施設の受け入れを積極的に進める白倉市長の、首長としての見識が問われている問題でもあります。

さて、私は今議会において、この処分場問題のメインテーマであります地元同意と安全性に

ついて、改めて市長の見解を確認いたします。

地元同意が得られているか否かについて、私と市長の見解は大きく分かれております。市長は従来より、県が主張する平成6年の条件つき賛成を根拠として、同意が得られていると主張しておりますが、昨年10月14日に開催された峡北地区最終処分場整備検討委員会において、議長である小野葦崎市長は、地元合意の取り付けについては、地元の北杜市長にお願いする旨の発言を行い、委員会の了承を得ております。このことは、地元合意が得られていないことを整備検討委員会自身が認めた決定であります。この事実をふまえると、白倉市長は地元の同意なしで、処分場計画を進めていることとなりますが、さて、そこで、今後、地元の合意形成をどのような方法で行うのか、市長の見解をお尋ねいたします。

次に、この計画の安全性についてであります。

市長は従来より、明野処分場について、山梨県が説明する受け入れ廃棄物、遮水構造、排水基準等、全国トップレベルの安全性を備えた施設論と規模縮小に伴う廃棄物量の減少を根拠に、安心・安全な施設になると主張しておりますが、この処分場計画で危惧されるのは、微量で人体に悪影響を与える重金属類が大量に埋め立てられることであります。施設の安全性を声高々に主張する山梨県でさえ、地下水汚染の危険性を考慮して、裁判の中で予定地の上流域に代替水源確保を約束しているほどであります。

市長が主張する廃棄物量の削減で、安全性が担保されるような施設でないことは明白であり、地元首長として、住民の将来にわたっての生命と財産を守る責務を担うべき、市長の認識を危ぶむ声が挙がっておりますが、この件に関し、市長の見解をお尋ねいたします。

次に今後、この計画は処分場の位置および規模の縮小、あるいは設置許可が下りたのちの時間経過の中で、再度、事業主体である事業団が山梨県に対し、許可内容の修正申請を行うと聞いておりますが、今後、北杜市に事業団から申請が予想される許可項目について、具体的にお示しを願います。

2つ目の大きな質問であります。市政運営における市長の政治姿勢について、2点にわたってお尋ねをいたします。

1点目は政策実施する上で、市民に説明責任を果たしているのか、疑問視する声が市民から寄せられておりますので、具体的に事例をひいてお聞きいたします。

市民の目線での市政運営を標榜している市長の市政運営において、言葉と現実の行為と乖離している事例が見受けられます。例えば、指定管理者制度実施に向けて、市民に導入の目的と効果、あるいは市民生活への影響等を含めた市の理念が明確に示されないがため、市民をはじめ利用者の中に、大きな不安感が広がってきております。さらに導入後の運営についても、制度の周知不足に基づく利用者の理解不足による混乱も、心配をされるところであります。

これら制度導入決定時点で十分予想されたことであり、すでに議会においても審議の長期化という不測の事態を招いており、現時点において制度導入のメリットが確保されるか、不安視される状況にあります。

次の事例は、市民に大きな負担を求める国保税の改定であります。

この問題につきましては、昨日の一般質問で同僚議員から指摘がありましたので、多くを申し上げませんが、合併構想に反して大幅な増額となる今回の改定については、政治的意味合いからも、市長より市民に対し、明確なお詫びと理解を求める、十分な説明が行われて然るべきものと考えますが、現在も十分とは言えない対応となっております。

私は、以上の2つを例にとっても分かるように、市長の市政運営が市民の目線で行われているとは言いがたいと考えますが、見解をお尋ねいたします。

2点目は、今後の市政運営のあり方について、私見を交えながら、今後、運営を一極集中型で行うのか、あるいは市内に拠点を設け、分散型で対応するのか、市長の見解をお尋ねいたします。

来たる3月15日には小淵沢町と合併し、新北杜市としてスタートを切ります。約600平方キロメートルに及び、広大な面積を要する自治体となるわけであります。このエリアで活動する約4,800人に及び市民のニーズに応え、個性豊かで活力みなぎる社会、あるいは地域づくりを目指す一方で、効率的な行財政運営も視野に入れることは、「言うは易く行うは難し」を地でいくものと想像せざるを得ません。

この観点をふまえて、本定例会で市長が表明された所信、あるいは18年度当初予算の中身を見ますと、権限の中央集中、あるいは一極集中型を目指すものと受け止められる政策が目につきます。

例えば北杜給食センターの考え方、あるいは包括支援センター設置に伴う総合支所よりの保健師引き上げ等であります。合併により、旧町村時代と異なり、職員の業務も質・量とも高度化、増大により必然的に職員の業務の専門性が求められるため、本庁に機能を集約する必要性は一面認められるところではありますが、市民の顔が見える業務遂行が失われた行政運営からは、市民の求める市政は生まれることはなく、また市民のニーズに応えられない無駄な政策を生み出す可能性も懸念をされます。財政の非効率化につながる危険が大であるとも言えます。

私は、北杜市は広いエリアに拠点を設け、権限を分散し、市民の身近での行政運営の実施により、市民との協働を生み、個性ある自治体経営が可能と考えるものでありますが、市長の見解をお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野最終処分場について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、地元の合意形成についてであります。

公共関与による廃棄物最終処分場について、地域合意を形成し、事業を推進していくのは、当然のことながら、県および事業主体である山梨県環境整備事業団であります。明野町浅尾の現計画地については、平成6年に朝神8地区の条件つき同意を得ていること。峡北地区最終処分場整備検討委員会でも決定していること。これらを前提として、環境整備事業団では平成12年から地元の財産区と処分場の借地契約を締結しており、借地料も6年間、滞りなく払い続けていることなどから、県では地元合意がなされているものとしており、本市としても同様に考えております。

昨年10月14日に開催された、峡北地区最終処分場整備検討委員会において、同委員会の議長から地方自治体の首長は、地元の合意形成に努めるべきであるという趣旨の発言がありました。浅尾の現計画地については、先ほど述べましたとおり、すでに合意がなされていると考

えており、議長のその発言は一般論として、地元の首長の役割を述べたものと理解しております。

次に処分場の安全性についてであります。

明野処分場につきましては、国の基準を10倍上回る排水基準や三重の遮水構造を採用するなど、現在の最高技術で他県の公共関与の処分場と比較しても、トップレベルの安全性に配慮した施設であると理解しております。

昨年末には、処分場の建設や運営にあたりまして、安全性に万全を期すため、県と事業主体であります環境整備事業団との間で、明野処分場の安全対策等にかかる基本協定を締結したところであります。

この中で、埋め立て廃棄物量を減らすことは、長期的な観点から処分場の安全性向上につながることをふまえ、現計画の埋め立て廃棄物量をおおむね3割程度減量し、規模の縮小を図ることとしたところであります。

また、安全面に万全を期すため、公害防止協定の締結や住民の代表も含めた安全管理委員会の設置などを行うこととしたところであり、県および環境整備事業団と協議を行う中で、早期に具体化していく考えであります。

次に、処分場にかかる本市の許可等についてであります。

処分場の設置にかかる本市所管の規制としては、法定外公共物、赤線について、北杜市法定外公共物管理条例に基づく使用許可が必要になると考えられます。また、1千平方メートル以上の一団の土地の開発行為については、北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例に基づく市長の同意が必要であります。明野処分場の設置については、廃棄物処理法の許可を受けることから、同条例第5条第2項の規定により、適用除外になるものと考えております。

現在、事業主体であります県環境整備事業団では、規模縮小に伴う処分場の見直しを鋭意進めているところであり、今後その内容についての報告を受ける中で、申すものはしっかり申し、適切に対応していく考えであります。

先ほど、篠原議員がこの誘致を、私は積極的にと申されたわけでありまして、積極的にとは別としまして、少なからず造らざるを得ない、避けて通れないというのが私の立場であります。

次に、市政運営における市長の政治姿勢についてであります。

最初に、政策についての市民への説明責任につきましては、市議会での説明や広報ほくと、市のホームページを通じ、また地域委員会への報告やCATVの番組の中で、市民の皆さんにお知らせしているところあります。

今回、多くの施設で導入する指定管理者制度については、北杜市指定管理者制度導入にかかる指針、公募の告知、指定の結果を広報誌とホームページで公表しているところあります。この指定管理者につきましても、地方自治法の改正で、民でできるものは民でということの基本にしながら、財政改革とサービスの向上、そして事業の効率化、こんなことの大義の中に進めたわけでありまして、特に北杜市は公の施設がご承知のとおりであります。そういう中で数も多かった、また議員のご指摘・ご指導もあった、そんな中で4月1日の円満なスタートを期待したいところあります。

次に、国民健康保険税率の改定についてであります。

国保税は平成18年度から、均一課税で行うことが合併協定項目で決められており、来年度

課税に向け、準備を進めております。毎年、医療費が高騰しているにもかかわらず、旧町村によっては、10年以上も国保税の引き上げを行ってきませんでした。こうしたことから、介護保険制度見直しの2期目、平成15年度ごろからは、高齢者の割合が高い等、国保会計にとって、その影響が徐々に表れ、いまや逼迫した状態であります。

このような状況の中で、平成18年度からは国保税の引き上げをせざるを得ません。しかし、市民の皆さんの負担を少しでも軽減するべく、平成18年度から3カ年計画で、基金を活用し、引き上げ幅を最小限に抑えることといたしました。国保運営協議会には、昨年夏から3回にわたり、国保会計の厳しい状況を説明してきましたが、今回の税率改定につきましても、一定の理解を得られたところであります。

また、市議会には去る2月16日に開催された議員協議会において、これまでの経過説明をさせていただいたところであります。市民への説明につきましては、市の9月および1月の広報に国保運営協議会の審議内容や、厳しい国保会計の状況をお知らせしてまいりました。今後、全世帯に国保の状況や医療費抑制に関連したパンフレットを配布するなど、国保制度の趣旨、普及活動を積極的に行ってまいります。また、安定した財源確保のため、市民の皆さんの理解を求め、収納率向上に向け、鋭意努力してまいります。

次に一極集中型、分散型についてであります。

市では、行財政運営の基本指針となる行政改革大綱を過日、策定いたしました。この大綱は、これらの市政運営の方向を示すものであります。

北杜市は7町村が合併したことから、多くの類似施設があります。これらの施設は各町村が、それぞれの時代に住民の要望に応え、整備してきたものでありますが、たびたび申しますとおり、北杜市という物差しで見ると、極めて重なる部分があります。

こうしたことから、機能の集約や施設の統廃合を行うことにより、職員の削減や固定経費の削減といった構造改革が図られるものであり、かつ二次的効果として、他用途への転用など、有効活用が図られるものであると考えております。

施設の統廃合を進めるにあたっては、それぞれの施設の機能や生活圈等により、何カ所かに配置すべきもの、あるいは1カ所での対応が適当であるものなどを見極める必要があります。そのため、各施設の機能をサービスとコストの面や市民サービスの維持の観点から、多くの議論や検討を重ねてまいりたいと思います。

一極集中型か分散型か、これからいろいろ議論しなければならないですけども、勝手に言えばケース・バイ・ケースになるかと思えます。でも、私も市政推進の政策の柱に掲げてありますとおり、これを合併のあと、連帯感を持って、連帯感ある北杜市の和の杜づくりを進めていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございませんか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問させていただきます。

処分場の検討委員会での対応に関してでございますが、ここも市長と見解が分かれる、市長

の答弁になってしまいましたが、小野市長、議長の発言は議事録を見ていただいても分かる通り、どう考えても、あの時点の発言は合意形成を市長に委ねた発言であったということは、私のみならず、その場面をご覧になった皆さんは、ご理解いただけたというふうに思います。このことを、これ以上、申し上げても、先ほどと同じ答弁になると思いますから、申し上げることを控えさせていただきます。

それから、合意形成に関する平成6年うんぬんの話がございましたが、昨年10月14日の時点でも合意形成に関して、議長からこういう発言があるという事実、それをやはり、白倉市長は真摯に受け止めていただきたい。そのことをご指摘させていただきます。ご見解をいただきたいと思います。

それから安全性に関する問題でございますが、市長が1点、勘違いされている部分があると思いますから、訂正をさせていただきますが、国の基準の10倍を上回る基準設定であるというお話がありました。確かに、それはございます。しかし、それはあくまでも、水処理の中のダイオキシン除去に関する数値だけであります。それ以外は一切、そういうことはございません。ダイオキシン問題が、あの当時、声高に叫ばれた中で、県が村の安全対策委員会の中で、その点だけの対応を明確にただけでありますから、あたかも、すべてが国の基準を10倍以上、上回っているごとの発言に受け取れますが、ここは市長の勘違いだと思いますから、ご訂正を願いたいと思います。

それから2つ目の質問に対してでございますが、指定管理者制度、あるいは市長の説明責任の部分に絡むところですが、指定管理者制度そのものを、私も否定するつもりは、まったくございません。問題は指定管理者制度が狙う、目的を達するために、しっかりと市民にその内容を周知しておかないと、いくら市が、その制度の活用を謳っても、現実に利用するのは市民ですから、その市民への説明を、理念を持って明確にさせていただきたいという、私の指摘でありますから、そこもぜひ、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、国保税に関しても同じでございます。財政状況については、るる説明をいただき、その必要性について、私も否定をしているものではありません。しかし、少なくとも合併時に明確な約束をしたわけありますから、結果がどうであれ、そのことを実現できなかったことは事実ですから、そのことに対して、市長としてコメントをされる、私に言わせれば、はっきりと明確にお詫びの言葉が出てもいいのではないかなという指摘でございます。当然のことだと私は思いますが、その点のご見解も、もう一度求めます。

それから、最後の今後の市政運営のあり方、一極集中、あるいは分散ということに関してでございますが、市長の答弁は施設の統廃合に限定した答弁となっているように、私は感じられましたが、これは施設の統廃合のみならず、これから、いずれ出てくるでしょう、すでに大綱でも示されています学校の統合問題に関してもそうでしょうし、支所のあり方についてもそうでしょう。それらも含めての大枠での、市政運営の基本的な部分にふれるところをお聞きしただけでございますから、ぜひ、その理解でお願いしたいと思います。

私は効率とともに、この市が大きなエリアで、分散している、この北杜の行政需要に関する経費がかかることを逆手にとって、分散を生かす市政運営があってもいいのではないかなと。一概に集中化の効率化のみを求めるだけでなくして、視点を変えることも必要ではないかなという思いの中で、質問をさせていただきました。

以上です。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

たくさんいただきまして、走り書きをしたんですけども、落ちたら、また請求してください。

まず最終処分場の安全性の問題でありますけども、私も国の基準より10倍、厳しく位置づけたというのを、決して、私も、すべてがそうとは思っていません。多くの基準がそういう姿勢で、県は対応したはずでありますという思い、その思いがこの安全性に対する、この処分場の精神だということで、ご理解していただければ、国の基準より、すべてが10倍だったということは申すつもりもありません。そういう、くどいようですけども、国の基準よりも、10倍もクリアした施設にするような、この明野処分場に対する施設の思いだけは、市民にも関係者にも理解してほしいなという思いでいることは、確かであります。

それから指定管理者といわず、国保といわず、あるいは最終処分場といわず、そうだと思いますけども、市民説明については、当然、今日的行政として大切なことですので、説明をしていきたいと思えます。たびたび、多くの議員からも指摘されているし、その都度、やれ広報誌だ、なんだかんだ、CATVだと言っているとおりでありまして、そのへんの市民説明の位置づけと責任は感じておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

もう1つ、国保会計に対しての話でありますけども、謝る、謝れという問題ではありません。この国保事業が、国保会計が失敗したとか、なんとかということではありません。ただ、率直に言えば、さっき、私が答弁しましたとおり、10年間も国保会計の見直しをしなかった、合併があったからか、なかったからかは私には分かりませんが、当時の為政者に聞かなければ分かりませんが、合併があったからか、なかったからかは分かりませんが、少なからず10年間、国保税の見直しをしてこなかったことがしわ寄せになっていることは確かで、一つの見通しの甘さはあったと。改正に対する先送り感があったということは、確かであります。そういう意味からすれば、この合併協定書の中でも18年度から見直すというふうになっている中で、そろばんを弾いたんならば、ご提示した数字になっているということであります。

だから、私どもからすれば、今の北杜市の国保会計の、さっき言いました逼迫した状態を考えるならば、どうしても数字的にはこうなりますよということで、その数字はよく分かっていると。市民に住民説明をしっかりしろというのが、議員の皆さんの統一した考え方であると思えますので、そのへんの理解については、全力で応えていきたいと思っております。

そのへんが、走り書きした自分のメモでありますけども、もし不足の点がありましたら、ご質問いただくなり、また違う機会でも説明しても結構だと思います。

以上です。

○副議長（古屋富藏君）

答弁の中で、一極集中、分散型の見解について。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

失礼しました。

合併した、どこの自治体でもそうでありますけども、そのへんは本当に重要な位置づけになるはずであります。もっと分かりやすく言えば、市役所の位置問題を含めて、考えなければな

らない問題であることも確かであります。しかし、この合併のあとの市役所の問題も避けて通れない問題でありますので、18年度予算には1億円、市役所の建設に向かった基金もお願いしているところであります。市役所が決まった中で、諸施設の均等という問題も出てくるし、こういう施設はこっちがいい、あっちがいい、この北杜市の地形を考えたときに、市役所を中心とした一極集中ということは、考えられないというふうには思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

はい、白倉市長。

○市長（白倉政司君）

失礼しました。

18年度予算でなくて、17年度の補正でありました。失礼しました。

○副議長（古屋富藏君）

3番議員、篠原眞清君に申し上げます。

残り時間は1分26秒でございます。

まだ、質問はございますか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

1分だけ、お話をさせていただきますが、説明責任に関する部分であります。従前から同僚議員の質問に対して、あらゆる手立て、特にホームページ、あるいはCATVですか、いろいろなものを使ってというお話であります。1つ、これは申し訳ないんですが、私どものホームページを見ていただいても分かるんですが、非常に他との比較の中で言うと、公開されている情報が少ない。北杜市の市というのは、どういう市か。いろいろの計数をはじめ、いろいろなものをひこうとしても、それが出ていない。どういう市なのか、外部から見られる方は分かりにくいのではないかなと、もったいないなという気がしております。そこまでに留めます。

終わりに1点。私が市長に求める市長像を、終わりに一言、申し上げさせていただきます。

私人にあっては、命がけで家庭を守る方であってほしい。公人にあっては、命がけで市民と市長を支える職員の環境を守る市長であってほしい。そして個別問題で申し上げるならば、明野の処分場に関しては明野の町民を、その処分場問題に賛成、反対関係なく、同じ北杜の市民として、同様に命がけで守る市長であってほしい。そんなことを思います。

大変、申し訳ございませんが、よろしく願います。

○副議長（古屋富藏君）

要望ということで、回答は結構ですね。

（はい。の声）

以上で3番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

次に16番議員、小林元久君。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

大規模太陽光発電施設誘致について、質問いたします。

市長が所信表明において述べられました、大規模太陽光発電システム実証研究施設の誘致に

ついて、お伺いいたします。

京都議定書発効から1年、地球温暖化防止対策に国民の関心が高まっており、新聞・テレビ等に毎日のように報道されているところです。市民の関心は、かなり高いものと感じておりません。

北杜市も、本年4月より太陽光発電装置を設置する個人住宅に補助金を出すことになり、自然エネルギーの活用を進めています。この太陽エネルギーを利用して、発電を行う太陽光発電システムは発電過程において、まったく排出物を出さないクリーンなシステムであり、エネルギー、セキュリティおよび地球環境保全の観点からも、極めて重要なものです。

幸い、北杜市は日照時間日本一の地として知られ、茅ヶ岳、八ヶ岳ふもとでは、個人住宅や民間企業においての、小規模容量の太陽光発電装置を目にするようになりました。

このような中、国において大規模太陽光発電システムが水力や火力発電と同様に、有効であるかを実証研究するための施設を、平成18年度より計画し、全国から、その候補地を募集するにあたり、その誘致活動を市が行うとのことですが、その事業の概要、市として誘致する場合の場所および理由、その事業を実施する場合に、市の財政負担があるかどうか、お伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

16番、小林元久議員のご質問にお答えいたします。

私は国レベルでの太陽光発電施設を誘致したいと考え、昨年6月と11月の2回にわたり、内閣総理大臣、経済産業大臣等、関係機関に要望を行ってまいりました。そのような中で、平成18年度から国の地球温暖化防止対策の一環として、新エネルギー産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOであります。太陽光発電の研究を委託する大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究、この事業が計画されております。

この事業は、京都議定書発効によるCO₂削減の中、大規模の太陽光発電を急速に導入する必要があることから、導入に際しての電力系統への影響、太陽光発電出力をどのように平準化していくかの研究を行うものであります。また、併せて太陽光発電を国民にPRするという目的もあります。

事業は平成18年度から5年間で詳細計画の策定、施設建設、実証研究を行います。容量は7千キロワット程度。総事業費は100億円で、全額NEDOから委託金により、事業は実施されます。あくまでも応募者による提案により、事業が決定されるものですので、応募にあたっての提案書策定経費等は、応募者の負担となるところです。

したがって、新年度に入って、公募条件が示されたところで、内容を精査の上、これらの経費を計上させていただく考えであります。

なお、施設の立地条件としましては、日照時間などの気象状況。7ないし10ヘクタール程度の土地の確保。周囲の交通網、よく見えるかどうか、PRできるかというようなことがあると思います、見えること。周囲の企業立地状況などが想定されています。

わが北杜市は日照時間日本一であり、中央自動車道で首都圏から2時間という利便性や八ヶ

岳南麓などに多くの観光客が訪れていることから、立地条件には恵まれております。候補地につきましては、これらの条件を考慮いたしまして、長坂町夏秋地区の農村地域等工業導入促進地域、約9ヘクタールがいかがなものかと考えております。

全国で20近くの地区から応募があるようですので、厳しい状況ではありますが、誘致に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

16番議員、再質問はございませんか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

今、市長の答弁を伺いまして、この施設は市の財政負担がほとんどないというようなことのようにございます。市としては財源の少ないときに、一番有効な施設ではないかなと、こんなふうに思いますが、2、3点、ちょっとお伺いいたします。

夏秋というようなこととございますと、農地だと思ふんですが、農地、それから地域住民のほうの対応について、どんなふうにお考えか。

それから2点目といたしまして、この発電システムは全国で初めてというようなこともありまして、素晴らしい観光施設に変身するのではないかなと、こんなふうにも思うわけでございます。そんなことから、観光と施設の計画は考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

それから実証研究というようなこととございますので、期間はどのくらいの期間なのか。それから、いろいろ大きい、7千キロワットというような大きい施設でございますので、たぶん売電ですね、期間中の売電、それから期間が過ぎた場合、それについて、どのくらいの買い取りとか、いろいろあるかと思いますが、そういうようなことが分かれば、ご説明をいただきたいと思ひます。

それから、今1つ、実証研修というようなことで、たぶん、あそこには職員も就くのではないかなと、こんなふうに思ひますので、地元の雇用なんかもあるのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○副議長（古屋富藏君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

さっき、私が具体的に夏秋地区というのは、長坂町の時代から、あそこに農村地域と工業導入計画の延長上の土地があります。それを意識しての発言であります。

あそこは議員ご承知のとおり、中央道から上り線、下り線、まともに見えるということでもあります。エネルギー庁の関係者に聞きますと、私もさっき、ちょっとご説明しましたが、国民にクリーンエネルギーをできるだけPRしたいと、見てもらいたいと、こんな本音もあるわけでありまして、私どもからすれば、中央自動車道は上り、下りに1日2万7千台くらいが通るわけですので、夜は見られないものの、相当アピール力はあるだろうという思いは持っています。

そんなこんなでありまして、この事業を夏秋地区に説明するのも、率直に言って苦しかった

です。なぜといたら、さっき言いましたとおり、日本中がこの事業に注目されて、20ぐらいの自治体が手を挙げていますから、20分の1の確率とは言いませんが、相当、厳しい確率であることは確かですので、地元説明をすると、どうしても期待感が膨らむから、明日にも来そうだということで、変に期待も持たせては困りますから、住民説明は非常に、くどくブレーキをかけたことは確かであります。

したがって、具体的に雇用だとか、あるいはうんぬんという問題については、捕らぬ狸の皮算用感もありますから、これ以上の説明は控えさせていただきます。

ただ、せっかくですから、さっき、私が言った国が考えている太陽光発電については、さっき7千キロワットとか言ったのは、おおむね日照時間1千時間あります。そうすると、ミニ水力発電の話と似てきてしまいますが、1キロ10円だとすれば7千万円ということになるわけです。でも、私どもの地域は明野といわず、長坂インター近辺といわず、日照時間が2千ないし2,500時間が想定できますから、1千時間で7千万円ということですから、計算できれば、できる数字が見えてくるわけでありませう。

何はともあれ、銭金のそろばんよりも、私ども北杜市がクリーンエネルギーを推進している市の立場としても、あるいはまた、北杜市の特徴としても、ぜひ、観光振興もありますが、いろんな意味で、おもしろい事業だと思っておりますので、全力で頑張っ、人事を尽くして天命を待つと、議員の皆さんにもご支援をよろしく願います。

以上でございます。

○副議長（古屋富藏君）

市長の答弁が終わりました。

16番議員、まだ質問はございますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

今、実証研究システムの期間と、何年ぐらいなのか。それから期間が過ぎた場合に、もし、あそこにくるとしたら、どんなふうになるのか。その後の買い取りになるのか、無償で、市が事業主体で受けるのか、そういったことが分かればお願いしたいと思っております。

○副議長（古屋富藏君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど答弁漏れがあったようで、申し訳なく思います。

私が聞く限りでは、国は5年ほど研究をして、そして願わくは蓄電研究を、目的の大きな柱になっている話も聞いています。5年経つと、たぶん地元の自治体に無償で払い下げになると思います。相当、計算が出るような話になるわけです。

もう一つ、JR小海線が今日的にハイブリットカーを近々運行するというお話も、私どもがNEDOへ向かってアピールするには、大変、好材料になっているような感じはします。参考にしてください。

以上であります。

○副議長（古屋富藏君）

以上で16番、小林元久議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月13日、午前10時より開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時30分

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 3 日

1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会定例会(4日目)

平成18年3月13日
午前10時00分開議
於 議 場

審議事項なし

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松一雄
3番	篠原眞清	4番	千野秀一
5番	五味良一	6番	利根川昇
7番	渡邊陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川哲男	10番	秋山九一
11番	小尾直知	13番	風間利子
14番	田中勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林元久	17番	小澤 寛
18番	篠原珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田俊彦	21番	鈴木孝男
22番	細田哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本治年	25番	中村隆一
26番	中村勝一	27番	岡野 淳
28番	小林忠雄	29番	小澤宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊英子
34番	中嶋 新	35番	小林保壽
36番	古屋富藏	37番	清水壽昌

3. 欠席議員 (な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿
代表監査委員	清水喜一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

小清水教育長は、午前の会議を欠席する旨の届け出がありました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 4時45分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

以上をもちまして、本日の会議を延会といたします。

明日は午後2時に開会いたしますので、全員のご出席をお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分

平成 1 8 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 4 日

1. 議事日程

平成18年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成18年3月14日
午後 2時00分開議
於 議 場

- | | | |
|--------|---------|---|
| 追加日程第1 | 議案第108号 | 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更について |
| 追加日程第2 | 議案第109号 | 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第3 | 議案第110号 | 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第4 | 議案第111号 | 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第5 | 議案第112号 | 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第6 | 議案第113号 | 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について |
| 追加日程第7 | 議案第114号 | 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定について |
| 日程第1 | 議案第71号 | 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第72号 | 北杜市国民保護協議会条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第73号 | 北杜市男女共同参画推進条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第74号 | 北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第75号 | 北杜市リゾート地域整備基金条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第76号 | 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第77号 | 北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第78号 | 北杜市国民健康保険税条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第79号 | 北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第80号 | 北杜市小淵沢財産区議会条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第81号 | 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例の制定について |

(常任委員会審査報告)

日程第 1 2	議案第 2 2 号	平成 1 7 年度北杜市一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 1 3	議案第 2 3 号	平成 1 7 年度北杜市国民健康保険特別会計補正 予算 (第 3 号)
日程第 1 4	議案第 2 4 号	平成 1 7 年度北杜市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 5	議案第 2 5 号	平成 1 7 年度北杜市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 6	議案第 2 6 号	平成 1 7 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正 予算 (第 3 号)
日程第 1 7	議案第 2 7 号	平成 1 7 年度北杜市下水道事業特別会計補正予 算 (第 3 号)
日程第 1 8	議案第 2 8 号	平成 1 7 年度北杜市農業集落排水事業特別会計 補正予算 (第 3 号)
日程第 1 9	議案第 2 9 号	平成 1 7 年度北杜市辺見診療所特別会計補正予 算 (第 2 号)
日程第 2 0	議案第 3 0 号	平成 1 7 年度北杜市土地開発事業特別会計補正 予算 (第 1 号)
日程第 2 1	議案第 3 1 号	平成 1 7 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業 特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 2	議案第 3 2 号	平成 1 7 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特 別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 3	議案第 3 3 号	平成 1 7 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補 正予算 (第 3 号)
日程第 2 4	議案第 3 4 号	平成 1 7 年度北杜市温泉事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 5	議案第 3 5 号	平成 1 7 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計 補正予算 (第 2 号)
日程第 2 6	議案第 3 6 号	平成 1 7 年度北杜市須玉財産区特別会計補正予 算 (第 2 号)
日程第 2 7	議案第 3 7 号	平成 1 7 年度北杜市高根財産区特別会計補正予 算 (第 2 号)
日程第 2 8	議案第 3 8 号	平成 1 7 年度北杜市長坂財産区特別会計補正予 算 (第 1 号)
日程第 2 9	議案第 3 9 号	平成 1 7 年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正 予算 (第 4 号)
日程第 3 0	議案第 4 0 号	平成 1 7 年度北杜市病院事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 3 1	議案第 4 1 号	平成 1 7 年度甲陵中・高等学校特別会計予算
日程第 3 2	議案第 4 2 号	平成 1 7 年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

日程第33	議案第43号	平成18年度北杜市一般会計予算
日程第34	議案第44号	平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算
日程第35	議案第45号	平成18年度北杜市老人保健特別会計予算
日程第36	議案第46号	平成18年度北杜市介護保険特別会計予算
日程第37	議案第47号	平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
日程第38	議案第48号	平成18年度北杜市下水道事業特別会計予算
日程第39	議案第49号	平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計 予算
日程第40	議案第50号	平成18年度北杜市辺見診療所特別会計予算
日程第41	議案第51号	平成18年度北杜市白州診療所特別会計予算
日程第42	議案第52号	平成18年度北杜市土地開発事業特別会計予算
日程第43	議案第53号	平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計予算
日程第44	議案第54号	平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計 予算
日程第45	議案第55号	平成18年度甲陵中・高等学校特別会計予算
日程第46	議案第56号	平成18年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第47	議案第57号	平成18年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第48	議案第58号	平成18年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第49	議案第59号	平成18年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第50	議案第60号	平成18年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第51	議案第61号	平成18年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第52	議案第62号	平成18年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第53	議案第63号	平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
日程第54	議案第64号	平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
日程第55	議案第65号	平成18年度北杜市病院事業特別会計予算
日程第56	議案第66号	市町村合併の進展に伴う峡北ふるさと市町村圏 基金の財産処分について
日程第57	議案第67号	峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規 約について
日程第58	議案第68号	農地等高度利用促進事業大泉地区土地改良事業 計画変更の議決を求める件
日程第59	議案第69号	字の区域の変更について
日程第60	議案第70号	字の区域の変更について
日程第61	議案第82号	北杜市内の字の区域を新たに画することについて
日程第62	議案第84号	市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及 び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入する こと、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に 編入すること並びに小淵沢町を北杜市に再編す るに伴う山梨縣市町村自治センターを組織 する地方公共団体の数の変更の件について

- 日程第63 議案第86号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例
について
- 日程第64 議案第87号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第65 議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第66 議案第89号 北杜市行政改革推進委員会条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第67 議案第90号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例
について
- 日程第68 議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例
の全部改正について
- 日程第69 議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改
正する条例について
- 日程第70 議案第93号 北杜市白州福祉会館条例の一部を改正する条例
について
- 日程第71 議案第94号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手
料条例の一部を改正する条例について
- 日程第72 議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を
改正する条例について
- 日程第73 議案第96号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第74 議案第97号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第75 議案第98号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第76 議案第99号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正
する条例について
- 日程第77 議案第100号 北杜市小規模企業者小口金融融資促進条例の一
部を改正する条例について
- 日程第78 議案第101号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第79 議案第102号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第80 議案第103号 北杜市総合会館条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第81 議案第104号 北杜市生活改善センター条例を廃止する条例に
ついて
- 日程第82 議案第105号 北杜市大泉町農業者研修センター条例を廃止す
る条例について
- 日程第83 議案第106号 北杜市白州町白須上特産品施設条例を廃止する
条例について
- 日程第84 議案第107号 北杜市白州町大坊農産物加工施設条例を廃止す
る条例について

- 追加日程第 8 委員会審査報告 請願第 1 号 請願の件（さらなる総合的な少子化対策を求
める意見書の提出を求める請願）
- 追加日程第 9 委員会審査報告 請願第 2 号 請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置
に関する請願）
- 追加日程第 10 発議第 1 号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出について
- 追加日程第 11 継続審査の件

2. 出席議員は、次のとおりである。（35名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本 静 | 2番 | 植松 一雄 |
| 3番 | 篠原 眞清 | 4番 | 千野 秀一 |
| 6番 | 利根川 昇 | 7番 | 渡邊 陽一 |
| 8番 | 鈴木今朝和 | 9番 | 浅川 哲男 |
| 10番 | 秋山 九一 | 11番 | 小尾 直知 |
| 13番 | 風間 利子 | 14番 | 田中 勝海 |
| 15番 | 浅川富士夫 | 16番 | 小林 元久 |
| 17番 | 小澤 寛 | 18番 | 篠原 珍彦 |
| 19番 | 保坂多枝子 | 20番 | 内田 俊彦 |
| 21番 | 鈴木 孝男 | 22番 | 細田 哲郎 |
| 23番 | 林 泰彦 | 24番 | 坂本 治年 |
| 25番 | 中村 隆一 | 26番 | 中村 勝一 |
| 27番 | 岡野 淳 | 28番 | 小林 忠雄 |
| 29番 | 小澤 宜夫 | 30番 | 内藤 昭 |
| 31番 | 秋山 俊和 | 32番 | 小野 喜一郎 |
| 33番 | 渡邊 英子 | 34番 | 中嶋 新 |
| 35番 | 小林 保壽 | 36番 | 古屋 富藏 |
| 37番 | 清水 壽昌 | | |

3. 欠席議員

- 5番 五味 良一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿
代表監査委員	清水喜一		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は35名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

5番議員、五味良一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

小清水教育長においても、本日、会議を欠席する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更について

議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第110号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について

議案第111号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について

議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定について

委員会審査報告について

発議第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出についておよび、継続審査の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として議題とし、お手元に配布の議事日程のとおり、日程の追加変更をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更について

議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

議案第110号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について

議案第111号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について

議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定について

委員会審査報告について

発議第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出についておよび、継続審査の件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第11として議題とし、日程の追加変更をすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更について

追加日程第2 議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 議案第110号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について
追加日程第4 議案第111号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
追加日程第5 議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
追加日程第6 議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について
追加日程第7 議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更であります。

第1回臨時会において、ご議決いただいた指定管理者にかかる事項に変更が生じたものであります。

議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例であります。

指定管理者に管理を行わせる施設から、武川町体育施設を除外するものであります。

議案第110号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例であります。

利用料金を市民料金と市民以外料金に、平成18年7月1日より分けることが主な内容であります。

議案第111号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例であります。

指定管理者制度の導入期日を変更するものであります。

議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例であります。

新たに温泉施設が設置されることに伴い、公園を構成する施設に温泉施設を加えるものであります。

議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定については、議会の議決を経る必要があるためであります。

議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定については、議会の議決を経る必要があるためであります。

以上7議案、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 4時45分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

お諮りいたします。

追加日程第1 議案第108号から追加日程第7 議案第114号につきましては、先ほど市長より提案理由の説明がされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、説明を省略することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第1 議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更について次のおり、北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更をする必要があるので議会の議決を求める。

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 公 の 施 設 の 名 称 | 北杜市長坂総合スポーツ公園
長坂共同福祉施設
ながさかげんき百歳センター |
| 2. 指定管理者となる団体の名称等 | 住所 山梨県北杜市長坂町大八田6811番地187
名称 北杜体育施設管理運営株式会社
代表 代表取締役 三神茂 |
| 3. 指 定 の 期 間 | 変更前 平成18年4月1日から平成21年3月31日
変更後 平成18年4月1日から平成23年3月31日 |

平成18年3月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第108号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第108号 北杜市長坂総合スポーツ公園等の指定管理者の指定の変更については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第2 議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例について

北杜市体育施設条例(平成17年北杜市条例第39号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年3月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終わります。

これより、議案第109号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第109号 北杜市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第3 議案第110号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第 110 号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例について
北杜市明野町滞在型宿泊施設条例（平成 17 年北杜市条例第 92 号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

平成 18 年 3 月 14 日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第 110 号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の一部を改正する条例については、
原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第 4 議案第 111 号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第 111 号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

北杜市白州尾白の森名水公園条例（平成 17 年北杜市条例第 90 号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり定めるものとする。

平成 18 年 3 月 14 日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第111号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第111号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第5 議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

北杜市白州尾白の森名水公園条例(平成16年北杜市条例第222号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年3月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終わります。

これより、議案第112号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第112号 北杜市白州尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第6 議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年北杜市条例第71号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1. 公の施設の名称 北杜市営宿泊施設たかね荘
2. 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北巨摩郡小淵沢町2980番地
名称 有限会社 八ヶ岳チーズケーキ工房
代表 代表取締役 堀口博
3. 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
平成18年3月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第113号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第113号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第7 議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項および北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年北杜市条例第71号）第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

1. 公の施設の名称 北杜市白州体育館
北杜市白州総合運動場
北杜市白州ふるさと交流センター
2. 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北巨摩郡小淵沢町上笹尾3332番地の1555
名称 特定非営利活動法人 八ヶ岳北杜グランデフットボールクラブ
代表 田畑雅宏
3. 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成18年3月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終わります。

これより、議案第114号に対する採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第114号 北杜市白州町体育施設の指定管理者の指定については、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

日程第1 議案第71号から日程第84 議案第107号につきましては、市長の議案説明において、提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

- 日程第 1 議案第 7 1 号 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 2 議案第 7 2 号 北杜市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7 3 号 北杜市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7 4 号 北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 5 号 北杜市リゾート地域整備基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7 6 号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 7 7 号 北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 8 号 北杜市国民健康保険税条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 9 号 北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 0 号 北杜市小淵沢財産区議会条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 1 号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例の制定について

以上 11 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第 7 1 号から議案第 8 1 号までの 11 案件を一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第 7 1 号 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定について
北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 18 年 2 月 28 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 7 2 号 北杜市国民保護協議会条例の制定について
北杜市国民保護協議会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 18 年 2 月 28 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 7 3 号 北杜市男女共同参画推進条例の制定について
北杜市男女共同参画推進条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 18 年 2 月 28 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第74号 北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第75号 北杜市リゾート地域整備基金条例の制定について
北杜市リゾート地域整備基金条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第76号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金
条例の制定について

北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金条例を別紙のと
おり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第77号 北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例の制定について
北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第78号 北杜市国民健康保険税条例の制定について
北杜市国民健康保険税条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第79号 北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制
定について

北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例を別紙のとおり定め
るものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第80号 北杜市小淵沢財産区議会条例の制定について
北杜市小淵沢財産区議会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成18年2月28日 提出

山梨県知事 山本栄彦

議案第81号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例の制
定について

北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例を別紙のとおり定め
るものとする。

平成18年2月28日 提出

北杜市長 白倉政司

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

議案第71号から議案第81号までについて、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

議案第71号 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定、議案第72号 北杜市国民保護協議会条例の制定の2つの議案に反対いたします。

反対の理由は、この条例のもとになっている武力攻撃事態法は2003年6月、自民・公明・民主の賛成で成立しました。アメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則付きで国民を動員するという、極めて危険な内容になっています。この有事法制の具体化として、政府は各市町村に対して、国民保護計画づくりの諮問機関となる国民保護協議会設置条例案を3月中に提出するよう求めています。同協議会への自衛隊員の参加を促しており、地方自治への軍事の介入を強めようとしています。

有事法制具体化を強力に推し進める動きは、日本をアメリカ言いなりに、海外で戦争する国につくりかえることを目的とする、憲法9条改悪と軌を一にしたものです。有事法制国民保護計画は日本を守るものでも、国民を保護するものでもなく、イラク戦争のような、アメリカの戦争に国民、地方自治体、民間を強制的に総動員するために必要とされているものです。

小泉首相をはじめ賛成の人たちは、備えあれば憂いなしと言いますが、戦争準備ほど日本有事を現実のものにしかねない、最大の脅威になります。

今、政府が強引に推し進めている日米戦争協力の道を断ち切ることは、国民保護にとっての最大の補償になります。

今、日本にとって必要なことは、有事法制の制定や具体化という軍事的な対応で、アジアの緊張を激化させることではありません。あれこれの国を仮想的に見立てて、脅威を言い立てて、もっぱら軍事的対応を問題にするといった、外交から抜け出さなければなりません。

大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交政治の力で抑えることができます。靖国問題やつくる会、教科書問題、一部保守政治家による侵略戦争美化、戦争責任否定の発言などで、世界、特にアジア諸国から脅威の目で見られているときだけに、平和憲法を守り、平和を探究する外交を政府に求め、政府による有事法制、国民保護計画の具体化に反対します。

最近、投票されました岩国基地の再編強化に反対する住民投票では、58%の有権者が投票をして、90%近い人たちが基地の再編強化に反対をしている事実を見れば分かるように、日本の国を戦争する国につくりかえる、この法案については反対をいたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

鈴木孝男議員。

○21番議員（鈴木孝男君）

議案第71号および議案第72号に対しまして、賛成の討論をいたします。

北杜市国民保護対策であり、そして北杜市の緊急対策だと思われまし、72号につきましても、35人の委員をもってというふうな組織条例であります。

災害時における法の整備だと思っています。国が定め、県が定め、北杜市が定めるのは当然のことだと思っております。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

71号、72号の2つの案件につきましては、安心・安全の暮らしを守るために危機管理の準備をしっかりしておくという地方の務め、私たちの地域社会を守るための務めの議案でございますので、賛成いたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより議案第71号、議案第72号について、一括採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、

議案第71号 北杜市国民保護対策本部及び北杜市緊急対処事態対策本部条例の制定について

議案第72号 北杜市国民保護協議会条例の制定について

は原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第73号から議案第81号まで、一括採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し 。 の 声 ）

異議なしと認めます。

よって、

議案第73号 北杜市男女共同参画推進条例の制定について

議案第74号 北杜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第75号 北杜市リゾート地域整備基金条例の制定について

議案第76号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設整備基金条例の制定について

議案第77号 北杜市ケーブルテレビ事業管理運営基金条例の制定について

議案第78号 北杜市国民健康保険税条例の制定について

議案第79号 北杜市介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議案第80号 北杜市小淵沢財産区議会条例の制定について

議案第 81 号 北杜市リフレッシュヴィレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例の制定について

は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第 12 議案第 22 号から日程第 84 議案第 107 号までの 77 案件につきましては、3 常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山九一君。

秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成 18 年 3 月 14 日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、去る平成 18 年 2 月 28 日、平成 18 年第 1 回北杜市議会定例会において付託された案件審査を 3 月 3 日、7 日にわたり、第 1 委員会室において慎重審議いたしました。経過と結果について、報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

議案第 66 号 市町村合併の進展に伴う峡北ふるさと市町村圏基金の財産処分について

議案第 82 号 北杜市内の字の区域を新たに画することについて

議案第 84 号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に再編することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について

議案第 86 号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

議案第 87 号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第 88 号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 89 号 北杜市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 90 号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議案第 103 号 北杜市総合会館条例の一部を改正する条例について

議案第 104 号 北杜市生活改善センター条例を廃止する条例について

議案第 105 号 北杜市大泉町農業者研修センター条例を廃止する条例について

議案第 106 号 北杜市白州町白須上特産品施設条例を廃止する条例について

議案第 107 号 北杜市白州町大坊農産物加工施設条例を廃止する条例について

議案第 22 号 平成 17 年度北杜市一般会計補正予算（第 5 号）（総務常任委員会所管分）

議案第 33 号 平成 17 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 43 号 平成 18 年度北杜市一般会計予算（総務常任委員会所管分）

議案第 53 号 平成 18 年度北杜市ケーブルテレビ特別会計予算

の 17 案件でありました。

2.出席した委員

委員 長 秋山九一

副委員 長 植松一雄

委員 浅川哲男、小澤 寛、保坂多枝子、細田哲郎、中村隆一
小林忠雄、小澤宜夫、小野喜一郎、小林保壽、清水壽昌

3.欠席した委員

なし

4.会議案件説明のために出席した者

総務部長 小林奎吾、総務課長 柴井英記

地域創造課長 浅川一紀、税務課長 植松 忠

企画部長 坂本 等、政策企画課長 松永直樹

情報政策課長 小池昭一、財政課長 細川清美

監査委員事務局長 小澤功宜、行革調整室長 小松正壽

白州総合支所長 植松治雄、武川総合支所長 福井俊克

高根総合支所長 深沢袈裟雄、明野総合支所長 萩原武一

大泉総合支所長 藤原 宝、長坂総合支所長 小澤孝文

須玉総合支所長 長坂治男、政策担当リーダー 進藤 勝

企画調整担当リーダー 山内一寿、秘書室秘書担当リーダー 大芝正和

5.会議書記

議会書記 伊藤勝美

議会書記 小澤永和

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会に付託されました17案件の議案審査の経過、ならびに結果を報告します。

まず、審査結果から申し上げますと、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

主なる審査結果を申し上げます。

まず議案第86号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例において、大泉町が新年度から行政改革推進により、区分けが29区から11区に再編されると提案されているが、区域割の方法はとの質問に対して、再編に伴う今後の進め方については、本年度4月早々に検討委員会を立ち上げ、18年度末決定を目標に検討したいとの答弁がありました。

次に議案第87号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例において、民間企業では人事評価制度が行われているが、公務員の人事評価は立ち遅れている。また、第12条の2項にある災害派遣手当の部分は、日本国憲法第9条との絡みがあるが、北杜市ではどのように対応するのかとの質問に対して、今回この改正は、国の人事院の勧告に基づき準じるものである。また、人事評価制度導入については、早い段階で導入できるよう検討したい。災害派遣手当については、復旧のための派遣職員に支払うもので、基準に準ずるものであるとの答弁がありました。

また、この条例は武力攻撃事態法の関係から反対するとの意見があり、起立により採決し、起立多数で可決すべきものと決定されました。

次に議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算（総務常任委員会所管分）において、小淵沢町の基金と市債の残高はとの質問に対して、平成17年度末見込み額で基金は7億4、

900万円余りで、地方債は44億8千万円余りでありますとの答弁がありました。また、税収や滞納はどのくらい増えるかとの質問に対し、税収は56億円から57億円の見込みで、滞納は1億8千万円から9千万円になる見込みであるとの答弁がありました。

また、情報政策費の工事請負費10億円の詳細内訳と工事エリアはとの質問に対して、2011年に開始されるデジタル放送に対応できないエリアである、高根町全域のCATV幹線布設替え工事費が8億円で、2億円はその他地域の工事費であるとの答弁がありました。

次に民間業者が他の地域においてCATVの工事を行っているが、民間業者に委託することにより市負担の軽減になるのではないのか、また、今まで利用者の負担金・使用料の格差があり平等性が保たれていない、平等性の部分において検討を強く要望するとの質問に対し、高根町地域は現在、旧高根町で幹線工事したものを使用しており、これの布設替え工事であると同時に2011年までに完了しなければデジタル化に間に合わないため、市が事業主体となり施行をする。民間ができるところは民間で、民間にできないところは市で行うようにする。また、高根・大泉・小淵沢以外の地域については、民間業者では対応できない部分については市が行うと。利用者負担金・使用料等の格差については、是正にむけて平成18年度に協議・検討いたしますとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

ここで、小澤寛議員は会議の途中において退席する旨の申し出がありました。

これを許可いたします。

（ 退 席 ）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成18年3月14日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、去る2月28日の平成18年第1回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、3月3日、7日、8日、10日、11日、14日に議員協議会室および第1委員会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件については、次のとおりです。

議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第5号）（文教厚生常任委員会所管分）

議案第23号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第25号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第26号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第27号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 議案第28号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第29号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)
- 議案第34号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第35号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第41号 平成17年度甲陵中・高等学校特別会計予算
- 議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算(文教厚生常任委員会所管分)
- 議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 議案第45号 平成18年度北杜市老人保健特別会計予算
- 議案第46号 平成18年度北杜市介護保険特別会計予算
- 議案第47号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第48号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 議案第49号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第50号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 議案第51号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 議案第54号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 議案第55号 平成18年度甲陵中・高等学校特別会計予算
- 議案第65号 平成18年度北杜市病院事業特別会計予算
- 議案第67号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
- 議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部改正について
- 議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 北杜市白州福祉会館条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第96号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第97号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第98号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第99号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第101号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について

2.出席した委員

- 委員長 渡邊陽一
- 副委員長 千野秀一
- 委員 篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子、田中勝海、内田俊彦
坂本治年、中村勝一、岡野 淳、内藤 昭、古屋富藏

3.欠席した委員

なし

4. 会議案件説明のため出席した者

保健福祉部長	古屋克巳	市民福祉課長	藤原良一
児童家庭課長	輿石みや子	長寿福祉課長	名取利之
障害福祉課長	三井 茂	健康増進課長	斉藤功文
白州診療所事務長	坂本正明	生活環境部長	坂本伴和
環境課長	深沢朝男	上水道課長	大柴隆夫
下水道課長	堀内 誠	教育 長	小清水淳三
教育委員会次長	小池光和	教育総務課長	藤原よしみ
学校教育課長	小林喜文	生涯学習課長	原 哲也
塩川病院管理局長	村田圭司	北杜市・小淵沢町 病院組合管理局長	雨宮智博
北杜市・小淵沢町 学校組合事務長	堀内義彦		

5. 会議書記

議会事務局長 三枝基治
議会書記 小澤永和

6. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第5号)(所管分)についてであります。

若神子公民館の工事費について、かなりの減額となっているが、その理由はとの質問に対し、若神子公民館取り壊し費用等が、非常に安価であったためでありますとの答弁がありました。

次にアスベスト工事が遅れていると思うが、いつごろまでに完成するのかとの質問に対し、高根北小はすでに終了し、須玉小は明許繰越をして、新年度すぐに工事を進める予定ですとの答弁がありました。

次に県の文化財保存事業費補助金2千万円と、国の史跡等総合整備活用推進事業費補助金が4千万円ほどあるが、内容はとの質問に、谷戸城の山の部分の整備に関わる国・県の補助金でありますとの答弁がありました。

次に火葬場の使用料が50万円の減額となった理由はとの質問に対し、1日平均1.6件で、月平均50件という数字があります。減額は供用開始が9月になり、当初の見込みより少なかったためであります。また1基増設については、供用開始より1年経過していないので、今後推移を見守りたいと思いますとの答弁がありました。なお、北の杜聖苑を使用しなくても使用できず、他の施設を使用する場合においては、相応の補助をしてもらいたいとの要望がありました。

次に児童福祉総務費の報償費が815万円減と、老人保健費の委託料の1,873万円減の理由はとの質問に、報償費の減額は出産祝金の減額であり、委託料の減額は総合健診等の各種検診の未受診分であります。当初の希望人数に対し、実際の受診は87.5%でありますとの答弁がありました。

保育園の送迎バスに職員が1名付き添いとして添乗するが、その間、保育園が手薄になるのではないかととの質問に対し、朝夕の送迎には職員が1名付き添うが、その間は園に残っている

職員で対応している。職員の配置は、基準どおりでありますとの答弁がありました。

次に議案第26号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

高根町中央区統合簡易水道事業があるが、繰越明許のうちのふれあい支援農道に対するお金はどのくらいかとの質問に対し、市単独の事業費であるが、県農務部の支援農道と同時に配水管を敷設する計画が立ててあり、支援農道が繰り越しとなるため、市としても繰り越したい、事業費としては600万円ほどでありますとの答弁がありました。

次に議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算(所管分)であります。

保育所費の工事請負費で1,774万円が計上されているが、この予算で足りるのか。須玉保育園で雨水の問題があると思うが、どうなのかとの質問に対し、当初予算はこの金額を計上してあるが、緊急の場合は補正対応をしたい。また、須玉保育園はトヨを付けて対応していますとの答弁がありました。

次に、いずみ保育園で連れ去り事件があったが、再発防止策はどうなっているのかとの質問に対し、いずみ保育園は北側と西側にフェンスを設置します。全保育園がマニュアルを作成し直して対応しており、防犯スプレー、インターフォンを設置したり、訓練も実施いたしますとの答弁がありました。

次に母子保健費の負担金補助及び交付金で、不妊治療に対する補助があるが、所得制限はあるのか。また、病院はどこでもよいのかとの質問に、病院は限られた病院でしか治療を受けられない。特殊治療なので保険の適用外であります。所得制限はありません。今後、PRも検討いたしますとの答弁がありました。

次に、指定管理納入金の須玉デイサービスセンターの分で、納入金を増やしてもらいたいとの要望があったが、結果はどうかとの質問に対し、折衝中ではありますが、18年度は当初の額で、翌年度以降に検討いたしますとの答弁があり、さらに納入金の額が増えるように努力してもらいたいと要望がありました。

次に環境衛生費の工事請負費で、六ヶ村堰建設工事関係の協定書、機械等はどうなっているのかとの質問に対し、協定書は企画部で対応しており、総代会に提示したいと考えている。金額についても協定書が結ばれ次第、提示したい。なお、機械については、まだ決定はしておりませんとの答弁がありました。

次にスクールガードリーダーが3名となるが、3名でどのように活動するのかとの質問に、明野・須玉地区に1名、白州・武川地区に1名、それ以外の地区に1名で対応します。また、長坂小・中学校をモデル地区に指定いたしますとの答弁がありました。

次に原っぱ教育で、指導主事を設置することであったが、取り組みはどうなっているのかとの質問に、教頭相当職で給与を計上し、原っぱ教育の諸事業費に報償費、使用料、負担金などを予算計上しておりますとの答弁がありました。

次に体育協会へ補助金が約3,200万円、文化協会への補助金が約500万円であるが、文化振興へも力を入れるべきであると思うがとの質問に対し、市の文化振興のために力を入れていくのは当然でありますとの答弁があり、地区の文化協会には予算がないことも事実であるので、今後働きかけをしてもらいたいとの要望がありました。

次に、文化財保護事業費の谷戸城歴史館の工事費の内容はとの質問に対し、精査をしたことにより、約8千万円で歴史館の整備、外構、展示工事を行いますとの答弁がありました。

次に、須玉地区には今までプールが6カ所あり、18年度から社会体育施設のプールを廃止して、増富を除く地区は1カ所で運営をすることであるが、詳細説明をしてもらいたいとの質問に対し、プールの監視は各公民館で館長、主事が対応しているが負担も多く、施設が老朽化して事故も懸念され、利用者も減少しているところが多い。このため、須玉小学校のプールを利用すべく、バス送迎による対応を考えております。児童生徒のためであるので、今後開設までに、小学校、PTAとも十分協議する中で検討してまいりますとの回答がありました。

次に、囲碁美術館の詳細内容と館長の人件費についての内容説明をとの質問に対し、財団 日本棋院の次長を退職された、長森氏が自身の収集した囲碁に関する貴重な資料約1,200点の寄附があり、現在、本人はそのノウハウを持って、美術館オープンに向けた、資料の整理を進めているところであります。市内でも伝統文化の継承、生涯学習の推進を図るべく囲碁教室や囲碁大会の開催などを検討しております。この時期に資料整理を実施することが妥当であると判断して、施設の整備と資料の整理をお願いするものであり、人件費は報償費の中での対応を検討してまいります。整理期間は、概ね1年を予定しておりますとの答弁がありました。

次に、学校給食センターの建設の詳細説明をとの質問に対し、学校給食センターは施設の老朽化に伴い、高根町では緊急の課題でありましたが、他の施設も老朽化しており、生徒数の減少などを考慮して検討する中で、現在の長坂学校給食センターと、他の、もう1カ所の給食センターを基本として、対応してまいりたいと考えております。食育、地産地消、学校給食衛生管理の基準を考慮しながら、調理場運営委員会等の意見を聞く中で、1カ所にこだわらず、さらに検討してまいりますとの答弁がありました。

次に議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国保税が17%増となるが、その根拠と、小淵沢町への周知はとの質問に対し、7町ごとに税率は違っており、不均一課税であったものを統一するものであります。同時に逼迫した国保財政の健全化に対するものであります。小淵沢町も含め、多くの情報網を使い、理解が得られるよう努力しますとの答弁がありました。

次に議案第46号 平成18年度北杜市介護保険特別会計予算についてであります。

一般会計予算で実施していた事業が、今回の予算では特別会計に計上されているようであるが、事業自体はどうなるのかとの説明に対し、一般会計の中で実施してきた事業が、補助金がなくなったため、介護保険特別会計により実施することとなり、予算の組み替えをしたものであります。包括支援センターで実施するもので、事業により、委託等も考えておりますとの答弁がありました。

次に議案第47号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

高根町の滞納繰越分の説明をとの質問に対し、裁判に対する滞納繰越額もありますが、平成10年度から裁判のほうは、旧料金しか払っておられない状況で、新しく条例改正した金額で払っていただいておりますとの答弁がありました。また、水道管理費の委託料には水質検査費用が入っているが、その内訳はとの質問に対し、法定検査費用、消耗品費、塩素滅菌等の予算を計上しておりますとの答弁がありました。

次に議案第48号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計予算についてであります。

小淵沢町の下水道の状況はとの質問に、農業集落排水事業は西部地区であるが100%で、中部処理区は90%、東部地区は43%で、全体で63%の整備率でありますとの答弁がありました。

次に議案第49号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。
汚泥については最終的にはどうなるのかとの質問に対し、農業集落排水事業においては、一般廃棄物として、北部はふるさと公苑へ、明野、須玉、武川は葦崎南部で処理を行い、下水道事業については、産業廃棄物として、水分を除き業者において処理を行いますとの答弁がありました。

次に議案第55号 平成18年度甲陵中・高等学校特別会計予算についてであります。

在校生はどのくらいいるのか。また、交付税はどうなっているのかとの質問に、高校全体で約450名、中学は4月から120名となります。交付税は算定の基礎があり、一般会計に入りますとの答弁がありました。

次に議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

入院時食事療養費は、年間どのくらいかとの質問に対し、4月から2月まで、1,914人で約79万円でありますとの答弁がありました。

次に議案第94号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

入居者数はどのくらいで、入居用件等の内容についてはどのようなものかとの質問に対し、高根町だけにあるもので、入居者は10戸で、個人用は5戸、世帯用は5戸であり、高齢者の日常生活支援サービスの一環で実施し、援助員1名が派遣されておりますとの答弁がありました。

次に議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

入院時食事療養費は年間どのくらいかとの質問に対し、4月から2月までで、1,847件で約3,050万円であります。2分の1ずつを県と市で負担いたしますとの答弁がありました。

次に議案第99号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

農排の振興のための減免はいいことだが、合併7町村の中で、白州だけの減免では問題が生ずる。実態の説明をとの質問に対し、第三処理区については、合併前から事業採択し、地区説明会をしてきた。新市になって供用開始の運びとなったが、免除規定はないとの説明は住民の方に理解しがたいと判断した。減免措置については、補助金を出すなり、加入促進を図る方法を考え、支払ってもらうのが原則でありますとの答弁がありました。

次に議案第102号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

金田一春彦図書館が中央館的機能を持つとあるが、どういったことをするのか。館長が退職するところもあるが、その対応はどうするのかとの質問に、市内の8図書館を統括するためのものである。それぞれの館長が退職してもサービス低下にならないよう、指導してまいりますとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑であります。

慎重審議の結果、付託された36案件については、可決すべきものと決定されました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

暫時休憩します。

6時10分に再開いたします。

休憩 午後 5時57分

再開 午後 6時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

委員長報告を続けます。

建設経済常任委員会委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長（篠原珍彦君）

平成18年3月14日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は、去る2月28日の平成18年第1回北杜市議会定例会において付託された案件審査を3月3日、3月6日、3月7日の3日間にわたり、北杜市役所第3委員会室において、慎重審議・審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第5号)(建設経済常任委員会所管分)

議案第30号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議案第31号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第4号)

議案第36号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第38号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第39号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第4号)

議案第42号 平成17年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算(建設経済常任委員会所管分)

議案第52号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第56号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計予算

議案第57号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計予算

議案第58号 平成18年度北杜市高根財産区特別会計予算

議案第59号 平成18年度北杜市長坂財産区特別会計予算

議案第60号 平成18年度北杜市大泉財産区特別会計予算

議案第61号 平成18年度北杜市白州財産区特別会計予算

議案第62号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計予算

議案第63号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

議案第64号 平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第68号 農地等高度利用促進事業大泉地区土地改良事業計画変更の議決を求める件

議案第69号 字の区域の変更について

議案第70号 字の区域の変更について

議案第100号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

以上についての24案件でありました。

2.出席した委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 坂本 静、五味良一、利根川昇、小尾直知、小林元久

鈴木孝男、林 泰彦、秋山俊和、渡邊英子、中嶋 新

3.欠席した委員

なし

4.会議案件の説明のため出席した者

産業観光部長 植松好義、農業委員会事務局長兼農林課長 浅川清朗

観光商工課長 植松 本、農林整備課長 矢崎一郎

農林課課長補佐 比奈田善彦、建設部長 真壁一永

土地政策課長 相吉正一、建築住宅課長 岡田茂雄

道路河川課長 浅川和徳、道路河川課用地管理担当 手塚清作

生活環境部下水道課長 堀内 誠、明野総合支所産業振興課長 小林一大

須玉総合支所産業振興課長 内藤歳男、高根総合支所産業振興課長 白倉民雄

長坂総合支所産業振興課長 中嶋明男、大泉総合支所産業振興課長 山田武男

白州総合支所長 植松治雄、白州総合支所産業振興課長 名取重幹

武川総合支所産業振興課長 長坂栄造

5.会議書記

議会事務局長 三枝基治

6.審査結果

この審議過程において、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第68号 農地等高度利用促進事業大泉地区土地改良事業計画変更の議決を求める件についてであります。

大泉地区土地改良事業計画の当初の計画を変更しなければならない理由はとの質問に対し、平成15年度から計画実施された、暗渠排水事業の面積が8.3ヘクタールに減少したため、用排水路整備延長も減少したため、変更するものですとの答弁がありました。

次に議案第69号 字の区域の変更についてであります。

字界を変える理由はとの質問に対し、圃場整備事業により区画整備した道路・水路・土地が分かれてしまうため、行政上、字界を変更するものですとの答弁がありました。

次に議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第5号) 所管分についてであります。

松くい虫防除事業補助金はなくなってしまうのか、また、松くい虫防除事業に対する市民への啓蒙指導はとの質問に対し、合併前においては約6千万円の補助枠がありましたが、国の補

助枠が縮小され、同額要望しましたが、約3千万円の補助決定でありました。松くい虫対策は国の基準は標高800メートル以上のため、樹種転換も含めて、防除奨励に努めますとの答弁がありました。

次に電源立地地域対策交付金の事業対象地域は、農地費の工事請負費で240万円、減額計上されているが、有効に事業充当できなかった理由はとの質問に対し、対象地域は須玉・長坂・白州・武川地区で、減額理由は武川で当初、水路改修を計画したが、実施設計において延長が変更になり、ほかの地域に予算配分ができないためですとの答弁がありました。今後、慎重に対応するよう要望が出されました。

次に農地費の負担金補助及び交付金で、市単独事業費1,575万円減額されている。支所によっては、予算の関係で要望事業を断念した事実があるが、各支所間の連携はとられているのかとの質問に対し、設計変更等による減額が理由ですが、今後精査に努力し、支所と本庁の連携を密にしていきますとの答弁がありました。

次に農業総務費の、農業集落排水事業特別会計への1,873万8千円繰り出されているが、繰出基準はとの質問に対し、総務省より地方公営企業会計による繰出基準により、公債費の55%を一般会計から繰り出していますとの答弁がありました。

次に議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算(委員会所管分)についてであります。

電源立地地域対策交付金について、武川では17年度で工事終了と説明されているが、本年度予算で星山水路・見山水路工事があるが、関連事業、または新規事業かとの質問に対し、星山・見山水路工事は新規ですとの答弁がありました。

次に市単独事業の各支所ごとの予算計上額はとの質問に対し、明野400万円、須玉200万円、高根400万円、長坂600万円、大泉300万円、白州400万円、武川300万円、小淵沢100万円の予算計上がしてありますとの答弁がありました。

次に八ヶ岳育苗施設の建設場所はとの質問に対し、JAと市で高根町村山西割に計画し、補助申請の予定ですとの答弁がありました。

以上が、主な質疑でありました。

慎重審査の結果、付託された24案件については、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

以上で、建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

3常任委員会に付託された案件につきましては、質疑を省略し、討論と採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、質疑を許します。

質疑をするときには、議案番号と議案名を言ってから質疑をしてください。お願いいたします。

中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

報告の中で、文教厚生常任委員長に質問をするのが1点、福祉部長に質問するのが3点、続

けて質問をします。

まず1点目、囲碁美術館整備事業の部分の説明を求めます。なぜなら、財政厳しい折、少しでも経費節減を目指して、公共施設の指定管理者制度への移行、また60歳定年なのに特別措置を、若干の退職金の割り増しを条件に定年前の肩たたきで、58歳退職を奨励していると聞く北杜市が、なぜ囲碁美術館の館長の人件費に多額の出費をするのか。私を含めて多くの議員、市民が疑問を持っています。そこで、今まで支払われた人件費等の金額と、これから支払う予定の金額、報償費に盛るといふことですが、それらを含めて詳細に説明してほしいと思います。

そして、文教厚生常任委員会では時間をかけて、熱心に論議をやってきました。そんなことで、この囲碁美術館のことについて、委員長さんに詳細に報告をお願いしたい。

第2点は福祉の関係ですが、先ほどの報告で、8ページのところですが、議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成の一部を改正する条例についてということで、そこに1,847件で約3,050万円とありますけれども、これは県と市が支出する、両方合わせて3,050万円ではないのかと。市が負担するのは、この半額ではないかなと私は思いますので、そのところを教えてください。

第3点目は議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について、質問をします。

合併協定書には国民健康保険事業の取り扱いとして、国民健康保険の税率は基金の有効活用などにより、被保険者の負担増とならないよう努める。ただし、合併する年度および、その翌年度に限り、不均一課税を行う。この合意は、2年間は現状のまま、3年目以降も行政が努力して、国保税は上げないと受け取った市民が多かったのではないかと。行政には被保険者の負担増にならないよう、努力する義務があるし、その努力を市民に分かりやすく説明すべきと考えますが、どうでしょうか。

第4点目は議案第91号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の全部改正する条例について、質問します。

本年度の該当者は何人いましたか。また、入院時の食事代の支給額はどのくらいありましたか。なぜ、無料を続けなかったのですか。

以上、質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

中村隆一君から質問が出されました。

第1点目について、一般会計の囲碁美術館の件でございます。これは質問が、内容に関係してございます。委員長の答弁は経過、あるいは結果についてというふうなことでございます。内容についての説明でございますので、部局に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

部局のほうから、答弁を求めます。

小池教育次長。

○教育次長（小池光和君）

中村議員さんの囲碁美術館に関わる人件費の件でございますが、12月の補正でご了承をいただきまして、1月より40万円の支払いでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

古屋保健福祉部長・・・。

○25番議員（中村隆一君）

これから支払う予定のものも、私、聞いているわけですよ。

○議長（清水壽昌君）

中村君、まだ。先ほどからの答弁を求めています。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、議案第95号の重度心身障害者医療費助成条例の関係でございます。

3,050万円というのは、県と市で半分ずつ出すと、寄附すると、こういうことでございます。

第2点目の議案第44号 国民健康保険税の関係でございますけども、ご承知のように、保険税を下げるには健康寿命を延ばすと、こういうことでございます。そのためには糖尿病とか、高血圧とか、そういう生活習慣病の予防が大切でございます。

保坂議員からご質問がございました、食育についても推進を図ってまいりますけども、各地区において実施しております総合健診、この結果に基づく健康相談、健康指導、あるいは介護予防の中で行っている出前講座とか健康教室、こういう中において、併せて税のことについても詳しく説明してまいります。

またCATVとか広報、パンフレット等を各家庭に配布して、住民に理解していただくよう務めるということは、一般質問の中で答弁をさせていただきました。

次に議案第91号の、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の件でございます。

今年度の該当者は440人でございます。入院食事療養費は、現在のところ5万円でございます。これにつきましても、県と市の2分の1ずつの負担でございます。

改正した理由でございますけども、基本的には昨年、介護保険法が改正されまして、その中で食事は介護サービス費の対象としない。また、障害者に対して自立支援法が改正されまして、今年の4月からは入院食事療養費についても、自己負担となったと。これに県においても、18年4月1日からは、入院食事療養費を自己負担とするというような要綱を改正しました。これらの事業は、県と軌を一にする事業でございますから、県と助成内容を同一にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

再質問はございますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

先ほどの囲碁美術館の、昨年の12月の補正予算で支出した分、月別に報告願いたいと思います。そして、今年度の4月から1年ぐらいというふうにありましたけれども、それらはどのように考えているのか。具体的な金額を示してほしいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小池教育次長。

○教育次長（小池光和君）

答弁漏れがございました。すみませんでした。

人件費につきましては、1月から各40万円の額でございます。それから4月以降につきましては、今回、当初予算でお願いいたしました40万円ということで、長森さんが持っているノウハウのもとで整理を進める中、オープンに向けての資料の整理をお願いするところでございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

（なし）

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論ありますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第5号）について、反対をいたします。

反対の理由は、高根町清里3545番地377の破産した旧ホテル「カルム」の建物を4,983万5,800円で購入するのに、私は反対しました。今度は、その買い取った建物を解体する費用として、1,850万円が計上されています。こんなに無駄遣いしていいのでしょうかということで、私はこの補正予算に反対をいたします。

では、続けていきます。

議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について、反対をいたします。

反対理由は県が独自に無料化していた、ひとり親家庭の入院時食事代を有料化しました。それに追随して、市も有料化しました。今、明らかにされた該当者440人、市の負担支給額673万445円相当額が、今後すべて自己負担になります。ハンディのあるひとり親家庭に重い負担をかける冷たい県政であり、また市政ですので、反対をいたします。甲府市では、半額を市で独自に負担するそうです。

次に議案第92号 乳幼児医療費に関する条例の一部改正について、反対をいたします。

反対理由は、県が独自に無料化していた乳幼児の入院時食事代を有料化しました。それに追随して、市も有料化しました。今、明らかにされた該当者1,914人、市の負担支給額79万1,700円相当額が、今後すべて自己負担になりますので、反対いたします。病気で入院したときの、わずかばかりの食事代をどうして援助できないのでしょうか。甲府市では、全額補助するそうです。

次に議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

反対理由は、県が独自に無料化していた重度心身障害者の入院時食事代を有料化しました。今、明らかにされた人数は1,847人。市の負担額は1,525万円相当額が、今後はすべ

て自己負担になりますので、反対いたします。障害者への負担増を押し付ける冷たい県政に追随して、北杜市も福祉に冷たい市政です。甲府市では、半額を市で負担するそうです。

次に議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算案について、反対いたします。

今年一般会計予算案は286億円余であり、小淵沢町を迎え、新北杜市の初年度の予算案であり、合併する小淵沢町民を含む北杜市民も注目しています。国保税の3年連続の値上げ、介護保険料の大幅な値上げ、乳幼児医療費、障害者医療費など、市民にとっては痛みの伴うものとなっています。反面、囲碁美術館整備事業、学校給食センター設計業務など、市民の理解を得るのに大変なものも含む予算案と言わざるを得ません。以下、具体的に反対理由を3点述べます。

第1は若い子育て世代の人たちから、大変期待されていた乳幼児医療費の病院窓口で700円の自己負担をなくす予算、およそ400万円が計上されていません。

第2は、囲碁美術館建設整備事業に1,223万3千円計上されていることです。これは長坂総合支所2階の議場を改修して、囲碁美術館を開設するというものです。館長の人件費も含めて、管理運営費に多くの経費がかかる美術館が今、北杜市に本当に必要なのか、市民の理解が得られるのか、疑問の施設です。

反対理由の第3は、北杜市学校給食センター設計業務費が2,253万5千円計上されていることです。長坂学校給食センターを除いて、市内1カ所の最大調理可能数2,500食規模の給食センターを建設する基本設計のためのものです。大型の給食センターは広域の地域に配送されるため、調理してから配送するまでに時間の余裕がないために、手作りの調理が少なくなり、冷凍食品にとって替えられ、一度に大量の食材を必要とするため、地元の農家が作った作物の調達も無理になることは明らかですから、反対をいたします。

以上3点、反対理由を述べました。

行財政改革アクションプランで、なんでも一律カットするのではなく、改革の順序を考えて、まず投資的経費の見直し、次に物件費、補助費等の見直しと進め、不要不急の公共工事は思い切って削り、住民の暮らし、福祉、教育に必要な事業は実施すべきです。地方自治体の任務は住民の安全、健康、福祉の増進を図ることです。厳しい財政であっても、乳幼児、障害者や老人など社会的弱者や、国の悪政の中で困難を強いられている市民に心を寄せ、暮らしを支えるために力を注ぐのが、政治の姿ではないでしょうか。

以上を述べて、反対討論とします。

次に議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算案について、反対をいたします。

国民健康保険の加入者は農業者、自営業者、主婦、退職者など、所得の少ない層が圧倒的に多く、国がきちんと財政的な補償をしないと成り立たない制度です。しかし、長年続いている自党内閣は、国民健康保険総収入に占める国庫補助の割合を1980年の57.5%から2003年には35.5%まで引き下げてきました。このことが、国保税を高くしてきた主要な原因です。国庫補助を元に戻せば、国保税の引き上げも医療費の窓口での3割の自己負担も必要なくなります。

国の補助は2002年度で約3兆4千億円だったので、1980年の水準に戻すためには約2兆円あればよいのです。北杜市の国保税の滞納世帯は、2001年に722世帯だったものが2005年には1,692世帯と激増し、2005年2月までの滞納額は2億7千万円を超

えています。国保税の引き上げによって、滞納世帯がさらに増加し、国保税引き上げ、税収不足、国保税引き下げの悪循環を抜け出すことはできなくなります。

一般会計から国保特別会計への繰り入れを増やすこと。条例の減免措置を広げ、所得の低い層の負担を軽減すること。応能割、応益割の比率を変えて、応能割を増やすことなどを求めます。

以上の理由から、今回の国保税の引き上げに反対いたします。

議案第46号 平成18年度北杜市介護保険特別会計予算案について、反対をいたします。

国保税と同じで、値上げすると支払えない層が増えます。また、サービスを受けるのに1割の自己負担が重く、サービスを利用したくても利用できない人が増えていくので、30%もの値上げに反対をいたします。

以上、反対討論です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま、討論のありました議案第22号、議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第91号、議案第92号、議案第95号につきましては、それぞれ1議案ずつ採決を行います。

議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第5号)について、採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第22号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第5号)については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算について、採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第43号 平成18年度北杜市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第44号 平成18年度北杜市国民健康保険特別会計予算については、委員長

の報告のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第46号 平成18年度北杜市介護保険特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第46号 平成18年度北杜市介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部改正について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第91号 北杜市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第92号 北杜市乳幼児医療費助成金支給条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第95号 北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第45号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、

議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第82号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第93号、議案第94号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、以上の案件につきまして、3常任委員会委員長の報告は可決でございます。

本案は3常任委員会委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

議案第23号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第24号 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第25号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第26号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第27号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第28号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第29号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)

議案第30号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議案第31号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第4号)

議案第33号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第3号)

議案第34号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第3号)

議案第35号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)

議案第36号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第37号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第38号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第39号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第4号)

議案第40号 平成17年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)

議案第41号 平成17年度甲陵中・高等学校特別会計予算

議案第42号 平成17年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算

議案第45号 平成18年度北杜市老人保健特別会計予算

議案第47号 平成18年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

議案第48号 平成18年度北杜市下水道事業特別会計予算

議案第49号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第50号 平成18年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第51号 平成18年度北杜市白州診療所特別会計予算

議案第52号 平成18年度北杜市土地開発事業特別会計予算

議案第53号 平成18年度北杜市ケーブルテレビ特別会計予算

議案第54号 平成18年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第55号 平成18年度甲陵中・高等学校特別会計予算

議案第56号 平成18年度北杜市明野財産区特別会計予算

- 議案第57号 平成18年度北杜市須玉財産区特別会計予算
議案第58号 平成18年度北杜市高根財産区特別会計予算
議案第59号 平成18年度北杜市長坂財産区特別会計予算
議案第60号 平成18年度北杜市大泉財産区特別会計予算
議案第61号 平成18年度北杜市白州財産区特別会計予算
議案第62号 平成18年度北杜市武川財産区特別会計予算
議案第63号 平成18年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
議案第64号 平成18年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
議案第65号 平成18年度北杜市病院事業特別会計予算
議案第66号 市町村合併の進展に伴う峡北ふるさと市町村圏基金の財産処分について
議案第67号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
議案第68号 農地等高度利用促進事業大泉地区土地改良事業計画変更の議決を求める件
議案第69号 字の区域の変更について
議案第70号 字の区域の変更について
議案第82号 北杜市内の字の区域を新たに画することについて
議案第84号 市川三郷町、甲州市及び中央市の設置、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入すること並びに小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について
議案第86号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について
議案第87号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
議案第88号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第89号 北杜市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例について
議案第90号 北杜市特別会計設置条例の一部を改正する条例について
議案第93号 北杜市白州福祉会館条例の一部を改正する条例について
議案第94号 北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例の一部を改正する条例について
議案第96号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第97号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第98号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第99号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
議案第100号 北杜市小規模企業者小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
議案第101号 北杜市公民館条例の一部を改正する条例について
議案第102号 北杜市図書館条例の一部を改正する条例について
議案第103号 北杜市総合会館条例の一部を改正する条例について
議案第104号 北杜市生活改善センター条例を廃止する条例について
議案第105号 北杜市大泉町農業者研修センター条例を廃止する条例について
議案第106号 北杜市白州町白須上特産品施設条例を廃止する条例について
議案第107号 北杜市白州町大坊農産物加工施設条例を廃止する条例について
以上の案件につきましては、3常任委員会委員長の報告のとおり可決することに決しました。

先ほど、渡邊英子議員のほうから7時に退席したいというような申し入れがされました。
許可いたします。

(退 席)

ただいま、秋山九一議員からも退席の申し入れがされました。
許可します。

(退 席)

○議長(清水壽昌君)

追加日程第8 委員会審査報告 請願第1号 請願の件(さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願)を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成18年3月14日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

請願第1号の審査の結果について、文教厚生常任委員会からご報告申し上げます。

去る2月28日、本会議において請願第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願が当委員会に付託されました。

この請願について、3月11日、当委員会の中で慎重審議した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採決であります。

本案は委員長の報告のとおり採決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会審査報告 請願第1号 請願の件(さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出を求める請願)については、委員長の報告のとおり採決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第9 委員会審査報告 請願第2号 請願の件(安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願)を議題といたします。

本件は審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成 18 年 3 月 14 日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

請願第 2 号の審査の結果について、文教厚生常任委員会からご報告申し上げます。

去る 3 月 9 日の本会議において請願第 2 号 安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願が当委員会に付託されました。

この請願について、3 月 11 日、当委員会の中で慎重審議した結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第 10 発議第 1 号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、内田俊彦君から提案理由の説明を求めます。

20 番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20 番議員（内田俊彦君）

発議第 1 号

平成 18 年 3 月 14 日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者

住所 北杜市須玉町若神子 4 1 1 5 の 1

北杜市議会議員 内田俊彦

賛成者

北杜市議会議員 篠原眞清

” 鈴木今朝和

” 風間利子

” 坂本治年

” 中村勝一

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出について

上記議案を会議規則第 14 条の規定により、別段のとおり提出します。

提案理由

わが国の合計特殊出生率が過去最低を更新し、超少子化国と位置づけられ、これまでもさまざまな少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化に歯止めがかかっておらず、これまでの施策の検証と効果的な支援策のさらなる検討が必要であるため、提出するものです。

1枚おめくりください。

さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2005年版「少子化白書」は、2004年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの平均数）が1.28人と過去最低を更新したことをふまえて、わが国を初めて超少子化国と位置づけました。予想を上回る少子化の進行によって、これまでの予測よりも1年早く、今年には人口減少社会に転じる可能性がある」と指摘しています。これまでも、さまざまな少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯止めがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策について、さらなる検討が必要です。

その上で、少子化対策は、単に少子化への歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが、生まれてきてよかったと心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。子育ては、いまや、地域や社会全体が取り組む課題であり、わが国の将来を担う子どもたちのすこやかな成長のために、社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要です。子育てへの経済的な支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など、総合的に子育て支援策を展開するべきです。

よって、政府においては、さらなる総合的な少子化対策として、次のような施策を講じるよう、強く求めます。

記

1. 抜本的な児童手当の拡充
 2. 出産費用等の負担の軽減
 3. 子育て世帯向けの住宅支援
 4. 子どもを預けやすい保育システムへの転換
 5. 放課後児童健全育成事業等の充実
 6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れる働き方の見直し
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

1枚おめくりください。

平成18年3月14日
北杜市議会議員 清水壽昌

衆議院議長 河野洋平殿
参議院議長 扇 千景殿
内閣総理大臣 小泉純一郎殿
厚生労働大臣 川崎 二郎殿

また、この冒頭におきまして、提出者の住所が抜けておりましたが、これは付け加えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

本案については質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第11 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 7時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和